令和７年度

整備主任者・自動車検査員研修資料
【地域教材】

北陸信越運輸局　自動車技術安全部

《北陸信越ブロック版》

Ⅰ　最近改正された法令・通達等

1　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第59次改正）
（令和６年９月20日　自動車技術総合機構）…… 256

2　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第61次改正）
（令和６年12月26日　自動車技術総合機構）…… 304

3　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第63次改正）
（令和７年３月13日　自動車技術総合機構）…… 318

4　独立行政法人自動車技術総合機構からのお知らせ
OBD検査対象車の受検時のお願い事項について …… 365
オンライン届出システムにて新規検査等届出のオンライン届出も可能になります…… 366
並行輸入自動車の事前書面審査の届出がオンラインで可能になります…… 367
カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について…… 368
車検時にはヘッドライトテスタを用いてロービームを計測します…… 369
検査実施のための遵守事項について…… 371
秩序維持のための遵守事項について…… 372

5　運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）…… 373

6　これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて
～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～…… 377

7　「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について
（令和７年７月８日　国自整第77号）…… 384

8　道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより
実施する上での留意事項について
（令和７年７月８日　国自整第70号）…… 402

9　点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存
又は交付に関する取扱いについて
（令和７年７月８日　国自整第85号）…… 407

10　自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業の徹底について
（令和７年７月25日　北信技整第62号の２）…… 414

Ⅱ　参考資料

1　令和６年度　北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要…… 415

2　令和７年７月８日　官報号外第156号 …… 416

3　ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！…… 434

Ⅲ　統計資料

1　管内自動車保有車両数の推移（過去５年）…… 436

2　管内継続検査件数の推移（過去５年）…… 437

3　管内ユーザー車検受検件数の推移（過去５年）…… 438
4　管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）…… 439
5　管内認証・指定工場の実態（令和６年度末）…… 439

Ⅳ　その他資料（連絡先等一覧）
1　北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所…… 440
2　独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所…… 440
3　軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所…… 441
4　自動車整備振興会…… 441
5　管内出張検査場…… 441

プレスリリース
令和６年９月20日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第59次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和６年10月１日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5ｔを超える貨物車）についても、協定規則第169号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2]

○　乗車定員10人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第170号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]

○　自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]

２．自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添3]

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

令和 6 年 9 月 20 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5ｔを超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]

○ 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]

○ 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]

② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 14 日国土交通省令第 66 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 269 号、令和 6 年 6 月 14 日国土交通省告示第 518 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

３．施行日

令和 6 年 10 月 1 日（1.（1）②の規定については令和 6 年 10 月 28 日）

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 59 次改正新旧対照表

令和 6 年 9 月 20 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態をいう。 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態をいう。 （削除） （削除） （削除）
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	乗降口に備える扉の解錠又は施錠操作と連動すること、その他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件により作動し、かつ、次に掲げる全ての要件に適合する灯火をいう。 ① 道路運送車両の保安基準第 32 条から第 34 条の 3 まで、第 35 条の 2 から第 37 条の 4 まで又は第 39 条から第 41 条の 3 までに規定する灯火と兼用のものであること。 ② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。 ③ 一連の作動時間が 3 秒以内であること。
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

新

	ね	年少者用補助乗車装置取付具	ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置、ロアーテザーアンカレッジ及びサポートレッグ接触面をいう。 （ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置及びロアーテザーアンカレッジでもよい。）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	ろ	ロアーテザーアンカレッジ	年少者用補助乗車装置の下部に備える回転防止装置を固定するために設計された自動車に備える取付装置をいう。
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	C	（略）	（略）
		CMVSS ラベル	自動車に貼付されている CMVSS に適合している旨が表示されたラベル（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。
		COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC 附則Ⅸパート Ⅰ、2001/116/EEC 附則Ⅸパート Ⅰ、2002/24/EEC 附則Ⅳ-A、2007/46/EC 附則Ⅸ又は 901/2014/EC 附則Ⅳに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可［Whole Vehicle Type Approval］を受けた自動車の適合証明書［EC Certificate of Conformity］（未完成車に対して発行されたものを除く。）をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
	（略）	（略）	（略）
	F	（略）	（略）
		FMVSS ラベル	自動車に貼付されている FMVSS に適合している旨が表示されたラベル（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。
	（略）	（略）	（略）
	O	（略）	（略）
		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① かじ取装置（UN R79 の 2.3.4. に定める高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。） ② かじ取装置（UN R171 の 2.1. に定める運行補助機能に係る部分に限る。）

旧

	ね	年少者用補助乗車装置取付具	ISOFIX 取付装置、ISOFIX トップテザー取付装置及びサポートレッグ接触面をいう。 （ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置でもよい。）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	ろ	（新設）	（新設）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	C	（略）	（略）
		CMVSS ラベル	自動車に貼付されている CMVSS に適合している旨が表示されたラベルをいう。
		COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC 附則Ⅸパート Ⅰ、2001/116/EEC 附則Ⅸパート Ⅰ、2002/24/EEC 附則Ⅳ-A、2007/46/EC 附則Ⅸ又は 901/2014/EC 附則Ⅳに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた自動車の適合証明書（EC Certificate of Conformity）をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
	（略）	（略）	（略）
	F	（略）	（略）
		FMVSS ラベル	自動車に貼付されている FMVSS に適合している旨が表示されたラベルをいう。
	（略）	（略）	（略）
	O	（略）	（略）
		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① かじ取装置（UN R79 の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。） （新設）

新				旧			
			③～⑩（略）				②～⑨（略）
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	U	（略）	（略）		U	（略）	（略）
		UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則をいう。			（新設）	（新設）
		UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則をいう。			（新設）	（新設）
		UN R171	運転支援システムに係る協定規則をいう。			（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	W	WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。		W	WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレートをいう。

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第３章（略）
第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1　敷地等における秩序維持等
（1）受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①～⑰（略）
⑱　検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
⑲（略）
⑳　その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
（2）～（6）（略）
4-2～4-4（略）

4-5　製作年月日等
4-5-1　製作年月日
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第３章（略）
第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1　敷地等における秩序維持等
（1）受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①～⑰（略）
⑱　検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
⑲（略）
⑳　その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
（2）～（6）（略）
4-2～4-4（略）

4-5　製作年月日
（新設）
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

（略）

新	旧
動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略）	動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略）
4-10　車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査） （1）細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。 ①～⑥（略） （2）OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、（1）の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールの表示状況を確認する方法でもよい。（「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月 28 日付け国自基第 221 号国自整第 270 号）関係） 事象 ／ 適用する期間 ① OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。） ／ ・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで ② 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。） ／ ・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで ③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。） ／ 次のいずれかとする。 ・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで （3）次に掲げる事象は（2）に該当しないものとする。 ① 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象 ② OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバに接続できない事象 ③ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象	**4-10　車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）** 細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。 ①～⑥（略） （新設） （新設）

（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。
また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。
<table>
<tr><th>記録を要する自動車</th><th>記録されるべき趣旨</th><th>例</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>39.　多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）</td><td>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）※5</td><td>保安基準適用年月日
平成 28 年 11 月 1 日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考
※1～※4（略）
※5　4-5-2（1）の規定を適用したものにあっては、保安基準の判定年月日を「令和６年３月 31 日」とする。
（2）～（5）（略）
5-3-16～5-3-17（略）

5-4　審査結果等の通知
5-4-1～5-4-3（略）
（削除）

第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-8（略）

6-9　原動機及び動力伝達装置

6-9-1　性能要件
6-9-1-1　視認等による審査
（1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。
この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第８条第１項関係、細目告示第 10 条第１項第１号関係）
①　原動機の始動が著しく困難なもの
②　原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
③　原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
④　エア・クリーナが取外されているもの
⑤　潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
</td><td>
央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。
また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。
<table>
<tr><th>記録を要する自動車</th><th>記録されるべき趣旨</th><th>例</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>39.　多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）</td><td>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）</td><td>保安基準適用年月日
平成 28 年 11 月 1 日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考
※1～※4（略）
（新設）

（2）～（5）（略）
5-3-16～5-3-17（略）

5-4　審査結果等の通知
5-4-1～5-4-3（略）
5-4-4　車両重量の測定結果の通知
軌陸車等において、4-23（3）の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第１項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票１に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。
第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-8（略）

6-9　原動機及び動力伝達装置
7-9 の規定を適用する。
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
⑥　冷却装置に著しい水漏れがあるもの
⑦　ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
⑧　クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの
⑨　変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
⑩　動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
⑪　動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
⑫　推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
⑬　駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
⑭　推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
⑮　自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
⑯　自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
⑰　動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの
⑱　別添７「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
⑲　別添８「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
⑳　7-12-1-2（1）又は 7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの
【表示】
（2）速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添８「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、（1）⑲の基準を満足していないものとする
（3）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。（保安基準第８条第２項関係）
（4）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する２個以上のばねその他の装置を備えなければならない。（保安基準第８条第３項関係）
6-9-1-2　書面等による審査
（1）自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。（保安基準第８条第１項関係、細目告示第 10 条第１項第３号関係、適用関係告示第４条第 16 項第 17 項関係）
</td><td></td></tr>
</table>

新	旧
① 大型特殊自動車 ② 被牽引自動車 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 ④ 輸入された二輪自動車 ⑤ 輸入された側車付二輪自動車 (2) 指定自動車等に備えられた車載式燃料・電力消費等測定装置と同一の構造を有する車載式燃料・電力消費等測定装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	
6-9-2 欠番	(新設)
6-9-3 欠番	(新設)
6-9-4 適用関係の整理	(新設)
(1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、7-9-5 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係) (2) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-9-6 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係) (3) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-7 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項第 5 項第 6 項関係) ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの ② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車 (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日)から令和 8 年 9 月 30 日(輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 11 年 9 月 30 日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及	

新	旧
び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 9 月 30 日以前のもの	
6-10～6-12 (略)	**6-10～6-12** (略)
6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-S5 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。 (2) ～ (4) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-2(3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5. (5.5. を除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R12-05 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. 又は UN R137-03 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 7 条第 14 項関係) (6) (略)	**6-13 かじ取装置** 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-S4 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。 (2) ～ (4) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-2(3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5. (5.5. を除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R12-05 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 7 条第 14 項関係) (6) (略)
6-14 施錠装置 **6-14-1** (略) **6-14-2 性能要件** **6-14-2-1** (略) **6-14-2-2 書面等による審査** (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの((2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(被牽引自動車を除く。)に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-S4 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関	**6-14 施錠装置** **6-14-1** (略) **6-14-2 性能要件** **6-14-2-1** (略) **6-14-2-2 書面等による審査** (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの((2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(被牽引自動車を除く。)に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-S3 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関

(略)

新	旧
る基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。	める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。
（2）次に掲げる自動車にあっては、（1）②の規定中、「UN R16-09」を「UN R16-08-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）
（3）次に掲げる自動車にあっては、（1）②の規定中、「UN R16-09」を「UN R16-07-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係） ①～④（略）	（2）次に掲げる自動車にあっては、（1）②「UN R16-08-S4」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係） ①～④（略）
［量産型超小型モビリティの特例］ （4）量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-09 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-09 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56＋1 km/h」とあるのを、「40＋1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）	［量産型超小型モビリティの特例］ （3）量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08-S4 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. の規定中、「56＋1 km/h」とあるのを、「40＋1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）
6-45　座席ベルト非装着時警報装置	**6-45　座席ベルト非装着時警報装置** 7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適

新	旧
6-45-1　装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 11 項関係）	合するものでなければならない。 （新設） （1）次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-S4 の 8.4.（8.4.1.3. を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。
（略） ①（略） ② UN R16-09 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） （削除）	（略） ①（略） ② UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの （ｱ）令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 （ｲ）令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの （ｳ）次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの （a）UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 （b）UN R16 に基づくⒺマークを有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 （c）（a）又は（b）の自動車と同一の構造を有するもの （d）諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの
6-45-2　性能要件（書面等による審査） 6-45-1 の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R16-09 の 8.4.（8.4.1.3.	（新設）

新	旧
を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 10 項関係）	
6-45-3　欠番	（新設）
6-45-4　適用関係の整理	（新設）
（1）平成 6 年 3 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、7-45-5 の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 2 項関係）	
（2）平成 26 年 2 月 2 日以前に製作された自動車については、7-45-6 の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 10 項関係）	
（3）次に掲げる自動車については、6-45-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 21 項関係）	（2）次に掲げる自動車については、（1）にかかわらず（3）の規定を適用する。
①～②（略）	①～②（略）
（削除）※6-45-5-2（3）に移動	（3）専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7 の 8.4.（8.4.1.1.を除く。）に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①　平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。〕については、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の基準。（適用関係告示第 20 条第 7 項関係） ②　平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係） ③　平成 24 年 7 月 21 日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 12 項関係） ④　次に掲げる自動車にあっては、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 14 項関係） ア　平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車 イ　平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。）

新	旧
（4）次に掲げる自動車については、6-45-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ①　令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルト非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）
6-45-5　従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 21 項関係） ①　令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ　令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの	（新設）
6-45-5-1　装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、6-45-5-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。	
6-45-5-2　性能要件（書面等による審査） （1）専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7 の 8.4.（8.4.1.1.を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 （2）小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。	

新	旧
(3) 次に掲げる自動車にあっては、(1) 又は (2) の規定にかかわらず、次の規定に適合するものであればよい。 ① 平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。）については、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 7 項関係） ② 平成 20 年 9 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日）から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 20 条第 9 項関係） ③ 平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。））以前に製作された自動車については、(1) に掲げる「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 12 項関係） ④ 次に掲げる自動車にあっては、「(1) に掲げる「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 14 項関係） ア 平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車 イ 平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。） **6-45-6 従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルト非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）

新	旧
6-45-6-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-5-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） 自動車の種別 ／ 座席の種類 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの ／ 運転者席及びその他の座席 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの ／ 運転者席及びこれと並列の座席 ① 補助座席に備える座席ベルト ② UN R16-08-S4 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動	

新	旧
車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの (ｳ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの (a) UN R16-06 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 (b) UN R16-06 に基づくⒺマークを有する自動車 (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの **6-45-6-2　性能要件（書面等による審査）** 6-45-6-1 の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R16-08-S4 の 8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合するものでなければならない。 **6-46～6-64**（略）	**6-46～6-64**（略）
6-65　走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 ［集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え］ なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び 4.28.2.の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び 4.28.2.の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係） （略）	**6-65　走行用前照灯** 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 ［集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え］ なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び 4.28.2.の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び 4.28.2.の規定に適合するものであればよい。 この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02-S2」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02-S1」と、「UN R119-01-S6」とあるのは

新	旧
5.3.及び5.4.にかかわらず6.、UN R98-02-S2の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02-S1の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～③（略） ④　次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 16 項関係） ア（略） イ　平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの（二輪自動車にあっては令和 12 年 8 月 31 日以前に製作されたものに限る。） ウ　平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車（二輪自動車にあっては令和 12 年 8 月 31 日以前に製作されたものに限る。） ⑤～⑦（略） **6-66～6-95**（略） **6-96　その他の灯火等の制限** 7-96 の規定によるほか、自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、量産型超小型モビリティに備える 6-35 (1) の車体表示は、7-96-1 (7) の基準に適合するものとする。 (1) ～ (2)（略） **6-97～6-105 の 2**（略） **6-106　後写鏡** **6-106-1～6-106-2**（略） **6-106-3　取付要件** **6-106-3-1**（略） **6-106-3-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査し	5.3.及び5.4.にかかわらず6.、UN R98-02-S2の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02-S1の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～③（略） ④　次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。（適用関係告示第 29 条第 16 項関係） ア（略） イ　平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの ウ　平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 ⑤～⑦（略） **6-66～6-95**（略） **6-96　その他の灯火等の制限** 7-96 の規定によるほか、自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、量産型超小型モビリティに備える 6-35 (1) の車体表示は、7-96-1 (7) の基準に適合するものとする。 (1) ～ (2)（略） **6-97～6-105 の 2**（略） **6-106　後写鏡** **6-106-1～6-106-2**（略） **6-106-3　取付要件** **6-106-3-1**（略） **6-106-3-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査し

新	旧
ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第2項第3項関係、適用関係告示第52条の2関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界によりUN R158-00-S3の15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S3の15.2.1.7.を満たす場合に限る。）	ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第2項第3項関係、適用関係告示第52条の2関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界によりUN R158-00-S2の15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S2の15.2.1.7.を満たす場合に限る。）
6-108-2　性能要件 （1）後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第1項関係） ①　UN R158-00-S3の6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び17.に定める基準 ②（略） （2）～（3）（略）	**6-108-2　性能要件** （1）後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第44条の2関係、細目告示第68条の2第1項関係） ①　UN R158-00-S2の6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び17.に定める基準 ②（略） （2）～（3）（略）
6-108-3～6-108-4（略）	**6-108-3～6-108-4**（略）
6-109～6-110（略）	**6-109～6-110**（略）
6-110の2　事故情報計測・記録装置 **6-110の2-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110の2-2の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。（保安基準第46条の2第1項関係）	**6-110の2　事故情報計測・記録装置** **6-110の2-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110の2-2の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。（保安基準第46条の2第1項関係）
6-110の2-2　性能要件（書面等による審査） （1）事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、②に掲げる自動車のうち、車両総重量が12t以下のものであってUN R169-00の4.1.後段の条件を満たすものについては、②の規定中「UN R169-00の1.4.及び5.に定める基準」を「UN R160-02の1.4.及び5.（5.4.を除く。）に定める基準並びにUN R169-00の5.4.に定める基準」と読み替えることができる。（細目告示第70条の2第1項関係） ①　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものにあっては、UN R160-02の1.4.及び5.に定める基準 ②　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものにあっては、UN R169-00の1.4.及び5.に定める基準 （2）次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-02の1.4.及び5.」を「UN R160-02の1.4.	**6-110の2-2　性能要件（書面等による審査）** （1）事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-01-S1の1.4.及び5.に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第70条の2第1項関係） （新設） （新設） ［UN R160-01-S1の読み替え適用］ （2）次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-01-S1の1.4.及び5.」を「UN R160-01-S1

新	旧
及び5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第54条の2第3項関係） ①～②（略） （3）（略）	の1.4.及び5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第54条の2第3項関係） ①～②（略） （3）（略）
6-110の2-3　欠番	（新設）
6-110の2-4　適用関係の整理 （1）次に掲げる自動車については、6-110の2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第1項関係） ①～③（略） （2）次に掲げる自動車については、6-110の2-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第4項関係） ①～③（略） （3）次に掲げる自動車については、6-110の2-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第6項関係） ①　令和6年8月31日以前に製作された自動車 ②　令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの （4）次に掲げる自動車については、6-110の2-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第5項関係） ①　令和8年11月30日以前に製作された自動車 ②　令和8年12月1日から令和11年11月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和8年11月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　令和8年12月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年11月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年11月30日以前のもの	**6-110の2-3　適用関係の整理** （1）次に掲げる自動車については、6-110の2-4（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第1項関係） ①～③（略） （2）次に掲げる自動車については、6-110の2-5（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第4項関係） ①～③（略） （新設） （新設）

新	旧
6-110 の 2-5（略） **6-110 の 2-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係） ①～③（略） **6-110 の 2-6-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-6-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。 **6-110 の 2-6-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4.及び 5.に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-00 の 1.4.及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4.及び 5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の	**6-110 の 2-4**（略） **6-110 の 2-5　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係） ①～③（略） **6-110 の 2-5-1　装備要件** 6-110 の 2-1 に同じ。 **6-110 の 2-5-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4.及び 5.に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係） ［UN R160-00 の読み替え適用］ (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-00 の 1.4.及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4.及び 5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係） ① 6-110 の 2-2 (2) ①に同じ。 ② 6-110 の 2-2 (2) ②に同じ。

新	旧
もののうち、次に掲げるもの ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの (3)（略） **6-110 の 2-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 6 項関係） ① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの **6-110 の 2-7-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110 の 2-7-2 の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。	(3)（略） （新設）

新	旧
6-110の2-7-2　性能要件（書面等による審査） (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-01-S1の1.4.及び5.に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-01-S1の1.4.及び5.」を「UN R160-01-S1の1.4.及び5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第54条の2第3項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.5t以下のもののうち、次に掲げるもの ア 令和5年8月31日以前に製作された自動車 イ 令和5年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもののうち、次に掲げるもの ア 令和9年8月31日以前に製作された自動車 イ 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時	

新	旧
における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの (3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置 **6-110の2-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第54条の2第5項関係） ① 令和8年11月30日以前に製作された自動車 ② 令和8年12月1日から令和11年11月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年11月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年12月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年11月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年11月30日以前のもの **6-110の2-8-1　装備要件** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものには、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110の2-8-2の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。 **6-110の2-8-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査し	

新	旧
たときに、UN R160-02 の 1.4.及び 5.に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-02 の 1.4.及び 5.」を「UN R160-02 の 1.4.及び 5.(5.4.1.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審	

新	旧
査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの (3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置 **6-111～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-5**（略） **7-6　安定性** **7-6-1　テスタ等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、②ア (ｲ) の方法により最大安定傾斜角度を算出した場合であって、算出した値から 5°を減じた値が (1) ④の基準を満足しないものについては、これ以外の方法により計測又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 また、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。 ①（略） ② 傾斜角度計算により算出する場合 次に掲げる計算方法により算出した値（単位は度（°）とし 1°未満は切り捨てる。）を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、受検車両を重量計を用いて測定したときの車両重量が計算時の車両重量と±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該計算方法により算出した値を無効とする。 ア～ウ（略） ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計測能力を有する者が①の測定条件及び測定方法（①イ (ｱ) ただし書を除く。）	**6-111～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-5**（略） **7-6　安定性** **7-6-1　テスタ等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。 ①（略） ② 傾斜角度計算により算出する場合 次に掲げる計算方法により算出した値（重心高算出をア (ｲ) の方法による場合は、算出した値から 5°を減じた値）を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、重心高をア (ｲ) の方法によって算出した結果、当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が設計時の車両重量と±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該計算方法により算出した値を無効とする。 ア～ウ（略） ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計測能力を有する者が①の測定条件及び測定方法（①イ (ｱ) ただし書を除く。）

新	旧
により計測したときの値を記載した最大安定傾斜角度実測書により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ（7）の車両重量と受検車両を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ～ウ（略） （4）～（5）（略） **7-7～7-8**（略） **7-9　原動機及び動力伝達装置** **7-9-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第88条第1項第1号関係） ①～⑳（略） （2）～（4）（略） （5）自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第88条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係） ①　大型特殊自動車 ②　被牽引自動車 ③　輸入自動車特別取扱自動車 ④　指定自動車等以外の自動車 ⑤　輸入された二輪自動車 ⑥　輸入された側車付二輪自動車 （6）車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、（5）の基準に適合するものとする。 **7-9-2～7-9-3**（略） **7-9-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） （4）次に掲げる自動車にあっては、7-9-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第4条第16項関係） ①　令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車	により計測したときの値を記載した最大安定傾斜角度実測書により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ（7）の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ～ウ（略） （4）～（5）（略） **7-7～7-8**（略） **7-9　原動機及び動力伝達装置** **7-9-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係） ①～⑳（略） （2）～（4）（略） （新設） （新設） **7-9-2～7-9-3**（略） **7-9-4　適用関係の整理** （1）～（3）（略） （新設）

新	旧
②　令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）から令和8年9月30日（輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ　令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの **7-9-5　従前規定の適用①** 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2t未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第1項第3号関係） **7-9-5-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ①～⑲（略） （2）（略） **7-9-6　従前規定の適用②** 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第1項第4号関係） **7-9-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ①～⑲（略） （2）（略） （3）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）	**7-9-5　従前規定の適用①** 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2t未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第1項第3号関係） **7-9-5-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係） ①～⑲（略） （2）（略） **7-9-6　従前規定の適用②** 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第4条第1項第4号関係） **7-9-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係） ①～⑲（略） （2）（略） （3）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）

新	旧
の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。	の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第 8 条第 2 項)
[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]	**[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]**
7-9-7　従前規定の適用③	**7-9-7　従前規定の適用③**
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)	次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)
①～③（略）	①～③（略）
7-9-7-1　性能要件（視認等による審査）	**7-9-7-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。	(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。
この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。	この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
①　原動機の始動が著しく困難なもの	①　7-9-1 (1) ①に同じ。
②　原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの	②　7-9-1 (1) ②に同じ。
③　原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの	③　7-9-1 (1) ③に同じ。
④　エア・クリーナが取外されているもの	④　7-9-1 (1) ④に同じ。
⑤　潤滑系統に著しい油漏れがあるもの	⑤　7-9-1 (1) ⑤に同じ。
⑥　冷却装置に著しい水漏れがあるもの	⑥　7-9-1 (1) ⑥に同じ。
⑦　ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの	⑦　7-9-1 (1) ⑦に同じ。
⑧　クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの	⑧　7-9-1 (1) ⑧に同じ。
⑨　変速機の操作機構に著しいがたがあるもの	⑨　7-9-1 (1) ⑨に同じ。
⑩　動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの	⑩　7-9-1 (1) ⑩に同じ。
⑪　動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの	⑪　7-9-1 (1) ⑪に同じ。
⑫　推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの	⑫　7-9-1 (1) ⑫に同じ。
⑬　駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの	⑬　7-9-1 (1) ⑬に同じ。
⑭　推進軸又は駆動軸に損傷があるもの	⑭　7-9-1 (1) ⑭に同じ。
⑮　自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの	⑮　7-9-1 (1) ⑮に同じ。
⑯　自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの	⑯　7-9-1 (1) ⑯に同じ。
⑰　動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの	⑰　7-9-1 (1) ⑰に同じ。
⑱　別添 7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの	⑱　7-9-1 (1) ⑱に同じ。
⑲　別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの	⑲　7-9-1 (1) ⑲に同じ。
(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする。	(2) 7-9-1 (2) に同じ。

新	旧
(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。	(3) 7-9-1 (3) に同じ。
(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。	(4) 7-9-1 (4) に同じ。
7-9-8　従前規定の適用④	（新設）
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係)	
①　令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車	
②　令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日）から令和 8 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 11 年 9 月 30 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア　令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車	
イ　令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和 8 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの	
③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 9 月 30 日以前のもの	
7-9-8-1　性能要件（視認等による審査）	
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。	
この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。	
①　原動機の始動が著しく困難なもの	
②　原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの	
③　原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの	
④　エア・クリーナが取外されているもの	
⑤　潤滑系統に著しい油漏れがあるもの	
⑥　冷却装置に著しい水漏れがあるもの	
⑦　ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの	
⑧　クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレ	

新	旧
リーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨　変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩　動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪　動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫　推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬　駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭　推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮　自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯　自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰　動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱　別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲　別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑳　7-12-1-2 (1) 又は7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】 (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする (3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。 (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。 **7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) ～ (3)（略） (4) FMVSS 138又はCMVSS 138に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3) ⑥ウに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。 (5)（略）	**7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1) ～ (3)（略） (4) FMVSS 138に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3) ⑥ウに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。 ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (5)（略）

（略）

新	旧
ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-04の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係) (2)（略） (3) 欧州連合指令 95/28/EEC、欧州連合指令 COM (92) 201 final-SYN 417、FMVSS 302又はCMVSS 302に適合する乗車装置にあっては、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) の基準に適合するものとする。 (4) ～ (5)（略） (6) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないもの又はこれに準ずる性能を有するインストルメントパネルは、(5) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第5項関係) (7) UN R21、FMVSS 201又はCMVSS 201に適合するインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(6) に定める「これに準ずる性能を有するインストルメントパネル」とする。 (8)（略） (9) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有するサンバイザは、(8) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第7項関係) (10) UN R21、FMVSS 201又はCMVSS 201に適合するサンバイザであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(9) に定める「これに準ずる性能を有するサンバイザ」とする。 (11) 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、(8) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第8項関係) **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係) (1) ～ (2)（略） (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有	ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S9の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係) (2)（略） (新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (3) ～ (4)（略） (5) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第5項関係) (新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (6)（略） (7) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(6) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第7項関係) (新設) ※別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1から移動 (8) 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、(6) の基準に適合するものとする。(細目告示第104条第8項関係) **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係) (1) ～ (2)（略） (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有

新	旧
するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 105 条第 1 項第 2 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ① 太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置 ②～⑥（略） （4）～（6）（略） **7-41-2～7-41-8**（略） **7-42 座席** **7-42-1 性能要件** **7-42-1-1**（略） **7-42-1-2 書面等による審査** （1）次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、（1）表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係） ア～キ（略） （略） 新旧対照表 128 / 226	するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 105 条第 1 項第 2 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ① サンバイザ ②～⑥（略） （4）～（6）（略） **7-41-2～7-41-8**（略） **7-42 座席** **7-42-1 性能要件** **7-42-1-1**（略） **7-42-1-2 書面等による審査** （1）次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、（1）表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係） ア～キ（略）

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17-11 の 5.及び 6.（5.1.、5.3. から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-11 の 5.3.に定める基準
	7-42-1-1（1）アに規定する	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-11 の 5.2.及び 6.

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席	UN R17-10 の 5.及び 6.（5.1.、5.3. から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4. から 6.7.までの規定を除く。）に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1（1）アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-10 の 5.3.に定める基準
	7-42-1-1（1）アに規定する	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-10 の 5.2.及び 6.

新	旧
（c）（a）又は（b）の自動車と同一の構造を有するもの （d）諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの **7-45-8-2 性能要件（視認等による審査）** （1）7-45-2（1）に同じ。 （2）7-45-2（2）に同じ。 （3）7-45-2（3）に同じ。 **7-46 頭部後傾抑止装置等** **7-46-1 装備要件** 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 第 1 項関係、保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係） **7-46-2 性能要件（書面等による審査）** （1）自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係） ① 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-11 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.までに適合するものでなければならない。 ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-11 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.まで又は UN R80-04 の 5.6.に適合するものでなければならない。 （2）次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 109 条第 2 項関係） ①～④（略） （削除） （3）FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置（7-42-1-2（1）④の自動	**7-46 頭部後傾抑止装置等** **7-46-1 装備要件** 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第 22 条の 4 関係） **7-46-2 性能要件（書面等による審査）** 頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R17-10 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.までに適合するものでなければならない。 （新設） （新設） この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 31 条関係、細目告示第 109 条関係） ①～④（略） ⑤ FMVSS 202a に適合する装置 （新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動

新旧対照表
148 / 226

新	旧
車を除く。）であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。	
7-46-3（略）	**7-46-3**（略）
7-46-4　適用関係の整理	**7-46-4　適用関係の整理**
(1) ～ (5)（略）	(1) ～ (5)（略）
(6) 次に掲げる自動車については、7-46-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 5 項関係）	（新設）
①　令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車	
②　令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア　令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車	
イ　令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの	
ウ　指定自動車等以外の自動車	
③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの	
④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの	
7-46-5～7-46-7（略）	**7-46-5～7-46-7**（略）
7-46-8　従前規定の適用④	**7-46-8　従前規定の適用④**
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 1 項関係）	平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 1 項関係）
7-46-8-1（略）	**7-46-8-1**（略）
7-46-8-2　性能要件	**7-46-8-2　性能要件**
7-46-8-2-1（略）	**7-46-8-2-1**（略）
7-46-8-2-2　書面等による審査	**7-46-8-2-2　書面等による審査**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、(1) の基準に適合するものとする。	(2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは (1) の基準に適合するものとする。
①～②（略）	①～②（略）
(3) UN R17、UN R25、FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。	（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動
7-46-9　従前規定の適用⑤	**7-46-9　従前規定の適用⑤**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告

新	旧
示第 21 条第 4 項関係）	示第 21 条第 4 項関係）
①～④（略）	①～④（略）
7-46-9-1（略）	**7-46-9-1**（略）
7-46-9-2　性能要件（書面等による審査）	**7-46-9-2　性能要件（書面等による審査）**
(1) 頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、この基準に適合するものとする。	頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
①～④（略）	①～④（略）
（削除）	⑤　FMVSS 202a に適合する装置
(2) UN R17、UN R25、FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。	（新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動
7-46-10　従前規定の適用⑥	（新設）
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 5 項関係）	
①　令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車	
②　令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア　令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車	
イ　令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの	
ウ　指定自動車等以外の自動車	
③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの	
④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの	
7-46-10-1　装備要件	
自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少な	

新	旧
いものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。 ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。 **7-46-10-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-10 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.までに適合するものでなければならない。 ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-10 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.まで又は UN R80-04 の 5.6.に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置 ④ JIS D 4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの (3) FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置（7-42-1-2 (1) ④の自動車を除く。）であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。	
7-47　年少者用補助乗車装置等 **7-47-1**（略） **7-47-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-01 の 5.及び 6.又は UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合す	**7-47　年少者用補助乗車装置等** **7-47-1**（略） **7-47-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2 の 5.及び 6.又は UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合す

新	旧
るものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-01 の 5.3.又は UN R14-07-S8 の 5.3.8.の規定を適用しない。（保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係） ①～③（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあっては、UN R170-00 の 5.、7.及び 8.に適合するものであればよい。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等がなく、(4) に該当しないものは (2) の基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 110 条第 3 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04 の 4.、6.及び 7.又は UN R170-00 の 5.、7.及び 8.の基準に適合しないものとする。（細目告示第 110 条第 4 項関係） ①～④（略） (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。 ①～②（略） ③ CMVSS 225 に適合する装置 (6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。 ① UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合する装置 ② FMVSS 213 に適合する装置 ③ CMVSS 213 に適合する装置 (7) ～ (9)（略） (10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。（適用関係告示第 22 条第 16 項関係） ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された年少者用補助乗車装置 ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された年少者用補助乗車装置であって、令和 8 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けたもの **7-47-3**（略）	るものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S2 の 5.3.又は UN R14-07-S8 の 5.3.8.の規定を適用しない。（保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係） ①～③（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(2) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 110 条第 3 項関係） ①～④（略） (4) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。 ①～②（略） （新設）※別添 3「並行輸入自動車審査要領」別表第 1 から移動 （新設） (5) ～ (7)（略） （新設） **7-47-3**（略）

新	旧
7-47-4　適用関係の整理 (1) ～ (4) (略) (5) 次に掲げる自動車については、7-47-8（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。(適用関係告示第22条第17項関係) ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの	**7-47-4　適用関係の整理** (1) ～ (4) (略) (新設)
7-47-5 (略)	**7-47-5** (略)
7-47-6　従前規定の適用② 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第2項及び第3項関係)	**7-47-6　従前規定の適用②** 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第2項及び第3項関係)
7-47-6-1　性能要件 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。 ① UN R44に適合する装置 ② UN R129に適合する装置 ③ FMVSS 213に適合する装置 ④ CMVSS 213に適合する装置	**7-47-6-1　性能要件** (1) ～ (3) (略) (新設)
7-47-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第11項) ①～③ (略)	**7-47-7 従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第11項) ①～③ (略)
7-47-7-1 (略)	**7-47-7-1** (略)
7-47-7-2　性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構	**7-47-7-2　性能要件（書面等による審査）** (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構

新	旧
造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S12の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 (3) ①に同じ。 ② 7-47-2 (3) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。 (3) 7-47-2 (4) に同じ。 (4) 7-47-2 (5) に同じ。 (5) 7-47-2 (6) に同じ。 (6) 7-47-2 (7) に同じ。 (7) 7-47-2 (8) に同じ。	造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S12の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係) ① 7-47-2 (2) ①に同じ。 ② 7-47-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (2) ③に同じ。 (3) 7-47-2 (3) に同じ。 (4) 7-47-2 (4) に同じ。 (新設) (5) 7-47-2 (5) に同じ。 (6) 7-47-2 (6) に同じ。
7-47-8　従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第12項関係) ①～③ (略)	**7-47-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第12項関係) ①～③ (略)
7-47-8-1 (略)	**7-47-8-1** (略)
7-47-8-2　性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S12の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 (3) ①に同じ。 ② 7-47-2 (3) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。 (3) 7-47-2 (4) に同じ。 (4) 7-47-2 (5) に同じ。 (5) 7-47-2 (6) に同じ。 (6) 7-47-2 (7) に同じ。 (7) 7-47-2 (8) に同じ。	**7-47-8-2　性能要件（書面等による審査）** (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S12の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 (2) ①に同じ。 ② 7-47-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (2) ③に同じ。 (3) 7-47-2 (3) に同じ。 (4) 7-47-2 (4) に同じ。 (新設) (5) 7-47-2 (5) に同じ。 (6) 7-47-2 (6) に同じ。
7-47-9　従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第17項関係)	(新設)

新	旧
① 令和８年８月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和８年９月１日から令和９年８月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和８年９月１日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和９年８月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和９年８月 31 日以前のもの **7-47-9-1 装備要件** 7-47-1 に同じ。 **7-47-9-2 性能要件（書面等による審査）** (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2 の 5.及び 6.又は UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S2 の 5.3.又は UN R14-07-S8 の 5.3.8.の規定を適用しない。 ① 7-47-2 (1) ①に同じ。 ② 7-47-2 (1) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (1) ③に同じ。 (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-47-2 (3) ①に同じ。 ② 7-47-2 (3) ②に同じ。 ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。	

新	旧
(3) 7-47-2 (4) に同じ。 (4) 7-47-2 (5) に同じ。 (5) 7-47-2 (6) に同じ。 (6) 7-47-2 (7) に同じ。 (7) 7-47-2 (8) に同じ。 (8) 7-47-2 (9) に同じ。 **7-48～7-49**（略）	**7-48～7-49**（略）
7-50 乗降口 **7-50-1**（略） **7-50-2 性能要件** **7-50-2-1**（略） **7-50-2-2 書面等による審査** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① FMVSS 206 に適合する装置 ② CMVSS 206 に適合する装置 **7-50-3～7-50-8**（略） **7-50-9 従前規定の適用⑤** 平成 24 年６月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第１項関係） **7-50-9-1**（略） **7-50-9-2 性能要件** **7-50-9-2-1**（略） **7-50-9-2-2 書面等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ①（略） ② CMVSS 206 に適合する装置 ③（略） **7-50-10 従前規定の適用⑥** 平成 24 年８月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第３項関係） **7-50-10-1**（略） **7-50-10-2 性能要件** **7-50-10-2-1**（略） **7-50-10-2-2 書面等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ①（略）	**7-50 乗降口** **7-50-1**（略） **7-50-2 性能要件** **7-50-2-1**（略） **7-50-2-2 書面等による審査** (1) ～ (3)（略） (4) FMVSS 206 に適合する扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 （新設） （新設）※別添３「並行輸入自動車審査要領」別表第１から移動 **7-50-3～7-50-8**（略） **7-50-9 従前規定の適用⑤** 平成 24 年６月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第１項関係） **7-50-9-1**（略） **7-50-9-2 性能要件** **7-50-9-2-1**（略） **7-50-9-2-2 書面等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ①（略） （新設）※別添３「並行輸入自動車審査要領」別表第１から移動 ②（略） **7-50-10 従前規定の適用⑥** 平成 24 年８月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第３項関係） **7-50-10-1**（略） **7-50-10-2 性能要件** **7-50-10-2-1**（略） **7-50-10-2-2 書面等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ①（略）

（略）

新	旧
④（略）	④（略）
7-66-10-1～7-66-10-3（略）	**7-66-10-1～7-66-10-3**（略）
7-66-11～7-66-13（略）	**7-66-11～7-66-13**（略）
7-67　配光可変型前照灯	**7-67　配光可変型前照灯**
7-67-1～7-67-2（略）	**7-67-1～7-67-2**（略）
7-67-3　取付要件（視認等による審査）	**7-67-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4の5.（5.17.を除く）及び6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係）	(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4の5.（5.17.を除く）及び6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係）
①～⑰（略）	①～⑰（略）
⑱　走行用ビームを発する配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあっては、その照明 部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	⑱　配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあっては、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
⑲　すれ違い用ビームを発する配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあっては、その照明 部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	（新設）
（図）（略）	（図）（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-67-4　適用関係の整理	**7-67-4　適用関係の整理**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-67-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第22項関係）	(3) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-67-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第22項関係）
①～②（略）	①～②（略）
③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び	③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供

新	旧
貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの	する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの
④（略）	④（略）
(4) ～ (5)（略）	(4) ～ (5)（略）
7-67-5～7-67-6（略）	**7-67-5～7-67-6**（略）
7-67-7　従前規定の適用③	**7-67-7　従前規定の適用③**
次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）	次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）
①～②（略）	①～②（略）
③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの	③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの
④（略）	④（略）
7-67-7-1～7-67-7-3（略）	**7-67-7-1～7-67-7-3**（略）
7-67-8～7-67-9（略）	**7-67-8～7-67-9**（略）
7-68～7-86（略）	**7-68～7-86**（略）
7-87　再帰反射材	**7-87　再帰反射材**
7-87-1　装備要件	**7-87-1　装備要件**
自動車（次に掲げるものを除く。）の前面（被牽引自動車に限る。）、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）	自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第38条の3第1項関係）
①～④（略）	①～④（略）
7-87-2～7-87-6（略）	**7-87-2～7-87-6**（略）
7-88～7-95（略）	**7-88～7-95**（略）
7-96　その他の灯火等の制限	**7-96　その他の灯火等の制限**
7-96-1　装備要件	**7-96-1　装備要件**
自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係）	自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係）
(1) ～ (10)（略）	(1) ～ (10)（略）
(11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第12項関係、細目告示第140条第12項関係）	(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯

新	旧
	灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）
① 前照灯	（新設）
② 前部霧灯	（新設）
③ 側方照射灯	（新設）
④ 低速走行時側方照射灯	（新設）
⑤ 側方灯	（新設）
⑥ 昼間走行灯	（新設）
⑦ 番号灯	（新設）
⑧ 後部霧灯（(5) ⑰から⑲までに掲げるものに限る。）	（新設）
⑨ 後面に備える駐車灯	（新設）
⑩ 制動灯	（新設）
⑪ 後退灯	（新設）
⑫ 方向指示器	（新設）
⑬ 補助方向指示器	（新設）
⑭ 非常点滅表示灯	（新設）
⑮ 緊急制動表示灯	（新設）
⑯ 後面衝突警告表示灯	（新設）
⑰ 速度表示装置の速度表示灯	（新設）
⑱ 室内照明灯	（新設）
⑲ 緊急自動車の警光灯	（新設）
⑳ 道路維持作業用自動車の灯火	（新設）
㉑ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯	（新設）
㉒ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	（新設）
㉓ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	（新設）
㉔ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの	（新設）
㉕ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器	（新設）
㉖ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器	（新設）

新	旧
㉗ 運転者席で点灯できない作業灯	（新設）
㉘ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯	（新設）
㉙ アンサーバック機能を有する灯火	（新設）
㉚ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）	（新設）
㉛ 車室外乗降支援灯	（新設）
(12)（略）	(12)（略）
(13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項関係、細目告示第 140 条第 14 項関係）	（新設）
① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。	
ア 車室外乗降支援灯の数は、1 個又は 2 個でなければならない。 ただし、ステップ、ドア・ハンドル及び車両の周囲を照射することを目的とした灯火にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯を備えることができる。 この場合において、ステップ及びドア・ハンドルに備えた灯火はその灯火ごとに 1 個ずつ車室外乗降支援灯を備えることができる。	
イ その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取付けなければならない。	
ウ 自動車の後端及び前端からそれぞれ 10m 後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から 10m 側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上 1m から 3m までにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。（図 1 参照）	
エ 車両が停止状態にあり、かつ、次の (ｱ) から (ｳ) までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。 (ｱ) 原動機が停止している場合 (ｲ) 運転席側又は助手席側の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合 (ｳ) 荷室の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合	
オ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、側方灯及び後部上側端灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。	
カ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。	
キ 車室外乗降支援灯の光度特性は、急激な光度変化をするものでないこと。	
（図 1）車室外乗降支援灯の視認性	

新	旧
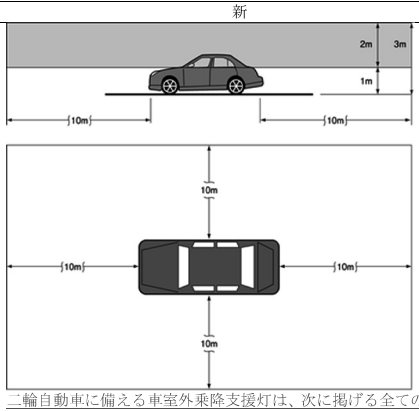 ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア 車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。 ただし、足置きを照らすものについては各1個まで追加できるものとする。 イ 車両が停止状態にあり、かつ、次の（ｱ）又は（ｲ）の要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものであること。 （ｱ）原動機が停止状態 （ｲ）荷室の扉が開いている状態 ウ 自動車の後端及び前端から、それぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。（図2参照） エ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯及び番号灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいこととする。 オ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。 （図2）車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性	

新	旧
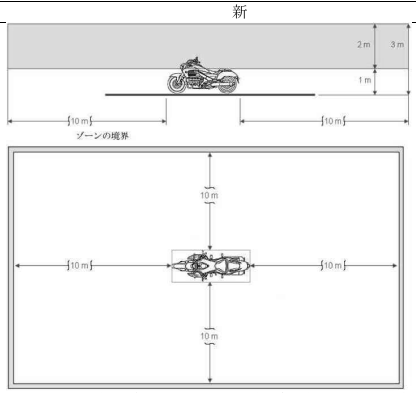 （14）アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第15項、細目告示第140条第15項） ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。 ③ 一連の作動時間が3秒以下であること。 **7-96-2～7-96-4**（略） **7-96-5 従前規定の適用①** 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第1号関係） **7-96-5-1 装備要件** （1）～（7）（略） （8）自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。	（新設） **7-96-2～7-96-4**（略） **7-96-5 従前規定の適用①** 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第1号関係） **7-96-5-1 装備要件** （1）～（7）（略） （8）自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火

新	旧
	であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。
① 前照灯	（新設）
② 前部霧灯	（新設）
③ 側方照射灯	（新設）
④ 番号灯	（新設）
⑤ 尾灯	（新設）
⑥ 後面に備える駐車灯	（新設）
⑦ 制動灯	（新設）
⑧ 補助制動灯	（新設）
⑨ 後退灯	（新設）
⑩ 方向指示器	（新設）
⑪ 補助方向指示器	（新設）
⑫ 非常点滅表示灯	（新設）
⑬ 速度表示装置の速度表示灯	（新設）
⑭ 室内照明灯	（新設）
⑮ 緊急自動車の警光灯	（新設）
⑯ 道路維持作業用自動車の灯火	（新設）
⑰ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯	（新設）
⑱ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	（新設）
⑲ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	（新設）
⑳ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの	（新設）
㉑ 運転者席で点灯できない作業灯	（新設）
㉒ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯	（新設）
㉓ アンサーバック機能を有する灯火	（新設）
㉔ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）	（新設）
(9)（略）	(9)（略）
7-96-6 従前規定の適用②	**7-96-6 従前規定の適用②**
昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係）	昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係）
7-96-6-1 装備要件	**7-96-6-1 装備要件**
(1) ～ (8)（略）	(1) ～ (8)（略）
(9) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。	(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を

新	旧
	積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。
① 前照灯	（新設）
② 前部霧灯	（新設）
③ 側方照射灯	（新設）
④ 番号灯	（新設）
⑤ 尾灯	（新設）
⑥ 後面に備える駐車灯	（新設）
⑦ 制動灯	（新設）
⑧ 補助制動灯	（新設）
⑨ 後退灯	（新設）
⑩ 方向指示器	（新設）
⑪ 補助方向指示器	（新設）
⑫ 非常点滅表示灯	（新設）
⑬ 速度表示装置の速度表示灯	（新設）
⑭ 室内照明灯	（新設）
⑮ 緊急自動車の警光灯	（新設）
⑯ 道路維持作業用自動車の灯火	（新設）
⑰ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯	（新設）
⑱ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	（新設）
⑲ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	（新設）
⑳ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの	（新設）
㉑ 運転者席で点灯できない作業灯	（新設）
㉒ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯	（新設）
㉓ アンサーバック機能を有する灯火	（新設）
㉔ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）	（新設）
(10)（略）	(10)（略）
7-96-7 従前規定の適用③	**7-96-7 従前規定の適用③**
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係）	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係）
7-96-7-1 装備要件	**7-96-7-1 装備要件**
(1) ～ (8)（略）	(1) ～ (8)（略）
(9) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。	(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、

新	旧
	非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。
① 前照灯	（新設）
② 前部霧灯	（新設）
③ 側方照射灯	（新設）
④ 側方灯	（新設）
⑤ 番号灯	（新設）
⑥ 尾灯	（新設）
⑦ 後面に備える駐車灯	（新設）
⑧ 制動灯	（新設）
⑨ 補助制動灯	（新設）
⑩ 後退灯	（新設）
⑪ 方向指示器	（新設）
⑫ 補助方向指示器	（新設）
⑬ 非常点滅表示灯	（新設）
⑭ 速度表示装置の速度表示灯	（新設）
⑮ 室内照明灯	（新設）
⑯ 緊急自動車の警光灯	（新設）
⑰ 道路維持作業用自動車の灯火	（新設）
⑱ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯	（新設）
⑲ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	（新設）
⑳ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	（新設）
㉑ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの	（新設）
㉒ 運転者席で点灯できない作業灯	（新設）
㉓ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯	（新設）
㉔ アンサーバック機能を有する灯火	（新設）
㉕ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）	（新設）
（10）（略）	（10）（略）
7-97～7-100（略）	**7-97～7-100**（略）
7-101 盗難発生警報装置	**7-101 盗難発生警報装置**
7-101-1～7-101-5（略）	**7-101-1～7-101-5**（略）

（略）

新	旧
7-113 自動運行装置	**7-113 自動運行装置**
7-113-1（略）	**7-113-1**（略）
7-113-2 性能要件（書面等による審査）	**7-113-2 性能要件（書面等による審査）**
（1）自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係）	（1）自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係）
①～⑯（略）	①～⑯（略）
⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあっては、UN R157-01-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であって、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。	⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあっては、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であって、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。
⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-01-S2 の 8.（8.4.1. を除く。）及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.16. まで」とあるのは、「UN R157-01-S2 の 8.3.」と読み替えるものとする。 イ（略）	⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-01-S1 の 8.（8.4.1. を除く。）及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.16. まで」とあるのは、「UN R157-01-S1 の 8.3.」と読み替えるものとする。 イ（略）
（2）（略）	（2）（略）
7-113-3～7-113-6（略）	**7-113-3～7-113-6**（略）
7-114～7-125（略）	**7-114～7-125**（略）
第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）	**第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）**
8-1～8-8（略）	**8-1～8-8**（略）
8-9 原動機及び動力伝達装置	**8-9 原動機及び動力伝達装置**
8-9-1 性能要件（視認等による審査）	**8-9-1 性能要件（視認等による審査）**
（1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項第 1 号関係）	（1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係）
①～⑱（略）	①～⑱（略）
（2）（略）	（2）（略）
（3）自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備え	（新設）

新	旧
たものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係) ① 大型特殊自動車 ② 被牽引自動車 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 ⑤ 輸入された二輪自動車 ⑥ 輸入された側車付二輪自動車 (4) 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。	(新設)
8-9-2～8-9-3 (略)	**8-9-2～8-9-3** (略)
8-9-4 適用関係の整理	**8-9-4 適用関係の整理**
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
(4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日) から令和8年9月30日 (輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの	(新設)
8-9-5～8-9-6 (略)	**8-9-5～8-9-6** (略)
[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]	**[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]**
8-9-7 従前規定の適用③	**8-9-7 従前規定の適用③**
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい (適用関係告示	次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい (適用関係告示

新	旧
第4条第4項、第5項、第6項) ①～③ (略)	第4条第4項、第5項、第6項) ①～③ (略)
8-9-7-1 性能要件 (視認等による審査)	**8-9-7-1 性能要件 (視認等による審査)**
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの	(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① 8-9-1 (1) ①に同じ。 ② 8-9-1 (1) ②に同じ。 ③ 8-9-1 (1) ③に同じ。 ④ 8-9-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 8-9-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 8-9-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 8-9-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 8-9-1 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 8-9-1 (1) ⑨に同じ。 ⑩ 8-9-1 (1) ⑩に同じ。 ⑪ 8-9-1 (1) ⑪に同じ。 ⑫ 8-9-1 (1) ⑫に同じ。 ⑬ 8-9-1 (1) ⑬に同じ。 ⑭ 8-9-1 (1) ⑭に同じ。 ⑮ 8-9-1 (1) ⑮に同じ。 ⑯ 8-9-1 (1) ⑯に同じ。 ⑰ 8-9-1 (1) ⑰に同じ。
(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。	(2) 8-9-1 (2) に同じ。
8-9-8 従前規定の適用④	(新設)
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日) 以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日 (輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日) から令和8年9月30日 (輸入された自動車にあっ	

新	旧
ては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ　令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの **8-9-8-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ①　原動機の始動が著しく困難なもの ②　原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③　原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④　エア・クリーナが取外されているもの ⑤　潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥　冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦　ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧　クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨　変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩　動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪　動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫　推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬　駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭　推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮　自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯　自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰　動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがある	

新	旧
もの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱　7-12-1-2（1）又は7-12-1-2（2）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】 （2）速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、（1）の基準を満足していないものとする。 **8-10～8-12**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1～8-13-3**（略） **8-13-4　適用関係の整理** （1）～（9）（略） （10）次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S5の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 **8-13-5～8-13-14**（略） **8-14～8-24**（略） **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** （1）（略） （2）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係） ①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア　容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ｱ)～(ｶ)（略） (ｴ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。	**8-10～8-12**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1～8-13-3**（略） **8-13-4　適用関係の整理** （1）～（9）（略） （10）次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S2の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 **8-13-5～8-13-14**（略） **8-14～8-24**（略） **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** （1）（略） （2）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係） ①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア　容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ｱ)～(ｶ)（略） (ｴ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。

（略）

新	旧
	て、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (b) UN R16 に基づくⓔマークを有する自動車 ・UN R16-06 のものに限る。 (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの
8-45-2～8-45-4（略） **8-46～8-86**（略） **8-87　再帰反射材** **8-87-1　装備要件** 自動車（次に掲げるものを除く。）の前面（被牽引自動車に限る。）、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） **8-87-2～8-87-4**（略） **8-88～8-95**（略） **8-96　その他の灯火等の制限** **8-96-1　装備要件** 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）	**8-45-2～8-45-4**（略） **8-46～8-86**（略） **8-87　再帰反射材** **8-87-1　装備要件** 自動車（次に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。（保安基準第 38 条の 3 第 1 項関係） ①～④（略） **8-87-2～8-87-4**（略） **8-88～8-95**（略） **8-96　その他の灯火等の制限** **8-96-1　装備要件** 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) ～ (10)（略） (11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる

新	旧
	構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。（細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係）
①　前照灯	（新設）
②　前部霧灯	（新設）
③　側方照射灯	（新設）
④　低速走行時側方照射灯	（新設）
⑤　側方灯	（新設）
⑥　昼間走行灯	（新設）
⑦　番号灯	（新設）
⑧　後部霧灯（(5) ⑰から⑲までに掲げるものに限る。）	（新設）
⑨　後面に備える駐車灯	（新設）
⑩　制動灯	（新設）
⑪　後退灯	（新設）
⑫　方向指示器	（新設）
⑬　補助方向指示器	（新設）
⑭　非常点滅表示灯	（新設）
⑮　緊急制動表示灯	（新設）
⑯　後面衝突警告表示灯	（新設）
⑰　速度表示装置の速度表示灯	（新設）
⑱　室内照明灯	（新設）
⑲　緊急自動車の警光灯	（新設）
⑳　道路維持作業用自動車の灯火	（新設）
㉑　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯	（新設）
㉒　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	（新設）
㉓　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	（新設）
㉔　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの	（新設）
㉕　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器	（新設）
㉖　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器	（新設）
㉗　運転者席で点灯できない作業灯	（新設）
㉘　運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯	（新設）
㉙　アンサーバック機能を有する灯火	（新設）
㉚　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）	（新設）
㉛　車室外乗降支援灯	（新設）
(12)（略）	(12)（略）

新	旧
(13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第218条第14項関係) ① 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える車室外乗降支援灯にあっては、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア 車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。 ただし、ステップ、ドア・ハンドル及び車両の周囲を照射することを目的とした灯火にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯を備えることができる。 この場合において、ステップ及びドア・ハンドルに備えた灯火はその灯火ごとに1個ずつ車室外乗降支援灯を備えることができる。 イ その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取付けなければならない。 ウ 自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から 10m 側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図1参照) エ 車両が停止状態にあり、かつ、次の(ｱ)から(ｳ)までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。 (ｱ) 原動機が停止している場合 (ｲ) 運転席側又は助手席側の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合 (ｳ) 荷室の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合 オ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、側方灯及び後部上側端灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。 カ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。 キ 車室外乗降支援灯の光度特性は、急激な光度変化をするものでないこと。 (図1) 車室外乗降支援灯の視認性	(新設)

新	旧
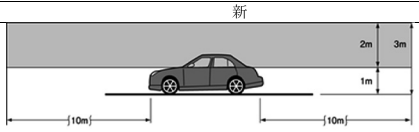 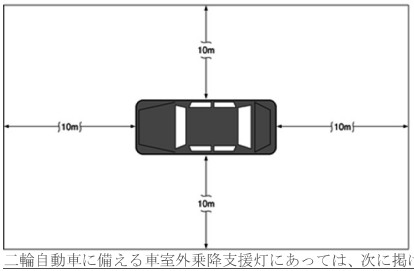 ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯にあっては、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア 車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。 ただし、足置きを照らすものについては各1個まで追加できるものとする。 イ 車両が停止状態にあり、かつ、次の(ｱ)又は(ｲ)の要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものであること。 (ｱ) 原動機が停止状態 (ｲ) 荷室の扉が開いている状態 ウ 自動車の後端及び前端から、それぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図2参照) エ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯及び番号灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいこととする。 オ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。 (図2) 車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性	

新	旧
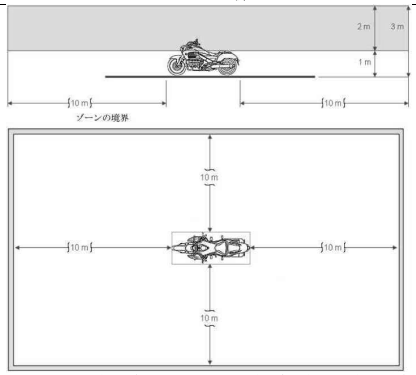 (14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 15 項) ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。 ③ 一連の作動時間が 3 秒以下であること。 **8-96-2～8-96-4**（略） **8-97～8-107**（略） **8-108 後退時車両直後確認装置** **8-108-1 装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略）	（新設） **8-96-2～8-96-4**（略） **8-97～8-107**（略） **8-108 後退時車両直後確認装置** **8-108-1 装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略）

新	旧
④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） **8-108-2～8-108-4**（略） **8-109～8-125**（略） **第 9 章 テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-12**（略） **9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）** （略） (1) ～ (2)（略） (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。 （略）　（略）　（略） （略） 【適用関係の整理】 （略） ◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ. の規定が適用される自動車については、「上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ. の規定が適用される自動車を除く。）」は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 205 項関係） (4) OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置は、次の①又は②に掲げる要件を満たすものでなければならない。 この場合において、(2) 及び (3) の審査を実施できるものはこれらの要件を満たすものとして取扱うこととする。 ただし、改造等に伴い当該装置が変更されていることを確認した場合には、変更後の装置がこれらの要件を満たすことを書面等により審査するものとする。 ① 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。 ア OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードは、ISO 15031-6 又は SAE J 2012 に従って定められたものであること。 イ 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4 又は SAE J 1939-13 に準拠したものであること。 ウ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置	④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S2 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） **8-108-2～8-108-4**（略） **8-109～8-125**（略） **第 9 章 テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-12**（略） **9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）** （略） (1) ～ (2)（略） (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。 （略）　（略）　（略） （略） 【適用関係の整理】 （略） ◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ. の規定に適合する自動車については、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 28 条第 205 項関係） （新設）

新	旧
の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎に DoK-Line 方式、DoCAN 方式又は DoIP 方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかを用いること。 (ｱ) ISO 9141 (ｲ) ISO 14229 (ｳ) ISO 14230 (ｴ) ISO 15765 (ｵ) ISO 13400 (ｶ) SAE J1939 ② UN R154-02 若しくは UN R154-03-S1 の附則 C5 付録 1 の 6.5.3.1. 及び 6.5.3.2. の規定又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3. の規定を満たすものであること。 【適用関係の整理】 ◇令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「Ⅳ.2.6.3. の規定」とあるのは「Ⅲ.7.3. 及び 9. の規定又は同別添Ⅳ.2.6.3. の規定」と読み替えることができる。 この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和3年8月5日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 28 条第 202 項関係) ◇令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03-S1」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。(適用関係告示第 28 条第 203 項関係)	
(5) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。 この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については (2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ① 排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置) 排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置) の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合 (細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.	(4) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき応答がある場合がある。 この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 (新設)

新	旧
の規定が適用される自動車に限る。) ② 安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置) OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置) の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合	(新設)
(6) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて5日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。 この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。	(5) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて5日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。 この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。
(7) 次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2) 及び (3) の審査に代えて基準に適合するものとする。 ① 4-10 (2) を適用する場合 ② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が (2) の方法により実施することが困難であると判断した場合	(新設)
第 10 章～第 11 章 (略)	**第 10 章～第 11 章** (略)
(削除)	**第 12 章 雑則** **12-1 業務量統計システム** 業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添 16「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。
別表 1～別表 9 (略) **様式 1～様式 16** (略) **別添 1** (略)	**別表 1～別表 9** (略) **様式 1～様式 16** (略) **別添 1** (略)
別添 2 (4-13 関係) **新規検査等提出書面審査要領**	**別添 2 (4-13 関係)** **新規検査等提出書面審査要領**
1.～3. (略)	**1.～3.** (略)
4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申	**4. 事前届出対象自動車** 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申

(略)

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
10.2.～10.4.（略）
附則 4
事前提出書面の審査
（特定の被牽引自動車）
1.～3.（略）
4.　届出書等の受理等
4.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。
4.2.（略）
4.3.　届出書等の取下げ
（1）～（2）（略）
（3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を記録するものとする。
5.～7.（略）
8.　書面審査の決裁等
8.1.（略）
8.2.　書面審査結果の決裁等
8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。
なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。
8.3.～8.4.（略）
9.（略）
10.　届出書等の保存期間
10.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等
新規検査等終了後、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
10.2.～10.4.（略）
第 1 号様式～第 11 号様式（略）
別表第 1（略）
別添 3（4-14 関係）
並行輸入自動車審査要領
</td><td>
間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
10.2.～10.4.（略）
附則 4
事前提出書面の審査
（特定の被牽引自動車）
1.～3.（略）
4.　届出書等の受理等
4.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（2）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。
なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。
4.2.（略）
4.3.　届出書等の取下げ
（1）～（2）（略）
（3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。
5.～7.（略）
8.　書面審査の決裁等
8.1.（略）
8.2.　書面審査結果の決裁等
8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。
なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の記録を行うものとする。
8.3.～8.4.（略）
9.（略）
10.　届出書等の保存期間
10.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等
新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
10.2.～10.4.（略）
第 1 号様式～第 11 号様式（略）
別表第 1（略）
別添 3（4-14 関係）
並行輸入自動車審査要領
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
1.（略）
2.　用語の定義
この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（1）～（9）（略）
（10）「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）をいう。
（11）「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
①　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
②　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
（12）「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
3.　届出書等
3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料
本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">並行輸入自動車の区分</th></tr>
<tr><th>指定自動車等と関連</th><th>不明</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">添付資料</td><td>自動車通関証明書等</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>走行環境条件付与書</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考（1）～（5）（略）
3.2.　届出書等の提出方法
（1）（略）
（2）届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。
①　事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては、検査課）に直接提出する方法
②　郵送により提出する方法
③　届出システムにより電磁的に提出する方法
（3）普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
</td><td>
1.（略）
2.　用語の定義
この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（1）～（9）（略）
（新設）
（新設）
（新設）
3.　届出書等
3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料
本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">並行輸入自動車の区分</th></tr>
<tr><th>指定自動車等と関連</th><th>不明</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">添付資料</td><td>自動車通関証明書等（写）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>走行環境条件付与書（写）</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考（1）～（5）（略）
3.2.　届出書等の提出方法
（1）（略）
（2）届出書等の提出は、原則として、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
（新設）
（新設）
（新設）
（3）（2）の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。
なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
</td></tr>
</table>

新	旧
（削除）※6.12.2.へ移動	（4）届出書等のうち 6.12.1.（1）③の技術基準等適合証明書については、電子署名が付与された電磁的記録に限り、電子メールにより本部へ送信するものとし、事務所等へは当該書面の写しを提出するものとする。
4.　届出書等の受理等	**4.　届出書等の受理等**
4.1.　受理	4.1.　受理
（1）提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。	（1）提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがなく、かつ、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
（2）受理した届出書等に係る自動車が、次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。 ①　自動車（二輪の小型自動車を除く。）にあっては、法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたことがないこと ②　二輪の小型自動車にあっては、法第 60 条の規定により車両番号の指定を受けたことがないこと	（新設）
（3）3.2.（2）①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。	（2）受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（3）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号の先頭に「H」を付した一連番号を記載するものとする。 なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
（4）3.2.（2）①又は②の方法により提出されたものにあっては（3）の処理、3.2.（2）③の方法により提出されたものにあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。	
4.2.　不受理	4.2.　不受理
（1）提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ①　3.2.（2）①の方法により提出されたものにあっては、口頭により通知する。 ②　3.2.（2）②の方法により提出されたものにあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③　3.2.（2）③の方法により提出されたものにあっては、届出システムにより通知する。	（1）提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3.2.（3）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 （新設） ①　届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ②　届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。 （新設）
（2）不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、（1）②の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。	（2）不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、（1）①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

新	旧
（3）あて先不明等の事由により、（1）②なお書き又は（2）なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。	（新設）※9.5.から移動
4.3.　届出書等の取下げ	4.3.　届出書等の取下げ
（1）（略）	（1）（略）
（2）提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。	（2）提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
（3）3.2.（2）③の方法により届出書等が提出された場合にあっては、届出者が届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。	（3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。
5.（略）	**5.**（略）
6.　書面審査	**6.　書面審査**
（1）並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 10 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。	並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。
（2）提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ①　3.2.（2）①又は②の方法により届出書等が提出されたものであって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ②　①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 9 号様式（その 2）「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。	（新設）
6.1.～6.2.（略）	**6.1.～6.2.**（略）
6.3.　自動車通関証明書等	**6.3.　自動車通関証明書等（写）**
（1）（略）	（1）（略）
（2）現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。	（2）現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。
6.4.（略）	**6.4.**（略）
6.5.　製作年月日の判定資料	**6.5.　製作年月日の判定資料**
（1）本則 4-5-1 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。	本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。

新	旧
	この場合において、本則 4-5 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
(2) 本則 4-5-1 (1) ②イからカまでに掲げるものを製作年月日の判定資料として活用する場合は、当該書面の写しが添付されていること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。	(新設)
(3) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを製作年月日の判定資料として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 この場合において、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.12.4. (2) に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。	(新設)
6.6.～6.9. (略)	**6.6.～6.9.** (略)
6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等	**6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等**
[マフラー加速騒音規制]	[マフラー加速騒音規制]
6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。	6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。
(1) 二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ② 消音器に表示されている UN R9、UN R41 又は UN R92 に基づくⒺマークを撮影した写真 ③ 消音器に表示されている欧州連合指令 78/1015/EEC 又は欧州連合指令 97/24/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真 ④ COC ペーパーの写し ⑤ WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 ⑥ UN R41 に基づく認定証の写し ⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑧ EU 加盟国の自動車検査証等の写し (EU 加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。)	(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、Ⓔマーク又はⓔマークを撮影した写真の添付を省略することができる。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (4) の規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (2) の規定 ③ 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) にあっては、本則 7-56-7-2-2 (2) の規定 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
(2) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ② 消音器に表示されている UN R51 又は UN R59 に基づくⒺマークを撮影した写真 ③ 消音器に表示されている欧州連合指令 70/157/EEC に基づくⓔマークを撮影した写真 ④ COC ペーパーの写し ⑤ WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 ⑥ UN R51 に基づく認定証の写し ⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑧ EU 加盟国の自動車検査証等の写し (EU 加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。)	(新設)

新	旧
(3) 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、(1) 及び (2) に規定するいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。	(新設)
(4) 消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、当該資料等を消音器に表示されているⒺマーク又はⓔマークを撮影した写真に代えることができる。	(新設)
(5) (1) ④から⑧まで又は (2) ④から⑧までのいずれかの書面等が添付されている場合には、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 (削除) (削除) (削除)	(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (7) ②ウの規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (3) ②ウの規定 ③ 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) にあっては、本則 7-56-7-2-2 (3) ②ウの規定
6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]	6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]
(1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとす	(1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとす

新	旧
る。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。）の写し ④（略） ⑤ UN R41-04 に基づく認定証の写し ⑥ UN R41-04 に基づくⓔマークを撮影した写真 [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。）の写し ④（略） ⑤ UN R41-04 に基づく認定証の写し ⑥ UN R41-04 に基づくⓔマークを撮影した写真 [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-05 の記載があるものに限る。）の写し ④ UN R41-05 に基づく認定証の写し ⑤ UN R41-05 に基づくⓔマークを撮影した写真 [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量	る。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41-04 の記載があるものに限る。） ④（略） ⑤ UN R41 に基づく認定証（UN R41-04 のものに限る。） ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓔマークを撮影した写真（UN R41-04 のものに限る。） [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41-04 以降の記載があるものに限る。） ④（略） ⑤ UN R41 に基づく認定証（UN R41-04 以降のものに限る。） ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓔマークを撮影した写真（UN R41-04 以降のものに限る。） [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ②（略） ③ COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41-05 以降の記載があるものに限る。） ④ UN R41 に基づく認定証（UN R41-05 以降のものに限る。） ⑤ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓔマークを撮影した写真（UN R41-05 以降のものに限る。） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量

新	旧
が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ②（略） ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し ④ UN R51-03 に基づくⓔマークを撮影した写真＋COC ペーパーの写し ⑤ COC ペーパーの写し＋UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料 [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し ②（略） ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し ④ UN R51-03 に基づくⓔマークを撮影した写真＋COC ペーパーの写し ⑤ COC ペーパーの写し＋UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料 (6) ～ (7)（略） 6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い	が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ②（略） ③ UN R51 に基づく認定証（UN R51-03 以降のものに限る。） ④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓔマークを撮影した写真及び COC ペーパー（UN R51-03 以降のものに限る。） （新設） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ① 加速走行騒音試験結果成績表 ②（略） ③ UN R51 に基づく認定証（UN R51-03 以降のものに限る。） ④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓔマークを撮影した写真及び COC ペーパー（UN R51-03 以降のものに限る。） （新設） (6) ～ (7)（略） 6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い

新	旧
(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成22年2月5日付け国自環第248号) に定める加速走行騒音試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行したものであり、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～④ (略)	(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～④ (略)
(2) ～ (5) (略)	(2) ～ (5) (略)
(6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又は COC ペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。	(6) COC ペーパーは、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
(削除)	(7) 認定証は、写しをもって代えることができる。
6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面	**6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面**
排出ガス規制が適用される自動車について適用する。	排出ガス規制が適用される自動車について適用する。
6.11.1. 適合性に関する書面の種類	6.11.1. 適合性に関する書面の種類
次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ① 排出ガス試験結果成績表の写し ②～③ (略) ④ UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。) の写し	次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 (1) 排出ガス試験結果成績表 (2) ～ (3) (略) (4) UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。)
6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い	6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い
(1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号) に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④ (略)	(1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号) に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。 ①～④ (略)
(2) ～ (5) (略)	(2) ～ (5) (略)
(6) 排出ガス基準適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3.2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。	(6) 認定証は、写しをもって代えることができる。
(7) (略)	(7) (略)
6.11.3. (略)	6.11.3. (略)
6.12. 技術基準等への適合性を証する書面	**6.12. 技術基準等への適合性を証する書面**
6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類	6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類
(1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書の写し ② 同一構造を有する自動車の試験成績書の写し ③ (略) ④ 協定規則に基づく認定証の写し ⑤～⑧ (略)	(1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書 ② 同一構造を有する自動車の試験成績書 ③ (略) ④ 協定規則に基づく認定証 ⑤～⑧ (略)
(2) ～ (4) (略)	(2) ～ (4) (略)
6.12.2. 技術基準等適合証明書	6.12.2. 技術基準等適合証明書
(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3.2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 また、様式については第5号様式に準ずるものでもよい。	(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 ただし、3.2. (4) の規定により事務所等へ提出された写しについては、署名欄へ電子署名が付与された旨記載することで、原本に代えることができる。 なお、様式については第5号様式に準ずるものでもよい。
(2) 電子署名が付与された技術基準等適合証明書の写しであって、署名欄に電子署名が付与されている旨が記載されているものは、原本に代えることができる。 この場合、電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録を自動車製作者等から本部へ電子メールにより送信することを求めるものとする。 なお、3.2. (2) ③の方法により電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録が提出された場合にあっては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。	(新設)
(3) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書 (電子署名が付与されたものを除く。) にあっては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。 ①～② (略)	(2) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書 (3.2. (4) の規定により本部へ提出されたものを除く。) にあっては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。 ①～② (略)
(4) 技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車が当該技術基準等に適合していると判断するものとする。	(3) 技術基準等又は別表第 1 に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車が当該技術基準等に適合していると判断するものとする。
(5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 (削除)	(4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① 技術基準等適合証明書照会台帳 (第 9 号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第 10 号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、本部に照会するものとする。
(削除)	② 本部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に

新	旧
	送付された第 10 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。
6.12.3.　試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行したものであること。 ①～④（略） (2) ～ (4) (5) 別表 2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2) の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車が当該技術基準等に適合していると判断するものとする。 (6) 試験成績書の写しに疑義が生じた場合には、届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。	6.12.3.　試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 ①～④（略） (2) ～ (4) (5) 別表 2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は別表第 1 に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2) の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車が当該技術基準等に適合していると判断するものとする。 （新設）
6.12.4.　WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル (1) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 (2) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 （削除） （削除）	6.12.4.　WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル (1) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを本則 4-5 (1) ②キ又は 6.12.1. (1) ⑧の書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。 (2) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① ラベル照会台帳（第 11 号様式とする。）に必要事項を記入し、ラベルの真正性判定照会書（第 12 号様式とする。）及び当該ラベルの写真を、本部に照会するものとする。 ② 本部は、照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 12 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。
6.12.5.　技術基準等宣言書 技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。	6.12.5.　技術基準等宣言書 技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。
6.12.6.　ラベル貼付者確認書 6.12.4. (2) の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第 7 号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。	6.12.6.　ラベル貼付者確認書 6.12.4. (2) の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第 7 号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。
6.13.　熱害試験結果成績表	**6.13.　熱害試験結果成績表**

新	旧
昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (5)（略）	昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 ①～④（略） (2) ～ (5)（略）
6.14.（略）	**6.14.**（略）
6.15.　走行環境条件付与書	**6.15.　走行環境条件付与書（写）**
(1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。	(1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。
6.16.（略）	**6.16.**（略）
7.　書面審査の決裁等	**7.　書面審査の決裁等**
7.1.　書面審査結果の起案 (1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 9 号様式（その 1 及びその 2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 (2) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。	7.1.　書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 13 号様式（その 1 及びその 2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （新設）※7.2. から移動
7.2.　書面審査結果の決裁等 7.1. により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。	7.2.　書面審査結果の決裁等 7.1. により事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。
7.3.（略）	7.3.（略）
7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。	7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が定めた場所に保管するものとする。
8.　現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に	**8.　現車審査** 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に

新	旧
基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。 8.1.（略） 8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　書面等との一致 （1）本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあっては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。 ①　原動機の型式（原動機の型式が記載されていない場合にあっては、添付資料中の原動機外観写真に代えることができる。） ②　騒音防止装置欄に記載された装置の種類及び個数 ③　添付資料中の騒音防止装置に係る外観写真 （2）（1）の確認を行う場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。 8.2.2.　車両重量又は車両総重量の確認 （1）6.10.1.を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあっては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。 （2）6.10.2.を適用した自動車であって次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略） 8.3.～8.7（略） **9.　届出書等の保存期間** 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、3.2.（2）③の方法により提出された場合にあっては、別途定める方法により保存するものとする。	基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。 8.1.（略） 8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.1.の書面等との一致が確認できなければならない。 （新設） （新設） （新設） この場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。 8.2.2.　UN R41 又は UN R51 への適合性 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.2.の書面等との一致が確認できなければならない。 また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略） 8.3.～8.7（略） **9.　届出書等の保存期間** 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 5 年間、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が定めた場所に保存するものとする。

新	旧
9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書 受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.4.（略） （削除）※4.2.（3）へ移動	9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から 5 年間、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書 受理日から 1 年間、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が定めた場所に保存するものとする。 9.4.（略） 9.5.　不受理の届出書等 4.2.（1）なお書き②又は 4.2.（2）なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

別表第 1（別添 3 の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 9 条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）
		UN R141-01 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）
第 10 条 操縦装置	7-12 操縦装置	（略）	（略）
		UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）
		UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	①～⑦（略） （削除）
		細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ	①～④（略）

別表第 1（別添 3 の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 9 条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 138、CMVSS 138
		UN R141-01 タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 138、CMVSS 138
第 10 条 操縦装置	7-12 操縦装置	（略）	（略）
		UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 101
		UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 101
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R12、FMVSS 203、CMVSS 203
		細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ	①～④（略）

新				旧			
		取装置の技術基準 （乗用車H21.9.1～、貨物車H28.4.1～）	（削除）			取装置の技術基準 （乗用車H21.9.1～、貨物車H28.4.1～）	◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R12
		（略）	（略）			（略）	（略）
第11条の2 施錠装置等	7-14の2 イモビライザ	細目告示別添9 イモビライザの技術基準	①～⑦（略） （削除）	第11条の2 施錠装置等	7-14の2 イモビライザ	細目告示別添9 イモビライザの技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R97、UN R116、74/61/EEC、95/56/EEC
		（略）	（略）			（略）	（略）
第12条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	①～⑧（略） （削除） 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a)～(f)（略） （削除）	第12条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	①～⑧（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC、FMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）、CMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。） 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a)～(f)（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 105（一部の試験項目に限る。）、CMVSS 105（一部の試験項目に限る。）
		細目告示別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦（略） （削除）			細目告示別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添7の2 乗用車の制動装置の技術基準	①～⑥（略） （削除）		7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添7の2 乗用車の制動装置の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13H、FMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）、CMVSS 135（駐車制動装置の動的性能試験を除く。）
		（略）	（略）			（略）	（略）

新				旧			
	7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑧（略） （削除） 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a)（略） （削除）		7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑧（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R78、93/14/EEC 技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a)（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 122（駐車制動装置の駐車性能試験に限る。）、CMVSS 122（駐車制動装置の駐車性能試験に限る。）
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添14 制動液漏れ警報装置の技術基準	①～②（略） （削除）		7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添14 制動液漏れ警報装置の技術基準	①～②（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 105（警報の方式が音による場合を除く。）、CMVSS 105（警報の方式が音による場合を除く。）
	7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添15 トレーラの制動装置の技術基準	①～⑦（略） （削除）		7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添15 トレーラの制動装置の技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC
		細目告示別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦（略） （削除）			細目告示別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R13、71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC、2002/78/EEC
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第15条 燃料装置	7-23 燃料装置	細目告示別添16 乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	①～⑥（略） （削除）	第15条 燃料装置	7-23 燃料装置	細目告示別添16 乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34
		（略）	（略）			（略）	（略）

新				旧			
		細目告示別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	①（略） （削除）			細目告示別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	①（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301、CMVSS 301
		（略）	（略）			（略）	（略）
第17条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）	第17条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）
		細目告示別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	①（略） （削除）			細目告示別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	①（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301、CMVSS 301
		（略）	（略）			（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第18条 車枠及び車体	7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添23 前面衝突時の乗員保護の技術基準	①（略） （削除）	第18条 車枠及び車体	7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添23 前面衝突時の乗員保護の技術基準	①（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 208、CMVSS 208
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準	①～④（略） （削除）		7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R94
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	（略）	（略）		7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	（略）	（略）
		細目告示別添24 側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	①～④（略） （削除）			細目告示別添24 側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R95
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	細目告示別添99 歩行者頭部保護の技術基準	①～④（略） （削除）		7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	細目告示別添99 歩行者頭部保護の技術基準	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R127
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
第18条	7-37	技術基準通達別	①～⑧（略）	第18条	7-37	技術基準通達別	①～⑧（略）

新				旧			
の2 巻込防止装置等	突入防止装置	添19 突入防止装置の技術基準	（削除）	の2 巻込防止装置等	突入防止装置	添19 突入防止装置の技術基準	◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC
		細目告示別添25 突入防止装置の技術基準	①～⑧（略） （削除）			細目告示別添25 突入防止装置の技術基準	①～⑧（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R58、70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC、2000/8/EEC
		（略）	（略）			（略）	（略）
	7-38 前部潜り込み防止装置	細目告示別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準	①～⑥（略） （削除）		7-38 前部潜り込み防止装置	細目告示別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R93、2000/40/EEC
第20条 乗車装置	7-40 乗車装置	細目告示別添27 内装材料の難燃性の技術基準	①～④（略） （削除）	第20条 乗車装置	7-40 乗車装置	細目告示別添27 内装材料の難燃性の技術基準	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 95/28/EEC、COM（92）201 final-SYN 417、FMVSS 302、CMVSS 302
		細目告示別添28 インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 （削除）			細目告示別添28 インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201
		細目告示別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） （削除）			細目告示別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R21、FMVSS 201、CMVSS 201
		（略）	（略）			（略）	（略）
第22条 座席	7-42 座席	技術基準通達別添22 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略するこ	第22条 座席	7-42 座席	技術基準通達別添22 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略するこ

新				旧			
			とができる。（貨物自動車に限る。） （削除）				とができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207
		技術基準通達別添23 シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 （削除）			技術基準通達別添23 シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、書面を省略することができる。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R21、FMVSS 201、FMVSS 207、CMVSS 201、CMVSS 207
		細目告示別添30 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） （削除）			細目告示別添30 座席及び座席取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、FMVSS 207、CMVSS 207
		UN R17-07 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ⑥　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） （削除）			UN R17-07 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ⑥　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）
		UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真			UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真

新				旧			
		定規則	・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） （削除）			定規則	◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）
		UN R17-09 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） （削除）			UN R17-09 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）
		UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） （削除）			UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断でき

新				旧			
							る外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるものを除く。）
		（略）	（略）			（略）	（略）
第22条の3 座席ベルト等	7-44 座席ベルト等	細目告示別添31 座席ベルト取付装置の技術基準	①～⑥（略） （削除）	第22条の3 座席ベルト等	7-44 座席ベルト等	細目告示別添31 座席ベルト取付装置の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R14、FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-06 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑥（略） （削除）			UN R14-06 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-08 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R14-08 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210
		UN R14-09 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R14-09 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210
		細目告示別添32 座席ベルトの技術基準	①～⑥（略） （削除）			細目告示別添32 座席ベルトの技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R16、FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-05 座席ベルトに係る協定規則	①～⑥（略） （削除）			UN R16-05 座席ベルトに係る協定規則	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-06 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R16-06 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準

新				旧			
							FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209
		UN R16-08 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R16-08 座席ベルトに係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209
第22条の4 頭部後傾抑止装置等	7-46 頭部後傾抑止装置	技術基準通達別添27 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅170mm×高さ100mm以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 （削除）	第22条の4 頭部後傾抑止装置等	7-46 頭部後傾抑止装置	技術基準通達別添27 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅170mm×高さ100mm以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a
		細目告示別添34 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） （削除）			細目告示別添34 頭部後傾抑止装置の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R17、UN R25、FMVSS 202a、CMVSS 202a
		UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSSラベル又はCMVSSラベルを撮影した写真 ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるものを除く。 （削除）			UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　FMVSSラベル又はCMVSSラベルを撮影した写真 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるものを除く。）
第22条の5 年少者用補助乗車装	7-47 年少者用補助乗車装置等	細目告示別添35 年少者用補助乗車装置の技術基準	①～⑥（略） （削除）	第22条の5 年少者用補助乗車装	7-47 年少者用補助乗車装置等	細目告示別添35 年少者用補助乗車装置の技術基準	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R44、UN R129、FMVSS 213、CMVSS 213

新				旧			
置等				置等			
		UN R44-04 年少者用補助乗車装置に係る協定規則	①～⑥（略） （削除）			UN R44-04 年少者用補助乗車装置に係る協定規則	①～⑥（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 213、CMVSS 213
		（略）	（略）			（略）	（略）
		UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 225、CMVSS 225
		UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	①～⑤（略） （削除）			UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	①～⑤（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 225、CMVSS 225
第25条 乗降口	7-50 乗降口	技術基準通達別添29の2 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） （削除）	第25条 乗降口	7-50 乗降口	技術基準通達別添29の2 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206
		細目告示別添36 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） （削除）			細目告示別添36 とびらの開放防止の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R11、FMVSS 206、CMVSS 206
		UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。）			UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑥（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。）

新				旧			
			（削除）				◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206
		UN R11-04 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑤（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） （削除）			UN R11-04 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	①～⑤（略） ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。（車両総重量3.5t超の貨物自動車に限る。） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206
第29条 窓ガラス	7-54 窓ガラス	細目告示別添37 窓ガラスの技術基準	① 7-54-13-1（8）に規定する記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号を撮影した写真 （削除）	第29条 窓ガラス	7-54 窓ガラス	細目告示別添37 窓ガラスの技術基準	① UN R43に基づくⓔマークを撮影した写真 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R43、FMVSS 205、CMVSS 205
		UN R43-01 窓ガラスに係る協定規則	① 7-54-1（8）に規定する記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号を撮影した写真 （削除）			UN R43-01 窓ガラスに係る協定規則	① UN R43-01に基づくⓔマークを撮影した写真 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 205、CMVSS 205
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第32条 前照灯等	7-67 配光可変型前照灯	（略）	（略）	第32条 前照灯等	7-67 配光可変型前照灯	（略）	（略）
		細目告示別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	①～④（略） （削除）			細目告示別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R48-02以降
第43条の5 盗難発生警報装置	7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添78 盗難発生警報装置の技術基準	①～⑦（略） （削除）	第43条の5 盗難発生警報装置	7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添78 盗難発生警報装置の技術基準	①～⑦（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R97、UN R116、74/61/EEC、95/56/EEC
		（略）	（略）			（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第43条の6 車線逸脱警報	7-102 車線逸脱警報装置	（略）	（略）	第43条の6 車線逸脱警報	7-102 車線逸脱警報装置	（略）	（略）
		UN R130-01 車線逸脱警報装置に係る協定規	① COCペーパーの写し ・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ、N_2カテゴリ又はN_3カテゴリのものに限る。			（新設）	（新設）

新

装置		則	② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_2カテゴリ、M_3カテゴリ、N_2カテゴリ又はN_3カテゴリのものに限る。 ③ UN R130-01 に基づく認定証の写し ④ UN R130-01 に基づくⓔマークを撮影した写真
（略）	（略）	（略）	（略）
第44条 後写鏡等	7-106 後写鏡	細目告示別添80 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 （削除）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
第44条の2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～④（略） （削除）
（略）	（略）	（略）	（略）

備考
(1)「COC ペーパーの写し」又は「EU 加盟国の自動車検査証等の写し」が提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。
（削除）
(2) ～ (3)（略）

別表第2～別表第5（略）
第1号様式～第8号様式（略）
（削除）

旧

装置			（新設） （新設） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第44条 後写鏡等	7-106 後写鏡	細目告示別添80 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	①～⑥（略） ◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 71/127/EEC 、 79/795/EEC 、 85/205/EEC 、 86/562/EEC、88/321/EEC、FMVSS 111、CMVSS 111
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
第44条の2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～④（略） ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 111、CMVSS 111
（略）	（略）	（略）	（略）

備考
(1)「COC ペーパー」又は「EU 加盟国の自動車検査証等」は、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
(2)「認定証」は、写しをもって代えることができる。
(3) ～ (4)（略）

別表第2～別表第5（略）
第1号様式～第8号様式（略）
第9号様式（別添3の6.12.2.（4）関係）

技術基準等適合証明書照会台帳

照会番号	届出書の受付番号及び受付日	車名（通称名）	届出者	照会書		判定者	判定結果
				送信日	判定日		
照第　号	受付第　号 年　月　日	（　　）		年　月　日	年　月　日	本部	適 否 未判断

新

（削除）

（削除）

旧

※　照会番号中　　部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。
（例）東北検査部 → 東北照第　　号
　　和泉事務所 → 和泉照第　　号

第10号様式（別添3の6.12.2.（4）関係）

（地方検査部・地方事務所用）

本部検査部検査課　殿

照第　　号
年　　月　　日
検査部　　事務所

技術基準等適合証明書の真正性の判定について（照会）

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.12.2.（4）①に基づき、下記届出者から提出のあった別紙技術基準等適合証明書の真正性の判定について照会いたします。

記

届　出　者　名
車　名（通称名）　　（　　）

真正性の判定結果通知欄		
判定日及び判定結果	年　　月　　日	適　・　否　・　未判断
判　定　者	□　本部検査部検査課	
真正性の否の理由		
備　　考		

通信欄		
検査部　　事務所	⇨	本部検査部検査課
送信日　　年　月　日 送信者		受信日　　年　月　日 受信者
受信日　　年　月　日 受信者	⇦	返信日　　年　月　日 返信者

※　この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。
　なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

第11号様式（別添3の6.12.4.（2）関係）

ラベル照会台帳

新

（削除）

旧

照会番号	届出書の受付番号及び受付日	車名（通称名）	届出者	照会書		判定者	判定結果
				送信日	判定日		
ラ照第　号	受付第　号 年 月 日	（　　）		年 月 日	年 月 日	本部	適 否

※　照会番号中　　部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。
（例）東北検査部 → 東北ラ照第　　号
　　和泉事務所 → 和泉ラ照第　　号

第12号様式（別添3の6.12.4.（2）関係）

（地方検査部・地方事務所用）

本部検査部検査課　殿

ラ照第　　号
年　　月　　日
検査部　　事務所

ラベル真正性の判定について（照会）

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.12.4.（2）①に基づき、下記並行輸入自動車に貼付されているWVTAラベル若しくはプレート又はFMVSSラベル若しくはCMVSSラベルの真正性の判定について照会いたします。

記

1.照会する並行輸入自動車
　車台番号又はシリアル番号：

2.照会する並行輸入自動車の届出者
　届出者名：

3.WVTAラベル若しくはプレート又はFMVSSラベル若しくはCMVSSラベルの写真

真正性の判定結果通知欄		
判定日及び判定結果	年　　月　　日	適　・　否　・　未判断
判　定　者	□　本部検査部検査課	
真正性の否の理由		
備　　考		

新

第9号様式（その1）（別添3の7.1.関係）

受付番号	起案　　年　月　日	書面審査担当者	
	決裁　　年　月　日		

並行輸入自動車届出書の審査結果について

所長（課長）　次長　上席検査官　主席検査官　検査官

伺

標記について、審査事務規程本則並びに別添3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。

記

（略）	（略）
審査結果概要等	第9号様式（その2）による
（略）	（略）

第9号様式（その2）（別添3の7.1.関係）
（以下略）
第10号様式（別添3の6.関係）
（以下略）
別紙（略）

別添4（4-15関係）

改造自動車審査要領

1.～4.（略）
5.　届出書等の受理等
5.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、改造自動車届出書（第1号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。

旧

通信欄

検査部　　事務所		本部検査部検査課
送信日　　年　月　日 送信者	⇨	受信日　　年　月　日 受信者
受信日　　年　月　日 受信者	⇦	返信日　　年　月　日 返信者

※　この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。
　なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

第13号様式（その1）（別添3の7.1.関係）

受付番号	起案　　年　月　日	書面審査担当者	
	決裁　　年　月　日		

並行輸入自動車届出書の審査結果について

所長（課長）　次長　上席検査官　主席検査官　検査官

伺

標記について、審査事務規程本則並びに別添3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。

記

（略）	（略）
審査結果概要等	第13号様式（その2）による
（略）	（略）

第13号様式（その2）（別添3の7.1.関係）
（以下略）
第14号様式（別添3の6.関係）
（以下略）
別紙（略）

別添4（4-15関係）

改造自動車審査要領

1.～4.（略）
5.　届出書等の受理等
5.1.　受理
（1）（略）
（2）受理した届出書等については、別添16「業務量統計システム報告要領」2.（4）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、改造自動車届出書（第1号様式（表面））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号に「K」を付した一連番号を記載するものとする。

新	旧
なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 **5.2.** （略） **5.3.　届出書等の取下げ** （1）～（2）（略） （3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨を記録するものとする。 **6.～7.** （略） **8.　書面審査の決裁等** **8.1.～8.2.** （略） **8.3.　書面審査結果の決裁等** 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。 **8.4.～8.5.** （略） **9.～11.** （略） **別表第1～別表第4**（略） **第1号様式～第7号様式**（略） **別添5～別添15**（略） （削除）	なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 **5.2.** （略） **5.3.　届出書等の取下げ** （1）～（2）（略） （3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。 **6.～7.** （略） **8.　書面審査の決裁等** **8.1.～8.2.** （略） **8.3.　書面審査結果の決裁等** 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。 **8.4.～8.5.** （略） **9.～11.** （略） **別表第1～別表第4**（略） **第1号様式～第7号様式**（略） **別添5～別添15**（略） **別添16（12-1関係）** **業務量統計システム報告要領** **1.　業務量統計システム** （1）2.（1）から（10）に掲げる報告事項は、自動車機構が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。 （2）（1）の報告書の様式は3.（1）の報告先の長が定める。 **2.　報告事項及び項目** 報告事項及び項目は次のとおりとする。 （1）街頭検査実施結果 ①　実施年月日 ②　実施時間 ③　街頭検査の区分 ④　対象車種等限定の有無 ⑤　自動車機構、国土交通省、警察、その他出動した人員数 ⑥　検査車両数 ⑦　整備不良車両数 ⑧　不正改造車両数 ⑨　道路運送車両法第54条及び第54条の2毎の整備命令発令件数 ⑩　道路運送車両法第54条及び第54条の2毎の同一・構造、操縦装置、緩衝装置、走行装置、原動機・動力伝達装置、制動装置、保安装置、着色フィルム、電気・

（略）

新	旧
■一括改正事項 ・別添3「並行輸入自動車審査要領」別表第1において、「COCペーパー」とあるのを「COCペーパーの写し」と、「認定証」とあるのを「認定証の写し」と、「EU加盟国の自動車検査証等」とあるのを「EU加盟国の自動車検査証等の写し」とそれぞれ変更する。	本部で保有するデータは、5年間保存するものとする。

附則（令和6年9月20日規程第12号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、12-1、別添2「新規検査等提出書面審査要領」（4.を除く。）、別添3「並行輸入自動車審査要領」、別添4「改造自動車審査要領」及び別添16「業務量統計システム報告要領」の規定については、令和6年10月28日から施行する。

プレスリリース
令和6年12月26日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第61次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年1月6日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が10人以上かつ車両総重量が3.5トンを超える乗用自動車や車両総重量が3.5トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置としてUN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。[6-105の2、7-105の2、9-14]

２．新規検査等における提出書面関係［別添2］

車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

令和 6 年 12 月 26 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。
［6-105 の 2、7-105 の 2、9-14］

② 新規検査等における提出書面関係［別添 2］

○ 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

３．施行日

令和 7 年 1 月 6 日

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 61 次改正新旧対照表

令和 6 年 12 月 26 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	自動車審査高度化施設	事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置、出張検査端末及び予備端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則をいう。
	（略）	（略）
	UN R171	横方向及び縦方向の動きを持続的に制御する運行補助機能に係る協定規則をいう。
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 4 章（略）

第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1　審査結果の通知方法

(1) 審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとし、4-7-2 に掲げるいずれかの総合判定の内容及び 5-3 に掲げる審査結果通知情報（必要と認められるものに限る。）を通知するものとする。

ただし、4-7-3 の「審査継続」として処理した場合には、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。

(2) 審査結果（(3) に規定するものを除く。）の通知方法は、次表のとおり、電磁的方法又は書面による方法とする。

ただし、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種別	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又は MOTAS の障害	自動車審査高度化施設の障害
適合又は審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法	自動車検査票 1	自動車検査票 1
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査		自動車検査票 1、審査結果通知書 2 及び備考欄記入事項連絡票（※3）	自動車検査票 1 及び自動車検査票 2
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書 1	審査結果通知書 1	自動車検査票 1

備考

※1～※2（略）

（削除）

（削除）

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	（略）	（略）
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態をいう。 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態をいう。
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	自動車審査高度化施設	事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置及び出張検査端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	UN R171	運転支援システムに係る協定規則をいう。
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 4 章（略）

第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1　審査結果の通知方法

（新設）

審査結果の通知方法は、下表によるものとする。

この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。

なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。

また、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種別	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又は MOTAS の障害	自動車審査高度化施設の障害
適合又は審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法（※3）	自動車検査票 1	自動車検査票 1
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査	電磁的方法（※4）	自動車検査票 1、審査結果通知書 2 及び備考欄記入事項連絡票（※6）	自動車検査票 1 及び自動車検査票 2
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書 1（※5）	審査結果通知書 1（※5）	自動車検査票 1

備考

※1～※2（略）

※3　5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法及び自動車検査票 1」と読み替えるものとする。

※4　5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法、自動車検査票 1 及び備考欄記入事項連絡票（※6）」

新	旧
（削除）	と読み替えるものとする。 ※5　5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「自動車検査票１及び審査結果通知書１」と読み替えるものとする。 ※6（略）
※3（略） (3) 4-19 の規定による自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査結果の通知方法は、電磁的方法又は書面による方法とする。	（新設）
5-2　審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載	**5-2　審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載**
5-2-1　自動車審査高度化施設への入力 電磁的方法、審査結果通知書１、審査結果通知書２又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設に入力するものとする。	（新設） (1) 電磁的方法、審査結果通知書１、審査結果通知書２又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設に入力するものとする。
5-2-2　自動車検査票への記載 (1) 自動車検査票１及び自動車検査票２により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を次により記載するものとする。 ①～④（略）	（新設） (2) 自動車検査票１及び自動車検査票２により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を次により記載するものとする。 ①～④（略）
(2) 総合判定が「適合」の場合には、自動車検査票１の審査結果通知欄の「適合」箇所に検査官印を押印するものとする。 なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めたときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。	（新設）
(3) 総合判定が「不適合」又は「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票１の保安基準に適合しない部分欄の当該項目を「○」で囲む等により不適合箇所及び不適合内容が容易に分かるように記載するものとする。 なお、「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票１の備考欄にその旨を記載するものとする。	（新設）
(4) 総合判定が「審査中断」の場合には、自動車検査票１の審査中断欄に検査官印を押印するとともに備考欄にその理由を記載するものとする。 なお、審査中断欄がない場合は、審査結果通知欄附近に審査中断と記載し、その附近に検査官印の押印を行うものとする。	（新設）
5-3　審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。	**5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。
5-3-1～5-3-8（略）	**5-3-1～5-3-8**（略）
5-3-9　乗車定員、最大積載量及び車両総重量	**5-3-9　乗車定員、最大積載量及び車両総重量**
(1) ～ (5)（略）	(1) ～ (5)（略）
(6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（(7) に規定する自動車を除く。）については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。	(6) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（(7) に規定する自動車を除く。）については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。

新	旧
①～②（略） (例 1)（略） (例 2) 7-5-2 に該当する牽引自動車であって連結部移動装置付牽引自動車以外のもの （略） (例 3) 7-5-2 に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合 （略） (例 4)（略）	①～②（略） (例 1)（略） (例 2) 7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車であって連結部移動装置付牽引自動車以外のもの （略） (例 3) 7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合 （略） (例 4)（略）
(7) ～ (14)（略）	(7) ～ (14)（略）
5-3-10～5-3-14（略）	**5-3-10～5-3-14**（略）
5-3-15　備考欄	**5-3-15　備考欄**
(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。	(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
7-1.　基準緩和を受けている牽引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 速度制限装置付（解除機能付） 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
（略）	（略）	（略）
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車（一時的に解除可能な速度制限装置を備えた自動車を除く。）	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
（略）	（略）	（略）
36.　7-5-2 に該当する牽引自動車	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
（略）	（略）	（略）
43.　OBD 検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
7-1.　基準緩和を受けている牽引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
（略）	（略）	（略）
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
（略）	（略）	（略）
36.　7-5-2（7-5-5-2）に該当する牽引自動車	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
（略）	（略）	（略）
43.　OBD 検査対象車であって、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車

新	旧
備考 ※1～※5（略）	備考 ※1～※5（略）
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験に	(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験に

新

よる適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。

装置の性能等	適用した規定	備考欄の記録内容	備考欄コード
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-23-1-2（6）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-26-1-2-2（4）	（略）	（略）
（略）	7-29-1（4）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-33-6-1（5）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（3）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-3-18　保安基準に適合しない箇所及びその内容

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められないときは、不適合箇所及び不適合内容を通知するものとする。

5-4　審査結果以外の通知

4-26 の規定による基準適合性審査時におけるその他確認事項を確認し、4-26 表中の対応欄の処理をした場合には、5-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

（削除）

旧

よる適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。

装置の性能等	適用した規定	備考欄の記録内容	備考欄コード
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-23-1-2（5）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-26-1-2-2（3）	（略）	（略）
（略）	7-29-1（3）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	7-33-6-1（4）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（3）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

（新設）

5-4　審査結果等の通知

5-4-1　審査結果通知

審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとし、4-7-2 に掲げるいずれかの総合判定の内容及び 5-3 に掲げる審査結果通知情報（必要と認められるものに限る。）を審査結果として通知するものとする。

ただし、4-11 で規定する再入場の取扱いに該当する場合には、審査結果通知を猶予することができる。

5-4-1-1　適合

総合判定が「適合」の場合には、自動車検査票 1 又は自動車検査票 2（障害により電磁的方法による通知ができない場合に限る。）の審査結果通知欄の「適合」箇所に検査官印の押印を行うとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めたときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設により適合の入力を行うものとする。

5-4-1-2　不適合

総合判定が「不適合」又は「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の保

新

（削除）

（削除）

第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-105（略）

6-105 の 2　車両後退通報装置

6-105 の 2-1（略）

6-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）

（1）（略）

（2）車両後退通報装置は、UN R165-00 の 2.1.1. から 2.1.4. までのいずれかに定める機能並びに 2.3. に定める性能を有するものであって、次に掲げる①又は②いずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）

旧

安基準に適合しない部分欄の当該項目を「○」で囲む等により不適合部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載するとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

ただし、自動車審査高度化施設から出力される審査結果通知書 1 を自動車検査票 1 に添付する場合は、自動車検査票 1 への記載を省略することができる。

なお、「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の備考欄に朱書きによりその旨の記載も行うこと。

5-4-1-3　審査中断

（1）総合判定が「審査中断」の場合には、その理由を自動車検査票 1 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査中断欄に検査官印の押印を行うとともに、電磁的方法により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

また、審査中断欄がない場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査中断と記載し、その上に検査官印の押印を行う。

（2）自動車審査高度化施設の障害により（1）の規定による通知ができない場合であって、審査依頼のあった運輸支局等以外の運輸支局等における申請が予想されるときは、新たな自動車検査票 2 を用い、備考欄に登録番号若しくは車両番号又は車台番号及び審査中断の通知ができない理由を記載し、審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

5-4-2　審査結果以外の通知

（1）4-7-3 の「審査継続」として処理した場合には、5-4-1 の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。

（2）4-26 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により通知するものとする。

5-4-3　自動車検査証記録事項の変更等に係る審査の審査結果通知等

（1）5-4-1 の規定にかかわらず、4-19 の規定による審査を実施した場合の審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとする。

（2）4-7-3 の「審査継続」に準じて処理した場合には、（1）の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。

第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-105（略）

6-105 の 2　車両後退通報装置

6-105 の 2-1（略）

6-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）

（1）（略）

（2）車両後退通報装置は、UN R165-00 の 14.（14.4.1.1.、14.5.1.1. 及び 14.6. を除く。）に適合するものでなければならない。

ただし、UN R165-00 の 2.1.2.、2.1.3. 及び 2.1.4. の機能並びに 2.3. の性能を有し

新	旧
	ないものはこの基準に適合しないものとし、6-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車にあっては、UN R165-00 の 14.3.にかかわらず、14.3.1.から 14.3.4.までに適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）
① UN R165-00 の 14.（14.3.、14.4.1.1.、14.5.1.1.及び 14.6.を除く。）に定める基準	（新設）
② UN R165-00 の 6.に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準	（新設）
ア UN R165-00 の 14.1.に定める機能を有すること。	
イ 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。	
ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置が、完全に覆われていないこと。	
エ 車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること。	
③ 次に掲げる条件を満たすものは、②アに定める基準に適合するものとする。	（新設）
ア UN R165-00 の 6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないこと。	
イ 確実に取付けられていること。	
ウ 車両後退通報装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備える場合にあっては、UN R165-00 の 14.1.5.の規定に適合すること。	
(3) 6-108-2 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置については、UN R165-00 の 14.3.1.から 14.3.4.までに適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。	（新設）
(4) (1) 及び (2) の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 6 第 3 項関係）	(3) (1) 及び (2) の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 6 第 3 項関係）
（削除）	① 音声信号の長さは 2.5 秒以内であり、かつ、通報音と音声信号からなる 1 周期の半分以下であること。
（削除）	② 音声信号は、通報音の無音パート時に発すること。
（削除）	③ 音声信号の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。
① 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。	④ 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであること。
② 音声信号を用いる車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。	⑤ 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。
6-105 の 2-3～6-105 の 2-4（略）	~~**6-105 の 2-3～**~~**6-105 の 2-4**（略）

（略）

新	旧
	⑱ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
	⑲ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
	⑳ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
	㉑ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの
	㉒ 運転者席で点灯できない作業灯
	㉓ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯
	㉔ アンサーバック機能を有する灯火
	㉕ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
	(10) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。
7-97～7-105（略）	**7-97～7-105**（略）
7-105 の 2 車両後退通報装置	**7-105 の 2 車両後退通報装置**
7-105 の 2-1（略）	**7-105 の 2-1**（略）
7-105 の 2-2 性能要件	**7-105 の 2-2 性能要件（書面等による審査）**
7-105 の 2-2-1 視認等による審査	（新設）
※7-105 の 2-2-2 (1) へ移動	(1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6.6.に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項関係）
(1) 車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係）	(2) 車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 2 項関係）
（削除）	① 車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。 この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
（削除）	② 車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。
① 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該装置を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。	③ 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。
ア 運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止する操作ができること。	ア 運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの
イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できること。	イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの
ウ 始動装置を再度始動させた場合に、その都度、自動で解除されること。	ウ 原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの
② 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が	④ 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。

新	旧
自動車の長さの４分の１を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの４分の１までの間）に取付けられていること。	
③（略）	⑤（略）
④　車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2（1）②に適合する装置を除く。）が、完全に覆われていないこと。	（新設）
⑤　車両後退通報装置の機能及び性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。	（新設）
（2）（1）及び 7-105 の 2-2-2 に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、（1）及び 7-105 の 2-2-2 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものであればよい。	（新設）
①　音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。	
②　音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの４分の１を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの４分の１までの間）に取付けられていること。	
7-105 の 2-2-2　書面等による審査	（新設）
（1）車両後退通報装置の通報音発生装置は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の６第１項関係）	※7-105 の 2-2-1（1）から移動
①　UN R165-00 の 6.に定める基準	
②　UN R165-00 の 14.（14.3.を除く。）の基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること	
（2）次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の６第４項関係）	（3）次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の６第４項関係）
①～③（略）	①～③（略）
7-105 の 2-3～7-105 の 2-4（略）	**7-105 の 2-3～7-105 の 2-4**（略）
7-106　後写鏡	**7-106　後写鏡**
7-106-1　装備要件	**7-106-1　装備要件**
自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。	自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。
ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第１項関係）	ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第１項関係）
7-106-2　性能要件	**7-106-2　性能要件**
7-106-2-1（略）	**7-106-2-1**（略）
7-106-2-2　書面等による審査	**7-106-2-2　書面等による審査**
（1）7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等	（1）7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等

（略）

新	旧
9-14　車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）	（新設）
（保安基準第 43 条の 10、細目告示第 67 条の６第３項、細目告示第 145 条第３項、第 223 条第３項関係）	
（1）次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方 1m の位置において 92dB 以下でなければならない。	

対象	・自動車
除外	・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車
	・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの
	・貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車
	・上記３項目の自動車の形状に類する自動車
	・二輪自動車
	・側車付二輪自動車
	・三輪自動車
	・大型特殊自動車
	・被牽引自動車

（2）音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが 92dB を超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。	
①　騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。	
②　マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。	
ア　車両中心線上から左右方向 0.15m のいずれかの位置	
イ　自動車の後端から当該自動車の後方 1m±0.1m の位置	
ウ　地上 0.45m から 1.55m までの高さにおけるいずれかの位置	
③　聴感補正回路はＡ特性とする。	
④　指示機構の動特性は「速い動特性（FAST）」とする。	
⑤　次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。	
ア　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法	
イ　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法	
⑥　計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。	
⑦　UN R165-00 の 2.1.1.又は 2.1.4.に定義される車両後退通報装置に加えて備える車両後退通報装置は UN R165-00 の 2.3.の状態で測定するものとする。	
⑧　計測値の取扱いは、次のとおりとする。	
ア　計測はマイクロホンの位置を変更せずに２回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。	

新

イ　2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も92dBを超える場合には有効とする。

ウ　2回の計測値（エにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。

エ　計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

第10章～第11章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式16（略）
別添1（略）
別添2（4-13関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧（略）
⑨　UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できた場合

旧

第10章～第11章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式16（略）
別添1（略）
別添2（4-13関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧（略）
（新設）

新

⑩（略）
（2）～（5）（略）
5.　様式等の適用
適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則1	附則2	附則3	附則4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第6-5号様式 車両後退通報装置の取付状態確認書	※2	※3	―	―
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）
注3：※2は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は―印とする。
注4：※3は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は―印とする。

附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）
3.　届出書等
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	※1	※1	※1
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※2	※2	※2
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5
	灯火器等の取付装置の技術基準等適	※6	※6	※6

旧

⑨（略）
（2）～（5）（略）
5.　様式等の適用
適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則1	附則2	附則3	附則4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）
（新設）

（新設）

附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）
3.　届出書等
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○	○	○
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※1	※1	※1
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※2	※2	※2
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※3	※3	※3
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※4	※4	※4
	灯火器等の取付装置の技術基準等適	※5	※5	※5

新

合確認書			
後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8
車両後退通報装置の取付状態確認書	※9	※9	※9
（略）	（略）	（略）	（略）
ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　(1) ～ (2) (略)

(3) ※1 は、完成検査終了証の提示があるもの（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※2 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(5) ※3 は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(7) ※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。

(8) ※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。

(9) ※7 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲

旧

合確認書			
後退時車両直後確認装置の取付確認書	※6	※6	※6
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※7	※7	※7
（新設）	※9	※9	※9
（略）	（略）	（略）	（略）
ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　(1) ～ (2) (略)

（新設）

(3) ※1 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(4) ※2 は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(5) ※3 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(6) ※4 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。

(7) ※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。

(8) ※6 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲

新

を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。

(10) ※8 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。

(11) ※9 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

(12) ※10 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

(13) ～ (19) (略)

3.2. (略)

4.　届出書等の記載要領等

4.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて○印が付されていること。

(2) (略)

(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの

② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの

③ (略)

(4) ～ (8) (略)

(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

①～⑨ (略)

⑩ 本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。

ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨

旧

を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

(9) ※7 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

（新設）

(10) ※8 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

(11) ～ (17) (略)

3.2. (略)

4.　届出書等の記載要領等

4.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。

(2) (略)

(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの

② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの

③ (略)

(4) ～ (8) (略)

(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

①～⑨ (略)

（新設）

新	旧
イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）	
（10）～（11）（略）	（10）～（11）（略）
4.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））	**4.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））**
（1）（略）	（1）（略）
（2）「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。	（2）「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
（3）～（5）（略）	（3）～（5）（略）
（6）「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。	（新設）
（7）～（8）（略）	（6）～（7）（略）
4.3.（略）	**4.3.**（略）
4.4.　諸元表又は車両諸元要目表	**4.4.　諸元表又は車両諸元要目表**
当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。	当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。
①～③（略）	（1）～（3）（略）
4.5.（略）	**4.5.**（略）
4.6.　外観図	**4.6.　外観図**
外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。	外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。
ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。	ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。
①～⑥（略）	（1）～（6）（略）
4.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面	**4.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面**
重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。	重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。
ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。	ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。
①～②（略）	（1）～（2）（略）
4.8.～4.10.（略）	**4.8.～4.10.**（略）
4.11.　技術基準等への適合性を証する書面	**4.11.　技術基準等への適合性を証する書面**
新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。	新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。
なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。	なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。
①～②（略）	（1）～（2）（略）
4.12.～4.15.（略）	**4.12.～4.15.**（略）
4.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）	（新設）

新	旧
内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	
4.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面	**4.16.　特種用途自動車の構造要件に関する書面**
用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。	用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。
ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。	ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。
①　車体の形状毎の構造要件に関する書面	（1）車体の形状毎の構造要件に関する書面
ア～イ（略）	①～②（略）
②（略）	（2）（略）
4.18.～4.22.（略）	**4.17.～4.21.**（略）
5.～6.（略）	**5.～6.**（略）
附則２	**附則２**
事前提出書面の審査 **（技術基準等の審査を要する自動車）**	**事前提出書面の審査** **（技術基準等の審査を要する自動車）**
1.～3.（略）	**1.～3.**（略）
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料	**3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料**
本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。	本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

新側：

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	車両後退通報装置の取付状態確認書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）

旧側：

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）

新	旧
備考　（1）～（9）（略）	備考　（1）～（9）（略）
（10）※8は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（新設）
（11）※9は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。	（10）※8は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。
（12）～（14）（略）	（11）～（13）（略）
3.2.（略）	**3.2.**（略）
4.～6.（略）	**4.～6.**（略）
7.　届出書等の記載要領等	**7.　届出書等の記載要領等**
7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））	**7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その1））**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）

新	旧
(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②（略）	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②（略）
(4) ～ (7)（略）	(4) ～ (7)（略）
(8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑪（略） ⑫ 本則6-105の2-1の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア 車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ 音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）	(8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～⑪（略） （新設）
(9) ～ (10)（略）	(9) ～ (10)（略）
7.2. 新規検査等届出書（第１号様式（その２））	**7.2. 新規検査等届出書（第１号様式（その２））**
(1)（略）	(1)（略）
(2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。	(2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
(3) ～ (5)（略）	(3) ～ (5)（略）
(6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。	（新設）
(7) ～ (8)（略）	(6) ～ (7)（略）
7.3.（略）	**7.3.**（略）
7.4. 諸元表又は車両諸元要目表	**7.4. 諸元表又は車両諸元要目表**
当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略）	当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) ～ (3)（略）
7.5.（略）	**7.5.**（略）
7.6. 外観図	**7.6. 外観図**
外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ	外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ

新	旧
る。 ①～⑥（略）	る。 (1) ～ (6)（略）
7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面	**7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面**
重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①～②（略）	重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2)（略）
7.8.～7.10.（略）	**7.8.～7.10.**（略）
7.11. 技術基準等への適合性を証する書面	**7.11. 技術基準等への適合性を証する書面**
新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～③（略）	新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1) ～ (3)（略）
7.12.～7.15.（略）	**7.12.～7.15.**（略）
7.16. 車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）	（新設）
内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	
7.17. 特種用途自動車の構造要件に関する書面	**7.16. 特種用途自動車の構造要件に関する書面**
用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ① 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア～イ（略） ② 使用者の事業等に関する書面 ア～イ（略）	用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ①～②（略） (2) 使用者の事業等に関する書面 ①～②（略）
7.18.～7.22.（略）	**7.17.～7.21.**（略）
8.～10.（略）	**8.～10.**（略）
附則３	**附則３**
事前提出書面の審査 **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）**	**事前提出書面の審査** **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）**
1.～6.（略）	**1.～6.**（略）
7. 届出書等の記載要領等	**7. 届出書等の記載要領等**
7.1. 新規検査等届出書（第１号様式（その1））	**7.1. 新規検査等届出書（第１号様式（その1））**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

新	旧
この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①～④（略） (4)（略） (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～③（略） ④　本則6-105の2-1の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。） (6)（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））** (1)（略） (2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) ～ (8)（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略） **7.5.～7.7.**（略） **7.8.　最大安定傾斜角度に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ①～⑤（略） **7.9.　最小回転半径に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提	この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①～④（略） (4)（略） (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～③（略） （新設） (6)（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））** (1)（略） (2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） （新設） (6) ～ (7)（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) ～ (3)（略） **7.5.～7.7.**（略） **7.8.　最大安定傾斜角度に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (5)（略） **7.9.　最小回転半径に関する書面** 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提

新	旧
出を省略することができる。 ①～②（略） **7.10.～7.12.**（略） **7.13.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～③（略） **7.14.～7.22.**（略） **8.～10.**（略） **附則４** **事前提出書面の審査** **（特定の被牽引自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その１））** (1) ～ (2)（略） (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①（略） ②　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ③（略） (4) ～ (8)（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））** (1)（略） (2)「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) ～ (8)（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①～③（略）	出を省略することができる。 (1) ～ (2)（略） **7.10.～7.12.**（略） **7.13.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1) ～ (3)（略） **7.14.～7.22.**（略） **8.～10.**（略） **附則４** **事前提出書面の審査** **（特定の被牽引自動車）** **1.～6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その１））** (1) ～ (2)（略） (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①（略） ②　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの ③（略） (4) ～ (8)（略） **7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その２））** (1)（略） (2)「車体の塗色」及び「有効期限」欄の記載は任意とする。 (3) ～ (5)（略） （新設） (6) ～ (7)（略） **7.3.**（略） **7.4.　諸元表又は車両諸元要目表** 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) ～ (3)（略）

新	旧
7.5.～7.7.（略） **7.8.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①～②（略） **7.9.～7.10.**（略） **7.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア～イ　（略） ②（略） **7.12.～7.16.**（略） **8.～10.**（略） **第１号様式（その1）**（略） **第１号様式（その2）** **新規検査等届出書** 基本情報～車両寸法（略） 荷重分布 （略） 備　考 （略）	**7.5.～7.7.**（略） **7.8.　技術基準等への適合性を証する書面** 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1)～(2)（略） **7.9.～7.10.**（略） **7.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面** 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ①～②　（略） (2)（略） **7.12.～7.16.**（略） **8.～10.**（略） **第１号様式（その1）**（略） **第１号様式（その2）** **新規検査等届出書** 基本情報～車両寸法（略） 荷重分布 （略） 備　考　　有効期限 （略）
第２号様式（別添２の5.関係） **連結車両総重量及び牽引重量計算書** 1.　連結車両総重量（GCW） (1)（略） (2) 最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和６年10月２日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。 ・$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$	**第２号様式（別添２の5.関係）** **連結車両総重量及び牽引重量計算書** 1.　連結車両総重量（GCW） (1)（略） (2) 最高速度が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、(1) にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。 ・$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$

新	旧
・$GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ （略）　（略） Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和６年10月２日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）※1　km/h （略）　（略） ※1～※2（略） 2.（略） **第３号様式～第6-4号様式**（略） **第6-5号様式（別添２の5.関係）** 年　月　日 **車両後退通報装置の取付状態確認書** 次の自動車に備える車両後退通報装置は、細目告示第67条の６第１項及び第２項の基準に適合する状態であることを確認しております。 車名：　型式：　車台番号： 1.　当該自動車に備えられている車両後退通報装置の通報音発生装置 □　UN R165-00 の 6. の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していない。 2.　取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造 □　当該装置は確実に取付けられている。 □　当該装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備えていない。 □　当該装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの４分の１を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの４分の１までの間）に取付けられている。	・$GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ （略）　（略） Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てる。）※1　km/h （略）　（略） ※1～※2（略） 2.（略） **第３号様式～第6-4号様式**（略） （新設）

新	旧
□ 当該装置の通報音発生装置は完全に覆われていない。 □ 当該装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等がない。 ※1.及び2.の内容を確認したものは、確認した各項目の□にレ点を記入すること。 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地　　： 確認者の氏名　　： **第7号様式～第11号様式**（略） **別表第1**（略） **別添3（4-14関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～3.**（略） **4.　届出書等の受理等** **4.1.　受理** （1）（略） （2）受理した届出書等に係る自動車が、次の要件を満たすことを確認するものとする。 ①～②（略） （3）～（4）（略） **4.2.～4.3.**（略） **5.～9.**（略） **別表第1～別表第5**（略） **第1号様式～第10号様式**（略） **別紙**（略） **別添4～別添7**（略） **別添8（7-9、7-124関係）** **連結車両の走行性能の技術基準** **1.**（略） **2.　走行性能** 2.1.～2.2.（略） 2.3.　最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラのものに限る。）にあっては、2.1.及び2.2.にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。	**第7号様式～第11号様式**（略） **別表第1**（略） **別添3（4-14関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～3.**（略） **4.　届出書等の受理等** **4.1.　受理** （1）（略） （2）受理した届出書等に係る自動車が、次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。 ①～②（略） （3）～（4）（略） **4.2.～4.3.**（略） **5.～9.**（略） **別表第1～別表第5**（略） **第1号様式～第10号様式**（略） **別紙**（略） **別添4～別添7**（略） **別添8（7-9、7-124関係）** **連結車両の走行性能の技術基準** **1.**（略） **2.　走行性能** 2.1.～2.2.（略） 2.3.　最高速度が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラのものに限る。）にあっては、2.1.及び2.2.にかかわらず、次のいずれの式にも適合していればよい。

新	旧
$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$ $GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）　km/h Q　：牽引自動車の原動機の最大トルク　N･m r　：牽引自動車の最低変速段における全減速比 R　：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値を用いるものとする。）　m 2.3.を適用して連結車両総重量を算定した牽引自動車にあっては、その前面及び両側面に以下の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。 （標識略） 2.4.（略） **別添9～別添15**（略）	$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$ $GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ Vmax　：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てる。）　km/h Q　：牽引自動車の原動機の最大トルク　N･m r　：牽引自動車の最低変速段における全減速比 R　：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値を用いるものとする。）　m 2.3.を適用して連結車両総重量を算定した牽引自動車にあっては、その前面及び両側面に以下の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。 （標識略） 2.4.（略） **別添9～別添15**（略）

附則（令和6年12月26日規程第19号）

1.　この規程は、令和7年1月6日から施行する。

2.　別添2「新規検査等提出書面審査要領」の新規検査等届出書第1号様式（その2）については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の新規検査等届出書第1号様式（その2）とすることができる。

プレスリリース
令和７年３月１３日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 4 月 1 日（一部は令和 7 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．新規検査等における書面審査関係［別添 2］

○　別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。

○　新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。

○　自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。

２．並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係［別添 3］

○　同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。

○　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。

３．令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します。[4-25]［様式 16］

４．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

令和 7 年 3 月 13 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 新規検査等における書面審査関係［別添 2］

○ 別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。

○ 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。

○ 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。

② 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係［別添 3］

○ 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。

○ 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。

③ 令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します［4-25］［様式 16］

④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 25 日国土交通省令第 67 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号）

３．施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（ただし、並行輸入二輪自動車の複数台数届出は令和 7 年 10 月 1 日）

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 63 次改正新旧対照表

令和 7 年 3 月 13 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
お	（略）	（略）
	オンライン届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	業務日	4-3（1）に規定する自動車検査場における審査業務を行う日をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添 1 から別添 3 までの別表に掲げる諸元表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表に掲げる諸元表及び輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる車両諸元要目表をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
E	（略）	（略）
	EU 加盟国の自	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
お	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	事前届出対象自動車	別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. に掲げる自動車をいう。
	（略）	（略）
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添 1 から別添 3 までの別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
E	（略）	（略）
	EU 加盟国の自	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合

新

	動車検査証等	（EU）加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 ただし、欧州連合に加盟している時点において当該自動車が登録されていた事実が確認できるものについては、欧州連合から離脱した後に発行されたものであってもよい。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
（略）	（略）	（略）
O	（略）	（略）
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①（略） ②　かじ取装置（UN R171 の 2.1. に定める運転制御支援システム（DCAS）に係る部分に限る。） ③～⑩（略）
（略）	（略）	（略）
W	WVTA ラベル	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-2（略）

4-3　自動車検査場における審査業務を行う日及び審査時間並びに検査コースの閉鎖

（1）自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

①　日曜日及び土曜日

②　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

④　その他理事長が特に指定する日

（2）自動車検査場における審査は、1 日を次表左欄に掲げる 4 つのラウンドに区分し、同表右欄の時間帯において実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実

旧

	動車検査証等	（EU）加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
（略）	（略）	（略）
O	（略）	（略）
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①（略） ②　かじ取装置（UN R171 の 2.1. に定める運行補助機能に係る部分に限る。） ③～⑩（略）
（略）	（略）	（略）
W	WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-2（略）

4-3　自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖

（新設）

（1）自動車の審査は、1 日を 4 つのラウンドに区分し、それぞれのラウンドにおいて実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実

新	旧
に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。 また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。 1 ラウンド　9:00 ～ 10:15 2 ラウンド　10:30 ～ 12:00 3 ラウンド　13:00 ～ 14:15 4 ラウンド　14:30 ～ 16:00	に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。 また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。 (2) (1) に規定するラウンドは、次のとおりとする。 ① 1 ラウンド　9 時から 10 時 15 分まで ② 2 ラウンド　10 時 30 分から 12 時まで ③ 3 ラウンド　13 時から 14 時 15 分まで ④ 4 ラウンド　14 時 30 分から 16 時まで
(3) (略)	(3) (略)
4-4 (略)	**4-4** (略)
4-5　製作年月日等	**4-5　製作年月日等**
4-5-1　製作年月日	**4-5-1　製作年月日**
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。	自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
4-5-2 (略)	**4-5-2** (略)
4-6 (略)	**4-6** (略)
4-7　審査の実施方法等	**4-7　審査の実施方法等**
4-7-1　審査の実施方法	**4-7-1　審査の実施方法**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新規検査又は予備検査	(2) 新規検査又は予備検査
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)
⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、② (多仕様自動車にあっては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、③ (多仕様自動車は③ケを除く。)、④オ及びカの審査を書面審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。	⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、② (多仕様自動車にあっては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、③ (多仕様自動車は③ケを除く。)、④オ及びカの審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。
ア～イ (略)	ア～イ (略)
(3) ～ (4) (略)	(3) ～ (4) (略)
(5) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定	(5) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定

新	旧
する自動車及び基準」(令和 2 年国土交通省告示第 1331 号) 関係) ①～③ (略) ④ 使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車 (別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2. に該当する自動車に限る。) ア～イ (略)	する自動車及び基準」(令和 2 年国土交通省告示第 1331 号) 関係) ①～③ (略) ④ 使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車 (別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) から (5) までに掲げる自動車に限る。) ア～イ (略)
(6) ～ (10) (略)	(6) ～ (10) (略)
4-7-2　総合判定	**4-7-2　総合判定**
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
(3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)	(3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)
4-7-3 (略)	**4-7-3** (略)
4-8　審査状況等の電磁的な記録	**4-8　審査状況等の電磁的な記録**
4-8-1～4-8-2 (略)	**4-8-1～4-8-2** (略)
4-8-3　諸元の測定	**4-8-3　諸元の測定**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ①～② (略) ③ 天候その他の理由により事務所等の長 (地方検査部にあっては検査課の長) が 3 次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合	(2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ①～② (略) ③ 天候その他の理由により事務所等の長 (地方検査部にあっては、検査課の長) が 3 次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合
4-9　受検車両と書面の同一性確認	**4-9　受検車両と書面の同一性確認**
(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機 (電動機に限る。) の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機 (電動機に限る。) の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機	(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機 (電動機に限る。) の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機 (電動機に限る。) の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機

新	旧
の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。 ①～④（略） （2）～（4）（略） **4-10～4-11**（略）	の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略） **4-10～4-11**（略）
4-12　書面の提出又は提示 **4-12-1　保安基準への適合性を証する書面** （1）技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。 ①～②（略） ③　当該自動車を製作した者が発行した適合証明書 ④～⑧（略） （2）～（5）（略） **4-12-2　審査に必要な書面** （1）～（4）（略） （5）輸入自動車特別取扱届出済書 ①～②（略） ③　輸入自動車特別取扱届出済書の裏面の内容は次の点に注意すること。 ア～イ（略） ④　輸入自動車特別取扱届出済書の記載内容に疑義が生じた場合には、審査依頼のあった運輸支局等に当該届出済書で審査を実施してよいかを確認すること。 （6）～（10）（略）	**4-12　書面の提出又は提示** **4-12-1　保安基準への適合性を証する書面** （1）技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。 ①～②（略） ③　自動車製作者が発行した適合証明書 ④～⑧（略） （2）～（5）（略） **4-12-2　審査に必要な書面** （1）～（4）（略） （5）輸入自動車特別取扱届出済書 ①～②（略） ③　輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には審査依頼のあった運輸支局等に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。 ア～イ（略） （新設） （6）～（10）（略）
4-13　新規検査等の書面審査 **4-13-1　当日書面審査** （1）別添２「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-1において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。 （2）別添２「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、添付資料のうち自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。 （3）新規検査等届出書及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。	**4-13　新規検査等の提出書面審査** **4-13-1　当日提出書面審査** （1）指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-1において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則１により実施するものとする。 （2）指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則１に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。 （3）新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
4-13-2　事前書面審査 （1）別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。 （削除） （削除） （2）別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添２「新規検査等書面審査要領」2.（3）の代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。 （3）新規検査等届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 （4）別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。 （5）書面審査が新規検査等の前日までに終了していない別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 （6）（2）の規定による届出書等を提出される事務所等と4-15（2）の規定による改造自動	**4-13-2　事前提出書面審査** （1）事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（1）又は（2）の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則２により実施するものとする。 （2）事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（3）又は（4）の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則３により実施するものとする。 （3）事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（5）の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則４により実施するものとする。 （4）事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（2）及び（4）の代表届出自動車にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。 （5）事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 （6）事前届出対象自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。 （7）書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 （8）（4）の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と4-15（2）の規定によ

新	旧
車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添２「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (5) までによるほか、別添４「改造自動車審査要領」別表第３により審査を実施するものとする。	る改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則２又は附則４に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (7) までによるほか、別添４「改造自動車審査要領」別表第３により審査を実施するものとする。
4-14　並行輸入自動車の事前書面審査	**4-14　並行輸入自動車の事前書面審査**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添３「並行輸入自動車審査要領」2.（13）の複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。	(2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出することを求めるものとする。
(3) 並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。	(3) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した並行輸入自動車届出書及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
(4) ～ (5) (略)	(4) ～ (5) (略)
4-15　改造自動車の事前書面審査	**4-15　改造自動車の事前書面審査**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添４「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。	(2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者に対しては、新規検査等に先立って、別添４「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。
(3) 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添４「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。	(3) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者から、提出した改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添４「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
(4) ～ (5) (略)	(4) ～ (5) (略)
(6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (6) により実施する場合にあっては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。	(6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (8) により実施する場合にあっては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。
4-16　特種用途自動車の審査	**4-16　特種用途自動車の審査**
4-16-1　規定の適用	**4-16-1　規定の適用**
(1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。	(1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

（略）

新	旧
備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略）	載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略）
(3) ～ (5) (略)	(3) ～ (5) (略)
4-17-2（略）	**4-17-2**（略）
4-18～4-20（略）	**4-18～4-20**（略）
4-21　自動運行装置を備える自動車の審査	**4-21　自動運行装置を備える自動車の審査**
自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。	自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。
4-21-1（略）	**4-21-1**（略）
4-21-2　自動運行装置を備える自動車の判断	**4-21-2　自動運行装置を備える自動車の判断**
(1) 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。	(1) 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。
①　指定自動車等 別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの	①　指定自動車等 別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの
②　並行輸入自動車 別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める車両諸元概要表の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの	②　並行輸入自動車 別添３「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第１号様式（その 2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの
③（略）	③（略）
(2) (略)	(2) (略)
4-21-3～4-21-4（略）	**4-21-3～4-21-4**（略）
4-22～4-24（略）	**4-22～4-24**（略）
4-25　圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験	**4-25　圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。	(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。
①　審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の１年２か月後の日とする。）を経過していないこと。 この場合において、令和７年３月 13 日付け規程第 29 号による改正前の様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の１年１か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に１か月を加算した	①　審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の１年１か月後の日とする。）を経過していないこと

新	旧
日に読み替えて判断するものとする。 ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。 ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと。 (3)（略） （削除） **4-26～4-28**（略） **第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法** **5-1～5-2**（略） **5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-2**（略） **5-3-3　車名及び型式** 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～⑤（略） ⑥ 並行輸入自動車にあっては、別添３「並行輸入自動車審査要領」6.2.3. 及び 6.2.4. により判定した車名及び型式 ⑦（略） **5-3-4　原動機の型式** 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～②（略） ③ 並行輸入自動車にあっては、別添３「並行輸入自動車審査要領」6.2.6. により判定した原動機の型式 ④（略） **5-3-5～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中	② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと (3)（略） (4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和５年 12 月 20 日以前のものについては、(1) の規定にかかわらず、7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 13 条第 25 項関係） **4-26～4-28**（略） **第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法** **5-1～5-2**（略） **5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-2**（略） **5-3-3　車名及び型式** 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～⑤（略） ⑥ 並行輸入自動車にあっては、別添３「並行輸入自動車審査要領」6.2.5. により判定した車名及び型式 ⑦（略） **5-3-4　原動機の型式** 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～②（略） ③ 並行輸入自動車にあっては、別添３「並行輸入自動車審査要領」6.2.10. により判定した原動機の型式 ④（略） **5-3-5～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中

（略）

新	旧
①（略） ② UN R165-00 の 6. に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ（略） ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられていること。 エ（略） ③（略） (3) ～ (4)（略） **6-105 の 2-3～6-105 の 2-4**（略） **6-106～6-107**（略） **6-108　後退時車両直後確認装置** **6-108-1**（略） **6-108-2　性能要件** (1)（略） (2) 法第 75 条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥（略） ⑦ カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1. の要件に影響を与えるものでないこと。 (3)（略） **6-108-3～6-108-4**（略） **6-109～6-125**（略） **第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第 11 条第１項、第 89 条第３項関係） ①～③（略） ④ FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E）	①（略） ② UN R165-00 の 6. に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ（略） ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置が、完全に覆われていないこと。 エ（略） ③（略） (3) ～ (4)（略） **6-105 の 2-3～6-105 の 2-4**（略） **6-106～6-107**（略） **6-108　後退時車両直後確認装置** **6-108-1**（略） **6-108-2　性能要件** (1)（略） (2) 法第 75 条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥（略） ⑦ カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1. の要件に影響を与えるものでないこと。 (3)（略） **6-108-3～6-108-4**（略） **6-109～6-125**（略） **第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第 11 条第１項、第 89 条第３項関係） ①～③（略） （新設）

新	旧
⑤～⑥（略） (3) ～(5)（略） **7-11-2～7-11-4**（略） **7-11-5　従前規定の適用①** 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第5条関係） **7-11-5-1　性能要件** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） ④　FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E） ⑤～⑥（略） (3) ～(6)（略） **7-11-6　従前規定の適用②** 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 **7-11-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） ④　FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E） ⑤～⑥（略） (3) ～(4)（略） **7-11-7**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件** **7-12-1-1**（略） **7-12-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第12条第3項関係、細目告示第90条第3項関係） ①　7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。	④～⑤（略） (3) ～(5)（略） **7-11-2～7-11-4**（略） **7-11-5　従前規定の適用①** 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第5条関係） **7-11-5-1　性能要件** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） （新設） ④～⑤（略） (3) ～(6)（略） **7-11-6　従前規定の適用②** 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 **7-11-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） （新設） ④～⑤（略） (3) ～(4)（略） **7-11-7**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件** **7-12-1-1**（略） **7-12-1-2　書面等による審査** (1)（略） (2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。（細目告示第12条第3項関係、細目告示第90条第3項関係） ①　7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。

（略）

新	旧
により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第168条第3項関係） ①　表3の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示、配置、色及び作動条件に適合すること。 ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置や作動方式に係る改造を行った操縦装置については、同表の配置及び作動条件にかかわらず、運転者が運転者席において容易に操作でき、かつ、転落のおそれが少ないものであればよい。 この場合において、運転者がかじ取装置を保持した状態で操作することができる操縦装置は、「転落のおそれが少ないもの」とする。 ②　表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、同表の識別表示及び色に適合すること。 表3～表4（略） (5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 ③　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 (6) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(5) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。 **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-125**（略） **第9章～第11章**（略） **別表1～別表9**（略） **様式1～様式15**（略） **様式16（4-25関係）** **ガス容器等再試験結果証明書** （略） 2.　ガス容器等再試験結果証明書の有効期限 有効期限：　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。 （略） **別添1**（略）	の①及び②に掲げる基準とする。（細目告示第168条第3項関係） ①　操作装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア　表3の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示、配置、色及び作動条件を満たすものとする。 ②　表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして基準に適合すること。 表3～表4（略） (5) 操作装置の機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-125**（略） **第9章～第11章**（略） **別表1～別表9**（略） **様式1～様式15**（略） **様式16（4-25関係）** **ガス容器等再試験結果証明書** （略） 2.　ガス容器等再試験結果証明書の有効期限 有効期限：　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。 （略） **別添1**（略）

新	旧
別添 2（4-13 関係） **新規検査等書面審査要領** 1.　目的 この要領は、特定の自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項変更をいう。 (2)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。 （削除） (3)「代表届出」とは、型式及び構造・装置が同一の自動車（4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車を含む。）を複数の事務所等で受検するため、類別区分番号又は車両仕様記号を特定した届出をいう。 (4)「代表届出自動車」とは、代表届出をしたことにより事前審査管理番号を有する自動車（4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車を含む。）をいう。 (5)「届出者」とは、新規検査等届出書及び添付資料を提出する者をいう。 (6)「届出書等」とは、新規検査等届出書及び添付資料をいう。 (7)「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。 なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。 (8)「技術基準等適合証明書」とは、当該自動車が技術基準等に適合していることを当該自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (9)「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては検査課の長）をいう。 （削除）	**別添 2（4-13 関係）** **新規検査等提出書面審査要領** 1.　目的 この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 （新設） (1)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。 (2)「個別届出自動車」とは、4.（1）又は（3）の自動車をいう。 （新設） (3)「代表届出自動車」とは、4.（2）又は（4）の自動車をいう。 なお、附則 2 の 3.2.（2）後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。 (4)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。 (5)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。 (6)「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。 なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。 （新設） （新設） 3.　附則の適用 自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。 ①　指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車 附則 1　当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車） ②　事前届出対象自動車のうち、4.（1）又は（2）の自動車 附則 2　事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）

新	旧
	③　事前届出対象自動車のうち、4.（3）又は（4）の自動車 附則 3　事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車） ④　事前届出対象自動車のうち、4.（5）の自動車 附則 4　事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）
3.　この要領の対象となる自動車 3.1.　当日書面審査 次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。 （1）新車の指定自動車等 ［検査種別］ 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。） ［自動車の種類］ 指定自動車等とする。（3.2.に該当する自動車を除く。） （2）新車の試作車又は組立車 ［検査種別］ 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。） ［自動車の種類］ 試作車又は組立車とする。（3.2.に該当する自動車を除く。） 3.2.　事前書面審査 次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。 （1）技術基準等の審査を要する自動車 ［検査種別］ 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。） ［自動車の種類］ 指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等	4.　事前届出対象自動車 （新設） 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 （1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であ

新	旧
の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるもののみを変更した場合 ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第4号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）を提出する場合 ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている⊕マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合 ⑦ 本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第8号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合 ⑨ UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第9号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できる場合 ⑩ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合 保安基準 ｜ 審査事務規程 ｜ 技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則） （略） ｜ （略） ｜ （略）	り、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げるものうち、6-65から6-95までに掲げるもののみを変更する場合 ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げるものうち、6-65から6-95までに掲げるものについて、自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）が提出された場合 ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている⊕マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合 ⑦ 本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第6-4号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合 ⑨ UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できた場合 ⑩ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合 保安基準 ｜ 審査事務規程 ｜ 技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則） ｜ 3.②適用自動車 ｜ 3.③適用自動車 （略） ｜ （略） ｜ （略） ｜ （略） ｜ （略）

新	旧
注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。 （削除） （削除） （2）自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車 ［検査種別］ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。）の検査に限る。） ［自動車の種類］ 次に掲げる変更をする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。） ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車 イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車 ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車 エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車	注1：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。 注2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、ー印は該当しないことを示す。 （2）技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車） （1）の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。 （3）使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（個別届出自動車） 次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 ① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。 保安基準 ｜ 審査事務規程 ｜ 技術基準等（細目告示別添及び協定規則） 第4条の2 軸重等 ｜ 7-5 軸重等 ｜ 細目告示別添114 ｜ 牽引自動車の軸重に関する技術基準 ② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。 ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(ｱ) から (ｶ) の別） (ｱ) 乗車定員9人以下の乗用自動車 (ｲ) 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0t以下の乗用自動車 (ｳ) 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0tを超える乗用自動車 (ｴ) 車両総重量が3.5t以下の貨物自動車

新	旧
オ　車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下の貨物自動車 カ　車両総重量が 12 トンを超える貨物自動車 ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。	(オ) 車両総重量が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車 (カ) 車両総重量が 12.0t を超える貨物自動車
②　乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。） ア　11 人以上 イ　10 人	イ　乗車定員の変更（11 人以上、10 人の別）
③　自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。） ア　普通から小型に変更（貨物自動車に限る。） イ　軽から普通又は小型に変更 ウ　普通又は小型から軽に変更	ウ　自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）
④　前 1 軸後 1 軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10 トン以下から 10 トン超え 11.5 トン以下に変更するもの（後軸重 10 トン超え 11.5 トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）	（新設）
(3) 特定の大型特殊自動車 ［検査種別］ 新規検査又は予備検査 ［自動車の種類］ 自動車の種別について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。	③　小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査を受けようとする自動車。（(1) 又は (2) に掲げるものを除く。）
（削除）	(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（代表届出自動車） (3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。
(4) 特定の被牽引自動車 ［検査種別］ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査 ［自動車の種類］ 次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。 ただし、次の (ｱ) から (ｴ) までに掲げる自動車を除く。 (ｱ) 代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。） (ｲ) 本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並	(5) 特定の被牽引自動車

新	旧
行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車 (ｳ) 幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車 (ｴ) 法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの	次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。 ただし、本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。
①　物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの ア～ク（略）	①　物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの ア～ク（略）
②　物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの ア～オ（略）	②　物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの ア～オ（略）
（削除）	5.　様式等の適用 適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
第 1 号様式（その 1 及びその 2） 新規検査等届出書	○	○	○	○
第 2 号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	―
第 3 号様式 連結検討書	○	○	○	○
第 4 号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○
第 5 号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	―	―
第 6-1 号様式 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※1	※1	※1	※1
第 6-2 号様式 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※1	※1	※1	※1
第 6-3 号様式 後退時車両直後確認装置の取付確認書	○	○	○	―
第 6-4 号様式	○	○	○	―

新	旧

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書				
第 6-5 号様式 車両後退通報装置の取付状態確認書	※2	※3	ー	ー
第 7 号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	ー	○	○	○
第 8 号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	ー	○	○	○
第 9 号様式（その 1 及びその 2） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について［代表届出自動車］	ー	○	ー	ー
第 10-1 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）	ー	○	○	ー
第 10-2 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）	ー	○	ー	○
第 10-3 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車）	ー	○	○	○
別表第 1 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	ー	○	○	ー

注 1：欄中の○印は関係する書面を示し、ー印は該当しないことを示す。
注 2：※1 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合にはー印とする。
注 3：※2 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合はー印とする。
注 4：※3 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合はー印とする。

新	旧

（削除）

附則 1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

（削除）

1. 目的
この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者、又は、本要領 4.（3）に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

（削除）

2. 用語の定義
この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（1）「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）及び本要領 4.（3）に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

4. 届出書等
4.1. 新規検査等届出書及び添付資料
本則 4-13-1（2）及び 4-13-2（2）で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
この場合において、複数の欄に該当する自動車（3.2. の（1）と（4）の両方に該当する自動車など）の場合には、組み合わせて適用すること。
なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類	当日書面審査		事前書面審査			
	3.1.（1）	3.1.（2）	3.2.（1）	3.2.（2）	3.2.（3）	3.2.（4）
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））	○	ー	○	ー	○	○

3. 届出書等
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））	○	○	○
（新設）			

新									旧					
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	※1	※1	※1	※1		自動車を特定する書面		○	○	○	
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	ー	○	ー	○	○		添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	※1	※1	※1	
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	ー	※3	ー	ー	※3			「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※2	※2	※2	
	外観図	△	ー	△	△	○	○			外観図	△	△	△	
	重量分布計算に関する書面	△	ー	△	ー	○	△			重量分布計算に関する書面	△	△	△	
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	ー	△	△	△	△			最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	△	
	最小回転半径に関する書面	△	ー	△	ー	△	△			最小回転半径に関する書面	△	△	△	
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	△	ー	△	△	ー	ー			連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	ー	△	ー	
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※4	ー	※4	※6	△	ー			施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3	
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	ー	※5	※6	△	ー			施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4	
	技術基準等への適合性を証する書面	△	ー	○	△	△	△			技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△	
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）	※7	ー	※7	ー	※7	※7			灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5	
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第6-2号様式）	※8	ー	※8	ー	※8	※8			灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※6	※6	※6	
	後退時車両直後確認装置の取付確認書（第7号様式）	※9	ー	※9	ー	ー	ー			後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7	
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第8号様式）	※10	ー	※10	ー	ー	ー			後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8	
	車両後退通報装置の取付状態確認書（第9号様式）	※11	ー	※12	ー	ー	ー			車両後退通報装置の取付状態確認書	※9	※9	※9	
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△	△	△	△			特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△	
	物品を積載する装置の構造に関する書面	ー	ー	ー	ー	ー	○			（新設）				
	（削除）									「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年	ー	△	△	

新									旧					
										3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面				
	連結検討書（第3号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	△	△	ー	○			連結検討書（第3号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	ー	△	△	
	改造自動車審査結果通知書等	△	ー	△	△	△	△			改造自動車審査結果通知書等	△	△	△	
	試作車・組立車審査結果通知書等	ー	○	ー	△	ー	△			（新設）				
	ガス容器等再試験結果証明書（本則様式16）	※13	ー	※13	ー	ー	ー			ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10	
	その他書面	△	△	△	△	△	△			その他書面	△	△	△	

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、ー印は該当しないことを示す。

（削除）

(2) ※1は、個別届出又は複数台数届出の場合は○印、代表届出の場合はー印とする。

(3) ※2は、完成検査終了証の提示がある自動車（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）はー印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※3は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車はー印とする。

(5) ※4は、被牽引自動車はー印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※5は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車はー印とする。

(7) ※6は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の場合は○印、それ以外の場合はー印とする。

(8) ※7は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、ー印は該当しないことを示す。

(2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。

（新設）

(3) ※1は、完成検査終了証の提示があるもの（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）はー印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※2は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車はー印とする。

(5) ※3は、被牽引自動車はー印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※4は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車はー印とする。

（新設）※別添2の附則3の3.1.備考（3）から移動

(3) ※2は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の申請をする自動車は○印、それ以外の自動車はー印とする。

(7) ※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射

新	旧
器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時に当該基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書（第４号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第6-2号様式）の提出をもって代えることができる。（3.1.に該当する多仕様自動車の場合は技術基準等適合証明書（第４号様式）に限る。）	器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。
(9) ※8は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時にこれらの基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書（第４号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）の提出をもって代えることができる。	(8) ※6は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。
(10) ※9は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	(9) ※7は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
(11) ※10は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	(10) ※8は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
(12) ※11は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	(11) ※9は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
	(新設) ※別添２の附則２の3.1.備考（10）から移動
(13) ※12は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	**(10) ※8は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。**
(14) ※13は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）は○印、それ以外の自動車は－印と	(12) ※10は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車に

新	旧
する。	あっては－印とする。
(15) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⓐマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に当該装置の型式指定番号の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。	(13) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⓐマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更したもの（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
(16)【当日書面審査の自動車に適用】完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に車台番号の記載がある場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その2））及び添付資料（自動車を特定する書面を除く。）を省略することができる。	(14) 完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第1号様式（その2））及び添付資料を省略することができる。
(17) 本則4-15 (2) に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。	(15) 本則4-15 (2) に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
(18)【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式及び構造・装置が同一の自動車にあっては、本表における添付資料のうち、自動車を特定する書面、施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）及び施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）以外のものを省略することができる。	(16) 次に掲げる自動車にあっては、本表における添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面及び施行規則第36条第6項に規定する書面以外のものを省略することができる。 ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車 ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
(削除)	(17) 本要領4.(3)に定める自動車であって次に掲げるものにあっては、本表における添付資料を省略することができる。 ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車 ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
(19)【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。	(18) 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨を記載したものにあっては、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
(削除)	(19) 添付資料の詳細は、4.に規定する。
(削除)	4.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局

（略）

新	旧
	内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）	（9）※7は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）※別添2の4.1.備考（13）に移動	（10）※8は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態からUN R165の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
（削除）	（11）※9は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。
（削除）	（12）法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⓐマークⓑマークの表示が容易に確認できるものに変更したもの（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のあるものを除く。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
（削除）	（13）本則4-15（2）に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
（削除）	（14）添付資料の詳細は、7.に規定する。
4.2.　届出書等の提出方法	3.2.　届出書等の提出方法
（1）届出書等は、自動車1台毎に1部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。 ただし、型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第1号様式（その1））･･･1部 ②　新規検査等届出書（第1号様式（その2））･･･車台番号毎 ③　添付資料のうち自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能	（1）届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第1号様式（その1））･･･1部 ②　新規検査等届出書（第1号様式（その2））･･･車台番号毎 ③　自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能
（2）代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等1部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。 なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該	（2）代表届出自動車にあっては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。 この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合に

新	旧
代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。 ①　乗車定員が9人以下の乗用自動車 ②　技術基準等の適合性に係る構造・装置が同一 ③　型式が相違している理由が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、「5燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ ④　別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造をしていない ⑤　添付書面において、諸元表又は車両諸元要目表以外が同一	は、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。 「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車 ②　技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一 ③　代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、「5燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ ④　改造自動車審査結果通知書等を用いない自動車 ⑤　添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表以外の添付書面に相違がないもの
（3）届出書等は、4.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。	（3）届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
（4）届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 なお、当日書面審査の自動車については、検査コースにおける審査の開始までに①の方法により提出するものとする。 ①　事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては検査課）に直接提出する方法 ②　郵送により提出する方法 ③　オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法	（4）届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。 （新設） （新設） （新設）
（5）普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。	（5）（4）の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。 なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
5.　届出書等の受理等【事前書面審査の自動車に適用】	4.　届出書等の受理等
5.1.　受理	4.1.　受理
（1）提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。	（1）提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
（2）4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。	（2）受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
（3）4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等にあっては（2）の処理、4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。	
（4）（2）及び（3）における事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①　個別届出又は複数台数届出の場合 S、事務所コード（3桁）、年度番号（2桁）及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。	また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①　個別届出自動車 事務所等で定める一連番号とする。

新	旧
② 代表届出の場合 検査部記号、年度番号（2桁）、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。 （例）関東検査部の場合 関東技審 07-0001 └┬┬┬ 検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す） └┬┬ 年度番号（令和7年度を示す） └┬ 一連番号（4桁） 地方検査部名 ／ 検査部記号 ／ 地方検査部名 ／ 検査部記号 北海道検査部 ／ 北海道技審 ／ 近畿検査部 ／ 近畿技審 東北検査部 ／ 東北技審 ／ 中国検査部 ／ 中国技審 関東検査部 ／ 関東技審 ／ 四国検査部 ／ 四国技審 北陸信越検査部 ／ 北信技審 ／ 九州検査部 ／ 九州技審 中部検査部 ／ 中部技審 ／ 沖縄事務所 ／ 沖縄技審	② 代表届出自動車 検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。 （例）関東検査部の場合 関東技審 28-0001 └┬┬┬ 検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す） └┬┬ 年度番号（平成28年度を示す） └┬ 一連番号（4桁） 地方検査部名 ／ 検査部記号 ／ 地方検査部名 ／ 検査部記号 北海道検査部 ／ 北海道技審 ／ 近畿検査部 ／ 近畿技審 東北検査部 ／ 東北技審 ／ 中国検査部 ／ 中国技審 関東検査部 ／ 関東技審 ／ 四国検査部 ／ 四国技審 北陸信越検査部 ／ 北信技審 ／ 九州検査部 ／ 九州技審 中部検査部 ／ 中部技審 ／ 沖縄事務所 ／ 沖縄技審
5.2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 4.2.（4）①の方法により提出された届出書等にあっては、口頭により通知する。 ② 4.2.（4）②の方法により提出された届出書等にあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては、オンライン届出システムにより通知する。 (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ②の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。	4.2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3.2.（5）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 （新設） ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。 なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。 （新設） (2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。 （新設）※別添2の附則2の10.4.から移動 10.4. 不受理の届出書等

新	旧
(3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は（2）なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。 5.3. 届出書等の取下げ (1) 本則4-13-2（3）で規定する取下願出書は、第12号様式とする。 (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) 4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。 6. 書面審査の審査日数【事前書面審査の自動車に適用】 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】 (1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、別添4「改造自動車審査要領」の別表第1に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第3に基づき審査するものとする。 (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できない場合には、その他書面として、必要な書面の提出を求めるものとする。 (3) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第15号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 (4) 個別届出又は複数台数届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ① 4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第13号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載する	4.2.（1）②なお書き又は4.2.（2）なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。 4.3. 届出書等の取下げ (1) 本則4-13-2（5）で規定する取下願出書は、第7号様式とする。 (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を記録するものとする。 5. 書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 6. 書面審査 (1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、別添4「改造自動車審査要領」の別表第1に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第3に基づき審査するものとする。 （新設） (2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第11号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （新設）

新	旧
ものとする。 (5) 代表届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、書面審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととする。 (削除) (削除) ※別添2の別紙の1.に移動	(新設) 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1)) (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。 ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。 (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長(代表届出自動車にあっては地方検査部の長)の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの (4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。 (5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の( )内に○印、未実施の場合は×印が付されていること。 (6)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの( )内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表3(「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当

(略)

新	旧
(略) 別紙(別添2関係) 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等の詳細 1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1)) (削除) (1)「宛名及び届出年月日」欄は、届出書等の提出先の事務所長等(代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長)の宛名、届出年月日が記載されていること。 (2)「届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号」欄は、届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 (3)「型式・類別区分番号」欄は、当該自動車の型式及び自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていることとし、牽引自動車にあっては、当該自動車の型式、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの ③ 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの ④ 指定自動車等以外の自動車 (4)「活用する代表届出自動車の事前審査管理番号」欄は、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、代表	(略) (新設) ※別添2の附則2の7.1.から移動 7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1)) (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。 ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。 (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長(代表届出自動車にあっては地方検査部の長)の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの (新設) ※別添2の附則3の7.1.(3)④から移動 ④ 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの (新設) ※別添2の附則3の7.1.(3)①から移動 ① 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車 (新設) ※別添2の附則1の4.1.(4)から移動 (4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したも

新	旧
届出自動車の審査結果を活用する場合には、当該代表届出自動車の事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 07-0001」を活用できる期限は、令和13年３月31日	のを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和４年３月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和５年３月31日
(5)「多仕様自動車の出荷検査証」欄は、多仕様自動車であって出荷検査証が発行されている場合には、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。	(4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
(6)「完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施している場合は（　）内に○印、実施していない場合は（　）内に×印が付されていること。	(5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の（　）内に○印、未実施の場合は×印が付されていること。
(7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車の場合には、前回の検査（新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査）に合格した時点の自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車	(6)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車

新	旧
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、スタンション（○本）取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設、３列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、３列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し
(8)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。	(7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。
(9)　次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 （削除） ①　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。 ②　本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。 ③　改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。	(8)　次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和４年３月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和５年３月31日 ②　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。 ③　本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。 ④　改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。

新	旧
（記載例）　・フレーム短縮改造については「自○○第○○○号令和○年○月○日」による。 ④　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑤　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑤　試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）　（削除） ・試作車として○○運輸局に届出中。（○月○日届出） （削除）	（新設）※別添２の附則４の 7.1.（7）②から移動 ②　試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）・フレーム短縮改造については「自○○第○○○号」による。 ・試作車として○○運輸局に届出中。（○月○日届出） ・フレーム延長改造については同時届出。
⑥　別添２本文の 3.2.（4）に該当する自動車にあっては、物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。 （記載例）　物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション（○本）型、船底型）	（新設）※別添２の附則４の 7.1.（6）から移動 （6）物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。 （記載例）　物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション（○本）型、船底型）
⑦　事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が 11 人以上の乗合自動車にあっては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。 また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	（新設） ⑥　車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑧　高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑦　高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑨　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑧　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑩　土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑨　土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑪　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑩　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑫　アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑪　アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑬　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車にあっては、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）	⑫　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）
⑭　新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）において、製作年月日を初めての検査日以外の日とする輸入自動車特別取扱自動車にあっては、その年月日及び判定根拠が記載されていること。	（新設）
（10）「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。 また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。	（9）「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの（　）内に○印が付されていること。 また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。
（11）（5）から（10）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。	（10）（4）から（9）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） （1）記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①　乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ②　乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」	（新設）※別添２の附則２の 7.2. から移動 7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） （1）記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①　乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ②　乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
（2）代表届出の場合、「車台番号」欄の記載は（1）にかかわらず不要とする。	（新設）
（3）「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。	（2）「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
（4）「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。	（3）「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
（5）「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されて	（4）「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに○印が付され

新	旧
いる若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「第6-1号様式又は第6-2号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (7)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第1位切り捨て）までの値が記載されていること。 (8) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、自動車を特定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されている使用の過程にある自動車にあっては、これを省略することができる。 (9) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。 3. 自動車を特定する書面 (1) 事前書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証の情報を車検証閲覧アプリで出力した自動車検査証記録事項、自動車検査証（令和4年以前に交付されたものに限る。）、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。（代表届出の場合を除く。） なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付することでよい。 (2) 当日書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証	ている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (5)「第6-1号様式又は第6-2号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第1位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 （新設）※別添2の附則3の7.2.(7) から移動 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、7.3.に規定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものにあっては、これを省略することができる。 (8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。 （新設）※別添2の附則2の7.3.から移動 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証又は輸入自動車特別取扱届出済書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該自動車が特定できない等の理由により当該書面が提出できないものにあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、自動車を特定する書面の添付を省略することができる。 （新設）※別添2の附則4の7.3.から移動 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの（国土交通省より提供されたPDF出力方法による様式のものに限る。）が添付されていること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。 （新設）

新	旧
明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の原本の提示があること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等にあっては、写しをもって代えることができる。 (3) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書又は出荷検査証は、電磁的方法により登録情報処理機関に提供された記載すべき事項が印刷された二次元コード付きの書面又は次に掲げる様式の書面であること。 ① 完成検査終了証 自動車型式指定規則に定める第4号様式 ② 排出ガス検査終了証 自動車型式認証実施要領附則15に定める第1号様式 ③ 譲渡証明書 施行規則に定める第21号様式 ④ 出荷検査証 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に定める第3号様式 4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表 5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。 6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ	（新設） （新設）※別添2の附則2の7.4.から移動 7.4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表 （新設）※別添2の附則2の7.5.から移動 7.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。 （新設）※別添2の附則2の7.6.から移動 7.6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することがで

新	旧
る。 ① 乗用自動車 ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車	きる。 ① 乗用自動車 ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車
7. 重量分布計算に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。	（新設）※別添２の附則３の7.7.から移動 7.7. 重量分布計算に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。
8. 最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② ２軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの ③ 別添２本文の3.2.（2）に該当する自動車であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機による計測を希望する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの ④ 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの ⑤ 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車	（新設）※別添２の附則３の7.8.から移動 7.8. 最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② ２軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの ③ 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したものであって、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの ④ 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの ⑤ 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車
	（新設）※別添２の附則３の7.9.から移動

新	旧
9. 最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車 ② 最遠軸距が5.0m以下の自動車	7.9. 最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② 最遠軸距が5.0m以下のもの
	（新設）※別添２の附則２の7.8.から移動
10. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第２号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	7.8. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第２号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
	（新設）※別添２の附則２の7.9.から移動
11. 施行規則第36条第５項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付（別添２本文の3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ② 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（ ）内に○印が付されているもの ③ 代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの	7.9. 施行規則第36条第５項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ② 新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（ ）内に○印が付されているもの ③ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの
	（新設）※別添２の附則２の7.10.から移動
12. 施行規則第36条第６項に規定する書面（排出ガス規制） （1）次に掲げるいずれかの書面が添付（別添２本文の3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ① 完成検査終了証の写し ② 排出ガス検査終了証の写し ③ 排出ガス試験の結果を表す書面の写し ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 （2）一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、（1）①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が添付（別添２本文の3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範	7.10. 施行規則第36条第６項に規定する書面（排出ガス規制） （1）次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ① 完成検査終了証の写し ② 排出ガス検査終了証の写し ③ 排出ガス試験の結果を表す書面 ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 （2）一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、（1）①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。 ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量

新	旧
囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添 2 本文の 3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添 2 本文の 3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） (3) 代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。	の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。
13.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、当該自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1（1）に規定する書面 ③　別表第 3 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 3 に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第 3 適用トラクタ	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.11.から移動 7.11.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1（1）に規定する書面 ③　別表第 1 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 1 に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第 1 適用トラクタ
14.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されており、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））の諸元確認者と宣言する事業者の名称が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を同時に活用したものでないこと。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.12.から移動 7.12.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第 1 号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
15.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.13.から移動 7.13.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
16.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 7 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.14.から移動 7.14.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
17.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.15.から移動 7.15.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
18.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.16.から移動 7.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第 6-5 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
19.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.17.から移動 7.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場

新	旧
② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査の場合であって、新規登録時に当該書面を提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合 イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合	合 ② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備検査を除く。）の場合 イ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査を除く。）の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合
20. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。	（新設）※別添２の附則４の 7.12. から移動 7.12. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。
21. 連結検討書（第３号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添２の附則２の 7.19. から移動 7.19. 連結検討書（第３号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
22. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付（別添２本文の 3.1. に該当する自動車にあっては当該通知書等の原本が提示）されていること。 ただし、届出を行う時点において当該通知書等の写しを提出することができないため、新規検査等の際に当該通知書等の原本を提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。	（新設）※別添２の附則２の 7.20. から移動 7.20. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。
23. 試作車・組立車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。	（新設）※別添２の附則４の 7.15. から移動 7.15. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

新	旧
なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付することでよい。	なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。
24. ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。	（新設）※別添２の附則２の 7.21. から移動 7.21. ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。
25. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであること。 (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添４「改造自動車審査要領」の別表第２に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第５号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、別添２本文の 4.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。 (3)「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年３月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）を適用する自動車の場合には、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面が添付されていること。 この場合、本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。 (4) 特段の必要がない場合には省略することができる。	（新設）※別添２の附則２の 7.22. から移動 7.22. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添４「改造自動車審査要領」の別表第２に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第５号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。 （新設）※別添２の附則２の 7.18. から移動 7.18. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年３月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 (1) 適切な書面が添付されていること。 (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。 (3) 特段の必要がない場合には省略することができる。
第１号様式（その 1）（別添２関係） 事前書面審査終了時の連絡 要 不要 / 事前審査管理番号 / 受付印 新規検査等届出書 （略）	第１号様式（その 1）（別添２の 5. 関係） 新規検査 / 予備検査 / 構造等変更検査 事前書面審査終了時の連絡 要 不要 / 事前審査管理番号 / 受付印 新規検査等届出書 （略）

新	旧
活用する代表届出自動車の事前審査管理番号	事前審査管理番号
多仕様自動車の出荷検査証 / 出荷検査証 発行年月日：　年　月　日	多仕様自動車 / 出荷検査証 発行年月日：　年　月　日
完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車 / 前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）	完成検査終了証又は出荷検査証があるもの / 前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）
（略）	（略）
第１号様式（その２）（別添２関係） 新規検査等届出書 （略）	第１号様式（その２）（別添２の５.関係） 新規検査等届出書 （略）
第２号様式（別添２関係） 連結車両総重量及び牽引重量計算書 （略）	第２号様式（別添２の５.関係） 連結車両総重量及び牽引重量計算書 （略）
第３号様式（別添２関係） 連結検討書 表（略） 併せて次に掲げる資料を添付すること。 (1) 牽引自動車の諸元を特定する書面 (2) （略） (3) 被牽引自動車の諸元を特定する書面 (4) ～ (8) （略）	第３号様式（別添２の５.関係） 連結検討書 表（略） 併せて次に掲げる資料を添付すること。 (1) 牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等） (2) （略） (3) 被牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等） (4) ～ (8) （略）
第４号様式（別添２関係） 技術基準等適合証明書 （略）	第４号様式（別添２の５.関係） 技術基準等適合証明書 （略）
第５号様式（別添２関係） 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の 重量増加に伴う排出ガス性能確認書 （略）	第５号様式（別添２の５.関係） 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の 重量増加に伴う排出ガス性能確認書 （略）
第6-1号様式（別添２関係） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	第6-1号様式（別添２の５.関係） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書

新	旧
（略）	（略）
第6-2号様式（別添２関係） 年　月　日 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 （略） 表（略） ※備付欄は、備えているものには○印を、備えていないものには－印を記入すること。 ※備付欄以外の欄は、備えているものについて、基準に適合していることを確認した箇所及び基準に抵触していないことを確認した箇所（基準緩和認定を受けている項目を含む。）に○印を記入すること。 （略）	第6-2号様式（別添２の５.関係） 年　月　日 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 （略） 表（略） ※該当若しくは確認したものには○を、該当しない若しくは確認不要のものには－を記入すること。 （略）
第７号様式（別添２関係） 後退時車両直後確認装置の取付確認書 （略）	第6-3号様式（別添２の５.関係） 後退時車両直後確認装置の取付確認書 （略）
第８号様式（別添２関係） 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 （略）	第6-4号様式（別添２の５.関係） 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 （略）
第９号様式（別添２関係） 年　月　日 車両後退通報装置の取付状態確認書 （略） 1.（略） 2.　取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造 （略）（略） □　当該装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられている。 （略）（略） （略）	第6-5号様式（別添２の５.関係） 年　月　日 車両後退通報装置の取付状態確認書 （略） 1.（略） 2.　取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造 （略）（略） □　当該装置の通報音発生装置は完全に覆われていない。 （略）（略） （略）
第10号様式（別添２関係）　欠番 第11号様式（別添２関係）　欠番	（新設） （新設）
第12号様式（別添２関係） 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	第７号様式（別添２の５.関係） 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書

新	旧
（略）	（略）
第13号様式（別添2関係）	第8号様式（別添2の5.関係）
（略）　｜　｜　（略） 新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について （略） 標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。 （略）	（略）　｜　□新規検査 □予備検査 □構造等変更検査　｜　（略） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について （略） 標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。 （略）
（略）	（略）
第14号様式（その1）（別添2関係）	第9号様式（その1）（別添2の5.関係）
（略） 新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について ［代表届出］ （略） 標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式をオンライン届出システムに登録することとしてよろしいか伺う。 記 （略） 型式・類別区分番号又は車両仕様記号 4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車の型式 （削除） 審査結果概要等　｜　第14号様式（その2）による （略）	（略） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について ［代表届出自動車］ （略） 標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。 記 （略） 型式・類別（又は車両識別記号） 附則2の3.2.（2）後段の規定を適用している自動車の型式 車台番号 審査結果概要等　｜　第9号様式（その2）による （略）
第14号様式（その2）（別添2関係）	第9号様式（その2）（別添2の5.関係）
（略） 車名　｜　型式・類別区分番号又は車両仕様記号　｜　4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車の型式 （略）	（略） 車名　｜　型式・類別（又は車両識別記号）　｜　附則2の3.2.（2）後段の規定を適用している自動車の型式 （略）

新	旧
（削除）	第10-1号様式（別添2の5.関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ） （略）
（削除）	第10-2号様式（別添2の5.関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ） （略）
（削除）	第10-3号様式（別添2の5.関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車） （略）
第15号様式（別添2関係） 補正指示記録表 （略）	第11号様式（別添2の附則2、附則3及び附則4の6.関係） 補正指示記録表 （略）
別添3（4-14関係） **並行輸入自動車審査要領**	**別添3（4-14関係）** **並行輸入自動車審査要領**
1.　目的 この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。	1.　目的 この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。
2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5)「車台の製作者」とは、当該並行輸入自動車のシャシに車台番号又はシリアル番号を付与している者をいう。 (6)「原動機打刻番号等」とは、原動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7)「技術基準等適合証明書」とは、当該並行輸入自動車が技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (8)～(9)（略）	2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5)「車台の製作者」とは、当該自動車のシャシに車台番号又はシリアル番号を付与している者をいう。 (6)「原動機打刻番号等」とは、原動機又は電動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7)「技術基準等適合証明書」とは、当該並行輸入自動車が技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを証する書面であって、当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (8)～(9)（略）

新	旧
(10)「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては検査課の長）をいう。	(10)「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）をいう。
(11) ～ (12)（略）	(11) ～ (12)（略）
(13)「複数台数届出」とは、当該並行輸入自動車を製作した者が同一構造であることを証した複数台数の二輪自動車について、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものが行う届出をいう。	（新設）
3. 届出書等	3. 届出書等
3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料	3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料
本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。	本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

新

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
並行輸入自動車届出書（第１号様式（その１及びその２））		○	○
添付資料	車両諸元概要表（第２号様式）	△	○
	自動車通関証明書等	○	○
	複数台数届出書（第４号様式）	※1	※1
	同一構造証明書（第５号様式）	※1	※1
	（削除）	（削除）	（削除）
	保安基準適用年月日の判定資料	○	○
	（削除）	（削除）	（削除）
	（略）	（略）	（略）
	技術基準等宣言書（第７号様式）	△	△
	ラベル貼付者確認書（第８号様式）	△	△
	座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第９号様式）	△	△
	（削除）	（削除）	（削除）
	（略）	（略）	（略）
	走行環境条件付与書	※2	※2
	熱害試験結果成績表	△	△
	その他書面	△	△

備考 (1)（略）
(2) ※1は、複数台数届出を行う場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
(3) ※2は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には－印とする。
(4) ～ (6)（略）

3.2. 届出書等の提出方法

旧

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
並行輸入自動車届出書（第１号様式とする。）		○	○
添付資料	（新設）		
	自動車通関証明書等	○	○
	（新設）		
	（新設）		
	指定自動車等との相違点に関する資料	○	－
	製作年月日の判定資料	○	○
	車両諸元概要表（第２号様式とする。）	△	○
	（略）	（略）	（略）
	技術基準等宣言書（第６号様式とする。）	△	△
	ラベル貼付者確認書（第７号様式とする。）	△	△
	座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第８号様式とする。）	△	△
	熱害試験結果成績表	△	△
	（略）	（略）	（略）
	走行環境条件付与書	※	※
	（新設）		
	その他書面	△	△

備考 (1)（略）
（新設）
(2) ※は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には－印とする。
(3) ～ (5)（略）

3.2. 届出書等の提出方法

新	旧
(1) 届出書等は、並行輸入自動車１台毎に１部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。 ただし、複数台数の車台番号の記載がある打刻届出書及び同一構造証明書（第５号様式）の提出がある二輪自動車については、１部あたり 50 台を上限として複数台数届出とすることができるものとし、この場合の届出書等の提出先は地方検査部又は沖縄事務所とする。	(1) 届出書等は並行輸入自動車１台毎に１部提出するものとする。
(2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ただし、複数台数届出を行う場合にあっては、③の方法に限るものとする。 ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては検査課）に直接提出する方法 ②（略） ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法	(2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては、検査課）に直接提出する方法 ②（略） ③ 届出システムにより電磁的に提出する方法
(3)（略）	(3)（略）
4. 届出書等の受理等	4. 届出書等の受理等
4.1. 受理	4.1. 受理
(1) ～ (3)（略）	(1) ～ (3)（略）
(4) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出された届出書等にあっては (3) の処理、3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。	(4) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出されたものにあっては (3) の処理、3.2. (2) ③の方法により提出されたものにあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
4.2. 不受理	4.2. 不受理
(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 3.2. (2) ①の方法により提出された届出書等にあっては、口頭により通知する。 ② 3.2. (2) ②の方法により提出された届出書等にあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては、オンライン届出システムにより通知する。	(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 3.2. (2) ①の方法により提出されたものにあっては、口頭により通知する。 ② 3.2. (2) ②の方法により提出されたものにあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 3.2. (2) ③の方法により提出されたものにあっては、届出システムにより通知する。
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
4.3. 届出書等の取下げ	4.3. 届出書等の取下げ
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3) 3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができ	(3) 3.2. (2) ③の方法により届出書等が提出された場合にあっては、届出者が届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

新	旧
る。	
5.　書面審査の審査日数 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書（第 6 号様式）の真正性の照会を行っている期間及び WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。	5.　書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書の真正性の照会を行っている期間及び WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。
6.　書面審査 (1) 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 (2) 提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ①　3.2.（2）①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ②　①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 10 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。	6.　書面審査 (1) 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 10 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 (2) 提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ①　3.2.（2）①又は②の方法により届出書等が提出されたものであって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ②　①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 9 号様式（その 2）「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。
6.1.（略）	6.1.（略）
6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。	6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。
（削除）	6.2.1.　「新規検査・予備検査」欄 検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査のいずれかに○印が付されていること。
6.2.1.　「宛名及び届出年月日」欄 届出書等の提出先の事務所長等（複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の宛名、届出年月日が記載されていること。	6.2.2.　「事務所等の長の宛名及び届出年月日」欄 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日が記載されていること。

新	旧
6.2.2.（略）	6.2.3.（略）
（削除）	6.2.4.　「輸入者の氏名又は名称及び住所」欄 自動車通関証明書等に記載されている輸入者の氏名又は名称及び住所が記載されていること。
6.2.3.　「車名」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限り、その車名を記載することができる。 ①（略） ②　打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名 ③（略） ④　車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名 ⑤（略） ⑥　COC ペーパーにより車名を判断できるものは、その車名 ⑦　WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車名を判断できるものは、その車名 ⑧（略） （削除）	6.2.5.　「車名及び型式」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名及び該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「－」を付した型式（－○○－）が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①（略） （新設） ②（略） ③　②以外の車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名 ④（略） （新設） ⑤　WVTA ラベル又はプレート、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車名を判断できるものは、その車名 ⑥（略） ⑦　①から⑥までにより判定できない場合には、車名「不明」
6.2.4.　「型式」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「－」を付した型式（－○○－）が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。	(3)（2）にかかわらず、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名及び型式が記載されていること。
6.2.5.　「車台番号又はシリアル番号」欄 (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。	6.2.6.　「車台番号又はシリアル番号」欄 (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。

新	旧
ただし、複数台数届出の場合にあっては、当分の間、車台番号に代えて複数台数届出である旨が記載されていればよい。 (2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)
6.2.6. 「原動機の型式」欄 (1) 当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。 なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ① 原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機（読み替えにより原動機打刻番号等と原動機の型式が相違しているものを除く。）は、指定自動車等の原動機の型式 ②～⑤ (略) (削除) (2) (1) 以外の原動機は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。	(新設) ※別添3の6.2.10.から移動 6.2.10. 「原動機又は電動機の型式」欄 (1) 原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ① 原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機は、指定自動車等の原動機の型式 ②～⑤ (略) (2) (1) ①の原動機であって、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機の型式が読み替えにより相違しているものは、(1) ③から⑤までにより判定する。 【例】原動機打刻番号等→原動機の型式 △△△△ (読み替え) ○○ (3) (1) 及び (2) 以外の原動機は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。
6.2.7. 「総排気量又は定格出力」欄 内燃機関を原動機とする自動車にあっては総排気量、電力により作動する原動機のみを有する自動車にあっては定格出力が記載されていること。 この場合において、原動機の総排気量又は定格出力は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。 ① 6.2.6. (1) ①により原動機の型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量又は定格出力 ② 原動機打刻番号等又はプレートに表示された記号若しくは番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、その総排気量又は定格出力 ④ 車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、その総排気量又は定格出力 ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、次に掲げる算式により算出した総排気量（単位は ℓ とし、小数第2位（小数第3位切り捨て）までの値とする。）	(新設) ※別添3の6.2.11.から移動 6.2.11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。 ① 6.2.10. (1) ①及び (2) により原動機又は電動機の型式の判定を行った原動機又は電動機は、指定自動車等と同一の総排気量又は定格出力 ② 原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機又は電動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機又は電動機は、その総排気量又は定格出力 ④ 車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機又は電動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機又は電動機は、その総排気量又は定格出力 ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、総排気量計算書（第4号様式とする。）を用いて算出した総排気量

新	旧
総排気量 $V = \frac{D^2 \times L \times N \times \pi}{4} \times 10^{-6}$ ただし、 D ：内径 (mm) L ：行程 (mm) N ：気筒数 π ：円周率 (3.14とする。) 〈備考〉 ・内径及び行程については、小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。 ・インチから mm の換算については、インチ×25.4で換算した小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。	
6.2.8. 「種別」欄 「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかに○印が付されていること。	(新設)
6.2.9. 「用途」欄 「乗用」、「乗合」、「貨物」、「特種」又は「建設機械」のいずれかに○印が付されていること。 ただし、大型特殊自動車であって建設機械に該当しないものについては、記載を要しない。	(新設)
6.2.10.～6.2.11. (略)	6.2.7.～6.2.8. (略)
(削除) ※別添3の6.2.13.に移動	6.2.9. 「指定自動車等との相違点」欄 (略)
(削除) ※別添3の6.2.6.に移動	6.2.10. 「原動機又は電動機の型式」欄 (略)
(削除) ※別添3の6.2.7.に移動	6.2.11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 (略)
6.2.12. 「保安基準適用年月日」欄 当該並行輸入自動車の保安基準適用年月日及び判定資料の種類が記載されていること。 なお、複数台数届出であって当該届出中の自動車の保安基準適用年月日が異なる場合は、当分の間、保安基準適用年月日が最も新しい自動車のものが記載されていればよい。	(新設) (新設) ※別添3の6.2.9.から移動

新	旧
6.2.13.　「その他」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無及び相違している構造・装置が記載されていること。 (削除) (2) 当該並行輸入自動車の基準適用日よりも先取り適用する基準がある場合には、その旨が記載されていること。 (3) 当該並行輸入自動車の最高速度に応じて適用しない基準がある場合には、その旨及び最高速度が記載されていること。 (4) 事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が 11 人以上の乗合自動車にあっては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。 また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 (5) 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 (6) (略) 6.3.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 2）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.3.1.　「車台番号又はシリアル番号の打刻等」欄 (削除) ①（略） ②　車台番号又はシリアル番号の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 ただし、複数台数届出の場合にあっては、これらを省略することができる。 なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。 6.3.2.　「原動機打刻番号等」欄 (削除)	6.2.9.　「指定自動車等との相違点」欄 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無について、いずれかに○印が付されているとともに、相違している構造・装置が明確に記載されていること。 (新設) ※別添 3 の 6.2.14. から移動 6.2.14.　「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 (1) 保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が記載されていること。 (2) 当該並行輸入自動車に適用される第 7 章の基準において、基準適用日よりも先取り適用する基準がある場合には、その旨が記載されていること。 (新設) (新設) (新設) (3) (略) (新設) 6.2.12.　「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄 ①　車台番号又はシリアル番号が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。 ②（略） ③　車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。 6.2.13.　「原動機打刻番号等の様式の解説」欄 ①　原動機打刻番号等が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。

新	旧
①（略） ②　原動機打刻番号等の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 ただし、複数台数届出の場合にあっては、原動機打刻番号等の拓本又は写真の貼付又は添付を省略することができる。 なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。 (削除) ※別添 3 の 6.2.13. に移動 (削除) (削除) (削除) 6.4.　車両諸元概要表（第 2 号様式） (1) (略) (2)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。 6.5.　自動車通関証明書等 (1) (略) (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。	②（略） ③　原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。 6.2.14.　「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 (略) 6.2.15.　「排出ガス発散防止装置」欄 排出ガス規制が適用される自動車にあっては、備えている一酸化炭素等発散防止装置の情報が記載されていること。 6.2.16.　「騒音防止装置」欄 6.10. の規定が適用される自動車にあっては、備えている消音器の情報が記載されていること。 6.2.17.　「自動運行装置」欄 自動運行装置の有無について、いずれかに○印が付されていること。 (新設) ※別添 3 の 6.6. から移動 6.6.　車両諸元概要表（第 2 号様式） (1) (略) (2)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、6.4. の資料として車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。 6.3.　自動車通関証明書等 (1) (略) (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

新	旧
6.6.　複数台数届出書（第４号様式） 複数台数届出を行う自動車の車台番号が記載されていること。	（新設）
6.7.　同一構造証明書（第５号様式） （1）同一構造証明書は、当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであり、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、電子署名が付与された同一構造証明書の電磁的記録が提出された場合にあっては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。 なお、写しが提出された場合にあっては、書面審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 （2）同一構造証明書に記載されている車台番号は、複数台数届出書に記載されているものと一致していること。 （3）同一構造証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「同一構造証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。	（新設）
（削除）	6.4.　指定自動車等との相違点に関する資料 並行輸入自動車届出書の「指定自動車等との相違点」欄に記載されている内容が確認できるものであること。
6.8.　保安基準適用年月日の判定資料 （1）次表の左欄に掲げるいずれかの書面が添付されていること。 この場合において、それぞれの書面により判定する保安基準適用年月日は、同表右欄の日とする。	6.5.　製作年月日の判定資料 （1）本則 4-5-1 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。

書面の種類	保安基準適用年月日
①　日本国外務省が発行した登録証（在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものに限る。）の写し	当該書面に記載された登録年月日
②　自動車通関証明書の写し	当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）
③　税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入した自動車を除く。）の写し	当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

新	旧
④　打刻届出書（二輪自動車等に限る。）の写し　／　国における当該書面の受理年月日	
⑤　輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあってはは日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書の写し　／　当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日	
⑥　日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し　／　当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日	
⑦　当該並行輸入自動車を製作した者が発行した製作日証明書の写し　／　当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日	
⑧　COC ペーパーの写し　／　当該書面に記載された製作年月日	
⑨　船荷証券又は航空貨物証書の写し　／　当該書面に記載された輸出年月日	
⑩　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真（記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影したものであること。）　／　当該ラベルに記載された製作年月の末日	
⑪　車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料（自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものに限る。）　／　当該書面に記載された製作年の末日	
⑫　自動車製作者等の資料（昭和 47 年以前（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては平成 10 年以前）に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものに限る。）　／　当該書面に記載された製作年の末日	
（2）（1）①から⑨までに掲げるものを保安基準適用年月日の判定資料として活用する場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。	（2）本則 4-5-1（1）②イからカまでに掲げるものを製作年月日の判定資料として活用する場合は、当該書面の写しが添付されていること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。
（3）FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.14.4.（3）に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。	（3）FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを製作年月日の判定資料として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されてい

新	旧
	ること。 この場合において、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.12.4.（2）に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。
（削除）※別添３の 6.4.に移動	6.6.　車両諸元概要表（第２号様式） （略）
6.9.　車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料 車台番号又はシリアル番号の様式の解説が確認できるものであること。 ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。 ①（略） ②　車台番号又はシリアル番号の様式の解説によって、次に掲げる事項を判定しない場合 ア（略） イ　保安基準適用年月日 ウ～オ（略）	6.7.　車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料 （1）並行輸入自動車届出書の「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄に記載されている内容が確認できるものであること。 （2）次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。 ①（略） ②　車台番号又はシリアル番号の様式の解説によって、次に掲げる事項を判定しない場合 ア（略） イ　製作年月日 ウ～オ（略）
6.10.　外観図 新規検査等を受検する状態、かつ、保安基準に適合している状態の外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。	6.8.　外観図 新規検査等の申請を行う状態、かつ、保安基準に適合している状態の外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。
6.11.　原動機等に関する資料 （1）内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。 この場合において、6.2.7.⑥に掲げる算式による総排気量計算書は、総排気量の資料とする。 （2）～（3）（略）	6.9.　原動機等に関する資料 （1）内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。 （2）～（3）（略）
6.12.　騒音規制への適合性に関する書面等 ［マフラー加速騒音規制］ 6.12.1.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 保安基準適用年月日が平成 22 年４月１日以降の内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.12.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）～（5）（略） 6.12.2.　UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 （1）から（5）に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13.（2）に基づく	6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等 ［マフラー加速騒音規制］ 6.10.1.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年４月１日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）～（5）（略） 6.10.2.　UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 （1）から（5）に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14.（2）に基づく記載がさ

新	旧
記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 ［UN R41-04（平成 26 年騒音規制）］ （1）保安基準適用年月日が平成 29 年１月１日から令和３年８月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-04（平成 28 年騒音規制）］ （2）保安基準適用年月日が令和３年９月１日から令和６年８月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-05（平成 28 年騒音規制）］ （3）保安基準適用年月日が令和６年９月１日以降の二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ２（平成 28 年騒音規制）］ （4）保安基準適用年月日が令和５年４月１日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和５年９月１日）から令和８年 10 月７日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和９年 10 月７日）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2（1）	れている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 ［UN R41-04（平成 26 年騒音規制）］ （1）平成 29 年１月１日から令和３年８月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-04（平成 28 年騒音規制）］ （2）令和３年９月１日から令和６年８月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-05（平成 28 年騒音規制）］ （3）令和６年９月１日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ２（平成 28 年騒音規制）］ （4）令和５年４月１日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和５年９月１日）から令和８年 10 月７日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和９年 10 月７日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2（1）①の規定（規

新	旧
①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ3（平成28年騒音規制）］ (5) 保安基準適用年月日が令和8年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月8日）以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-2（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～（7）（略） 6.12.3.　適合性に関する書面等の取扱い (1) ～（4）（略） (5) 技術基準等適合証明書（第6号様式）は、6.14.2.に準ずるものとする。 (6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又はCOCペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 (7) 複数台数届出の場合にあっては、当該届出中の1台の車台番号と一致する騒音ラベル（6.12.2.の規定を適用する場合に限る。）及びWVTAラベル（騒音規制への適合性に関する書面としてWVTAラベルを活用する場合に限る。）の写真が添付されていればよい。 なお、これらのラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。 6.13.　排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.13.1.　適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則7-58において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ①～④（略）	定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ3（平成28年騒音規制）］ (5) 令和8年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月8日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-2（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～（7）（略） 6.10.3.　適合性に関する書面等の取扱い (1) ～（4）（略） (5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2.に準ずるものとする。 (6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又はCOCペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 （新設） 6.11.　排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.11.1.　適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則7-58において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ①～④（略）

新	旧
⑤　道路運送車両の保安基準第31条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面（次に掲げる自動車に限る。） ア　保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は本則7-5-2に該当する普通自動車及び小型自動車 イ　空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。） ウ　ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、車両総重量5tを超え、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの 6.13.2.　適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成3年6月28日付け地技第168号）に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④（略） (2) ～（4）（略） (5) 技術基準等適合証明書（第6号様式）は、6.14.2.に準ずるものとする。 (6)（略） （削除） (7) 6.13.1.⑤の書面は自動車製作者による試験結果を表す書面とし、次に掲げる要件を満たすものであること。 ①　当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであって、自動車製作者の所在地、連絡先及び証明者の署名が記載されていること。 ②　当該並行輸入自動車以外の自動車により実施した試験結果を表す書面が添付されている場合には、それらの自動車の構造等が同一であることを証明した書面が添付されていること。 ③　②の場合であって、当該並行輸入自動車と試験を実施した自動車の構造又は性能等が異なる場合には、試験結果に影響がないことを証明した書面が添付されていること。 6.13.3.（略） 6.14.　技術基準等への適合性を証する書面 6.14.1.　技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準	（新設） 6.11.2.　適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成3年6月28日付け地技第168号）に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④（略） (2) ～（4）（略） (5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2.に準ずるものとする。 (6)（略） (7) 技術基準等適合証明書又はUN R154に基づく認定証が提出された場合にあっては、自動車製作者が発行した一酸化炭素等発散防止装置に係る構造が確認できる書面が添付されていること。 （新設） 6.11.3.（略） 6.12.　技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1.　技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準

新	旧
等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合（(2)の場合を除く。）にあっては、自動車製作者等が発行した書面が添付されたものであること。 ① 当該並行輸入自動車又は当該装置の試験成績書の写し ②（略） ③ 技術基準等適合証明書（第６号様式） ④（略） ⑤ 当該並行輸入自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該並行輸入自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦～⑧（略）	等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書の写し ②（略） ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第５号様式とする。） ④（略） ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦～⑧（略）
(2)（略）	(2)（略）
(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1（1）、(3) 及び 7-113-2（1）に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る（1）⑧の書面として取扱うものとする。 ①～③（略）	(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1（1）、(3) 及び 7-113-2（1）に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る（1）の書面に代えることができる。 なお、当該書面は、原則、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ①～③（略）
(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第１の規定（「◇現車審査時において」の記載部分に限る。）により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものであって、その旨を説明する資料が添付されている場合には、当該技術基準等に係る（1）⑧の書面として取扱うものとする。	(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第１の規定（「◇現車審査時において」の記載部分に限る。）により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る（1）の書面を省略することができる。
6.14.2. 技術基準等適合証明書（第６号様式）	6.12.2. 技術基準等適合証明書
(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3.2.（2）③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査（複数台数届出の場合にあっては書面審査）が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 また、様式については第６号様式に準ずるものであってもよく、E メールアドレスは FAX 番号に代えることができる。	(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3.2.（2）③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 また、様式については第５号様式に準ずるものでもよい。
(2) ～ (4)（略）	(2) ～ (4)（略）
(5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。	(5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。
6.14.3.（略）	6.12.3.（略）

新	旧
6.14.4. WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル	6.12.4. WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル
(1) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。	(1) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。
(2) 複数台数届出の場合にあっては、当該届出中の１台の車台番号と一致する WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの写真が添付されていればよい。 なお、このラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。	(新設)
(3) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。	(2) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。
6.15. 技術基準等宣言書（第７号様式） 技術基準等宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。	6.12.5. 技術基準等宣言書 技術基準等宣言書（第６号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。
6.16. ラベル貼付者確認書（第８号様式） 6.14.4.（3）の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。	6.12.6. ラベル貼付者確認書 6.12.4.（2）の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第７号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。
6.17. 座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第９号様式） 本則 7-45 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、令和２年８月 31 日以前に製作された自動車については提出を要しない。	(新設)
(削除) ※別添３の 6.20. に移動	6.13. 熱害試験結果成績表 (略)
6.18.～6.19.（略）	6.14.～6.15.（略）
	(新設) ※別添３の 6.13. から移動
6.20. 熱害試験結果成績表 保安基準適用年月日が昭和 50 年４月１日以降のガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機	6.13. 熱害試験結果成績表 昭和 50 年４月１日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損

新	旧
能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) ～ (5)（略）	なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) ～ (5)（略）
6.21.　その他書面 (1) ～ (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2.（4）に掲げる構造に該当する場合には、同別添の 4.1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同別添に準じて行うものとする。 (4) 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6.14.1.（1）の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。 (5) 特種用途自動車にあっては、用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できる資料の提出を求めるものとする。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ① 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 ② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査の場合であって、新規登録時に当該書面を提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合 イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査の際に提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合	6.16.　その他書面 (1) ～ (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.（5）に掲げる構造に該当する場合には、同別添附則 4 の 3.1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同附則に準じて行うものとする。 (4) 並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6.12.1.（1）の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。 （新設）
(6) 大型特殊自動車にあっては、必要に応じ、特殊用途の目的及び特殊構造に関する資料の提出を求めるものとする。	（新設）
(7) 専ら土砂等を運搬するダンプ車にあっては、荷台の内側の寸法に関する資料の提出を求めるものとする。 ただし、外観図に荷台の内側の寸法が記載されている場合にあっては、この限りでない。	（新設）
(8) 本則 7-105 の 2-1 に規定する自動車にあっては、次に掲げる内容が確認できる資料の提出を求めるものとする。 ① 車両後退通報装置の通報音発生装置の取付位置	（新設）

新	旧
② 車両後退通報装置の作動を停止させる機能の有無 ③ 音声信号を用いる車両後退通報装置の有無及び音声信号によるメッセージ内容 (9)（略）	(5)（略）
7.　書面審査の決裁等 7.1.　書面審査結果の起案 (1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 10 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 (2) 複数台数届出の場合にあっては、第 10 号様式中の「その他」欄に並行輸入自動車事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、並行輸入自動車事前審査管理番号は、検査部記号、ハイフン、年度番号、ハイフン及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとし、構成は次のとおりとする。 （例）関東検査部の場合 KNT-07-0001 検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す） 年度番号（令和 7 年度を示す） 一連番号（4 桁） (3) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。 7.2.　書面審査結果の決裁等 7.1. により事務所長等（複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 7.3.　書面審査終了の連絡 (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。 (2) 複数台数届出の場合にあっては、届出者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第 12 号様式）を交付するとともに、現車審査時に当該書面及び原本照合	7.　書面審査の決裁等 7.1.　書面審査結果の起案 (1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 9 号様式（その 1 及びその 2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （新設） (2) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。 7.2.　書面審査結果の決裁等 7.1. により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 7.3.　書面審査終了の連絡 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。 （新設）

地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	HKD	近畿検査部	KNK
東北検査部	THK	中国検査部	CGK
関東検査部	KNT	四国検査部	SKK
北陸信越検査部	HKR	九州検査部	KYS
中部検査部	CBU	沖縄事務所	OKN

新	旧
が必要な書面の提示が必要な旨を通知するものとする。 この際、届出者に対し当該事前審査管理番号の有効期限（書面審査が終了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年とする。）を通知するものとする。	
7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。	7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。
8.　現車審査 （1）現車審査（（2）の審査を除く。）は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び 8.1. から 8.7. までに掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとする。 （2）複数台数届出が行われた自動車の現車審査は、受検者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第 12 号様式）の提示を求め、当該事前審査管理番号に係る届出書等を用いて、本則 4-7 及び 8.1. から 8.7. までに掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、第 10 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に原本の照合を行うべきことが記載されている書面について受検者に対し原本の提示を求め、書面審査が終了した届出書等と照合すること。 なお、書面審査が終了した届出書等と当該並行輸入自動車の構造・装置に技術基準等に影響のある相違がある場合には、書面審査を行った地方検査部又は沖縄事務所に連絡するものとする。	8.　現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。 （新設）
8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.3.（1）及び（2）にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略）	8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.5.（1）及び（2）にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略）
8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　書面等との一致 （1）本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.12. の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあっては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。 ①～③（略） （2）（略）	8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　書面等との一致 （1）本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10. の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあっては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。 ①～③（略） （2）（略）

新	旧
8.2.2.　車両重量又は車両総重量の確認 （1）6.12.1. を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあっては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。 （2）6.12.2. を適用した自動車であって次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略）	8.2.2.　車両重量又は車両総重量の確認 （1）6.10.1. を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあっては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。 （2）6.10.2. を適用した自動車であって次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略）
8.3.　排出ガス規制への適合性 6.13.1. の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1. から 8.3.3. までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。 8.3.1.～8.3.2.（略） （削除）	8.3.　排出ガス規制への適合性 6.11.1. の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1. から 8.3.3. までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。 8.3.1.～8.3.2.（略） 8.3.3.　技術基準等適合証明書及び UN R154 に基づく認定証 6.11.2.（7）の書面との一致が確認できなければならない。 ただし、自動車の構造上、一酸化炭素等発散防止装置を直接視認することが困難なものに限り、当該装置の確認を省略してもよい。
8.4.　技術基準等への適合性 （1）次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 ①　6.14. の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ②（略） （2）（略）	8.4.　技術基準等への適合性 （1）次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 ①　6.12. の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ②（略） （2）（略）
8.5.　熱害試験結果成績表 本則 7-59-1-2（1）の規定によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。 また、等価慣性重量は 8.3.1.（2）の取扱いに準じるものとする。 8.6.～8.7.（略）	8.5.　熱害試験結果成績表 本則 7-59-1-2（1）の規定によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。 また、等価慣性重量は 8.3.（2）の取扱いに準じるものとする。 8.6.～8.7.（略）
9.　届出書等の保存期間 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から５年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、3.2.（2）③の方法により提出された届出書等にあっては、別途定める方法により保存するものとする。 9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書（第６号様式）の原本 提出された日から５年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書（第３号様式） 受理日から１年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.4.　新規検査等の受検がない自動車の届出書等 （1）書面審査が終了した日から１年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、	9.　届出書等の保存期間 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から５年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、3.2.（2）③の方法により提出された場合にあっては、別途定める方法により保存するものとする。 9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から５年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書 受理日から１年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.4.　新規検査等の申請がない自動車の届出書等 （1）書面審査が終了した日から１年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、

新	旧
届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 ただし、複数台数届出の場合にあっては、この限りでない。 (2)（略）	届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 (2)（略）

別表第1（別添3関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第12条 制動装置	（略）	（略）	（略）
	7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑦（略） ⑧　別表第2に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの （略）
		UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの （略）
		UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第4に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの （略）
		UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの （略）

別表第1（別添3の6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3、別表第4及び別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第12条 制動装置	（略）	（略）	（略）
	7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑦（略） ⑧　別表第2に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （略）
		UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （略）
		UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第4に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （略）
		UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの （略）

新			
（略）	（略）	（略）	（略）
第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.12.2.によること）］
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.12.2.によること）］
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	7-58 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	細目告示別添47 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準	［別表第1は適用しない（6.20.によること）］
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第43条の10 車両後退通報装置	7-105の2 車両後退通報装置	UN R165-00 車両後退通報装置に係る協定規則	①　UN R165-00に基づく認定証の写し ②　UN R165-00に基づくⓔマークを撮影した写真
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第2（別添3関係）
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表
（保安基準適用年月日が平成23年6月17日以前の自動車に適用）
（略）

別表第3（別添3関係）
UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

別表第4（別添3関係）
UN R78-04（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

別表第5（別添3関係）
UN R78-05（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

旧			
（略）	（略）	（略）	（略）
第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.10.2.によること）］
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.10.2.によること）］
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	7-58 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	細目告示別添47 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準	［別表第1は適用しない（6.13.によること）］
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第2（別添3の別表第1関係）
二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表
（平成23年6月17日以前に製作された自動車に適用）
（略）

別表第3（別添3の別表第1関係）
UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

別表第4（別添3の別表第1関係）
UN R78-04（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

別表第5（別添3の別表第1関係）
UN R78-05（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表
（略）

新

別紙（別添３関係）

車両諸元概要表の記載方法

1.　記載項目の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

区分／記載項目	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
施錠装置	（略）				
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
内圧容器	△	△	△	△	△
その他	（略）				

備考　（1）～（2）（略）

（削除）

2.　各項目の記載方法

各項目の記載方法は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目及び記載を要しない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所にー印を付すこと。

2.1.（略）

（削除）

（削除）

（削除）

旧

別紙

車両諸元概要表の記載要領

1.　記載項目に記載が必要な自動車の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

区分／記載項目	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引
（略）	（略）				
特殊用途の目的	ー	ー	ー	○	ー
特殊用途の特殊構造	ー	ー	ー	○	ー
荷台の内側の寸法	ー	※	ー	△	△
（略）	（略）				
最大安定傾斜角度	△	△	△	○	△
最高速度	△	△	△	△	ー
（略）	（略）				
かじ取装置	○	○	ー	○	○
盗難防止装置	（略）				
（略）	（略）				
車枠	○	○	ー	○	○
連結装置	ー	△	ー	ー	△
（略）	（略）				
ガラス	○	○	ー	○	△
（略）	（略）				
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
その他	（略）				

備考　（1）～（2）（略）

（3）※は、貨物自動車は○印、乗合自動車はー印とする。

2.　各項目の記載要領

各項目の記載要領は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目、記載を要しない項目、2.1.から2.34.までに掲げる項目のうち該当しないもの及び当該並行輸入自動車に備えられていない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所にー印を付すこと。

2.1.（略）

2.2.　特殊用途の目的

当該並行輸入自動車の特殊用途の目的を記載すること。

2.3.　特殊用途の特殊構造

当該並行輸入自動車の特殊用途の構造を記載すること。

2.4.　荷台の内側の寸法

新

2.2.（略）

2.3.　車両重量

当該並行輸入自動車の次表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

（略）	（略）

2.4.～2.5.（略）

2.6.　車両総重量

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

（削除）

（削除）

（削除）

2.7.（略）

2.8.　タイヤサイズ

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

（削除）

旧

当該並行輸入自動車の荷台の内側の「長さ」、「幅」及び「高さ」を記載すること。

2.5.（略）

2.6.　車両重量

当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

（略）	（略）

2.7.～2.8.（略）

2.9.　車両総重量

当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

軸配置	軸重欄
前１軸後１軸	「前前軸重」「後後軸重」
前１軸後２軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」
前２軸後１軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」
前２軸後２軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」
後１軸	「後後軸重」
後２軸	「後前軸重」「後後軸重」
後３軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」

2.10.　最大安定傾斜角度

当該並行輸入自動車の最大安定傾斜角度を記載すること。

2.11.　最高速度

当該並行輸入自動車の最高速度を記載すること。

2.12.（略）

2.13.　タイヤサイズ

当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が４（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

軸配置	軸欄
前１軸後１軸	「前前軸」「後後軸」

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後1軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後2軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後3軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2.9.　タイヤ負荷能力
当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
ただし、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
（削除）</td><td>2.14.　タイヤ負荷能力
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
ただし、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table>
<tr><th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr>
<tr><td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後1軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後2軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後3軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2.10.　許容限度
当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあっては、複数軸の合計であることを付記すること。
（削除）</td><td>2.15.　許容限度
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあっては、複数軸の合計であることを付記すること。
<table>
<tr><th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr>
<tr><td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後1軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後2軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後3軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2.11.　原動機及び動力伝達装置
2.11.1.（略）</td><td>2.16.　原動機及び動力伝達装置
2.16.1.（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>2.11.2.（略）
2.11.3.（略）
（削除）</td><td>2.16.2.（略）
2.16.3.（略）
2.16.4.　最大トルク
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の最大トルク及び最大トルク時の回転数を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2.11.4.　燃料の種類
当該並行輸入自動車に使用する燃料の種類を記載すること。
ただし、該当する燃料がない場合にあっては「その他」に記載すること。
2.11.5.（略）
（削除）</td><td>2.16.5.　燃料の種類
当該並行輸入自動車に使用するの燃料の種類を記載すること。
ただし、該当する燃料がない場合にあっては「その他」に記載すること。
2.16.6.（略）
2.16.7.　過回転防止装置：有・無
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあっては、当該装置の作動回転数を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2.11.6.（略）
（削除）</td><td>2.16.8.（略）
2.16.9.　減速機、分配機及び変向機の減速比
当該並行輸入自動車の減速比を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2.12.　燃料装置</td><td>2.17.　燃料装置
2.17.1.　燃料タンク</td></tr>
<tr><td>2.12.1.　燃料タンク：容量
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。
ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の普通自動車以外の自動車にあっては記載を省略することができる。</td><td>2.17.1.1.　容量
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2.12.2.　燃料タンク：材質
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に○印を付すこと。
ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。</td><td>2.17.1.2.　材質
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に○印を付すこと。
ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。</td></tr>
<tr><td>2.13.　電気装置
2.13.1.（略）
2.14.　走行装置
2.14.1.（略）
2.14.2.（略）
（削除）</td><td>2.18.　電気装置
2.18.1.（略）
2.19.　走行装置
2.19.1.（略）
2.19.2.（略）
2.20.　かじ取装置
2.20.1.　ハンドル：位置
当該並行輸入自動車に備えられているハンドルの該当する位置に○印を付すこと。</td></tr>
<tr><td>2.15.　施錠装置
当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する形式に○印を付すこと。
ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあっては「その他」に記載すること。
（削除）
（削除）</td><td>2.21.　盗難防止装置
2.21.1.　施錠装置
当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する構造に○印を付すこと。
ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあっては「その他」に記載すること。
2.21.2.　イモビライザ：有・無
当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに○印を付すこと。
2.21.3.　盗難発生警報装置：有・無</td></tr>
</table>

新	旧
	当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
2.16.　制動装置：主ブレーキ	2.22.　制動装置：主ブレーキ
2.16.1.（略）	2.22.1.（略）
2.16.2.（略）	2.22.2.（略）
2.16.3.（略）	2.22.3.（略）
2.16.4.（略）	2.22.4.（略）
2.16.5.（略）	2.22.5.（略）
2.17.　制動装置：駐車ブレーキ	2.23.　制動装置：駐車ブレーキ
2.17.1.（略）	2.23.1.（略）
2.17.2.（略）	2.23.2.（略）
2.18.　制動装置：非常ブレーキ	2.24.　制動装置：非常ブレーキ
2.18.1.（略）	2.24.1.（略）
2.19.　制動装置：分離ブレーキ	2.25.　制動装置：分離ブレーキ
2.19.1.（略）	2.25.1.（略）
2.20.　緩衝装置	2.26.　緩衝装置
2.20.1.　前輪：ばね形式	2.26.1.　前輪
	当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に○印を付すこと。 ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
2.20.2.　後輪：ばね形式	2.26.2.　後輪
	当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に○印を付すこと。 ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
（削除）	2.27.　車枠
	2.27.1.　形式
	当該並行輸入自動車に備えられている車枠の該当する形式に○印を付すこと。
（削除）	2.28.　連結装置
	2.28.1.　連結器形式
	当該並行輸入自動車に備えられている連結器の該当する形式に○印を付すこと。 ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
	2.28.2.　前まわり半径
	当該並行輸入自動車の前まわり半径を記載すること。
	2.28.3.　後まわり半径

新	旧
	当該並行輸入自動車の後まわり半径を記載すること。
2.21.　乗車装置	2.29.　乗車装置
（削除）	2.29.1.　座席
	当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する形式に○印を付すこと。 当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する個数を記載すること。
2.21.1.（略）	2.29.2.（略）
2.21.2.　頭部後傾抑止装置	2.29.3.　頭部後傾抑止装置
	当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する形式に○印を付すこと。 ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。
2.21.3.（略）	2.29.4.（略）
（削除）	2.30.　ガラス
	2.30.1.　前面ガラスの種類
	当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラスの該当する種類に○印を付すこと。 ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。
	2.30.2.　前面ガラス以外のガラスの種類
	当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラス以外のガラスの該当する種類に○印を付すこと。 ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。
	2.30.3.　窓ガラスに付された記号
	当該並行輸入自動車に備えられている窓ガラスの該当する記号を記載すること。
2.22.　排出ガス発散防止装置	2.31.　排出ガス発散防止装置
2.22.1.（略）	2.31.1.（略）
2.22.2.（略）	2.31.2.（略）
2.23.　灯火装置等	2.32.　灯火装置等
2.23.1.　走行用前照灯：個数及び色	2.32.1.　走行用前照灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.2.　すれ違い用前照灯：個数及び色	2.32.2.　すれ違い用前照灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.3.　車幅灯：個数及び色	2.32.3.　車幅灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.4.　側方灯：個数及び色	2.32.4.　側方灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数、色、面積及びワット数を記載す

新	旧
	ること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.5.　側方反射器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数及び色を記載すること。	2.32.5.　側方反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.6.　番号灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数及び色を記載すること。	2.32.6.　番号灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.7.　尾灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数及び色を記載すること。	2.32.7.　尾灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.8.　制動灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数及び色を記載すること。	2.32.8.　制動灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.9.　補助制動灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数及び色を記載すること。	2.32.9.　補助制動灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.10.　後退灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数及び色を記載すること。	2.32.10.　後退灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.11.　方向指示器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数及び色を記載すること。	2.32.11.　方向指示器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.12.　非常点滅表示灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数及び色を記載すること。	2.32.12.　非常点滅表示灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.13.　前部反射器：個数及び色	2.32.13.　前部反射器：個数及び性能

新	旧
当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.14.　後部反射器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。	2.32.14.　後部反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.15.　大型後部反射器：個数 当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数を記載すること。	2.32.15.　大型後部反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数、各色及び各面積を記載すること。 この場合において、平成23年9月1日以降に製作された自動車にあっては、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計、一片の長さ、幅及び黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、一片の長さの合計に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.24.　視野確保装置	2.33.　視野確保装置
2.24.1.（略）	2.33.1.（略）
2.24.2.（略）	2.33.2.（略）
2.24.3.（略）	2.33.3.（略）
2.25.　内圧容器	（新設）
2.25.1.　容量 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を記載すること。	
2.25.2.　最高使用圧力 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の最高使用圧力を記載すること。	
2.26.　その他の装置の装備状況	2.34.　その他
（削除）	2.34.1.　内圧容器：容量 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載すること。
（削除）	2.34.2.　内圧容器：最高使用圧力 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の最高使用圧力を記載すること。
2.26.1.（略）	2.34.3.（略）
2.26.2.　過回転防止装置：有・無 当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあっては、当該装置の作動回転数を記載すること。	（新設）
2.26.3.（略）	2.34.4.（略）
2.26.4.　イモビライザ：有・無	（新設）

新	旧
当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに○印を付すこと。	
	（新設）※別添３の別紙の 2.34.6.から移動
2.26.5.　車両安定性制御装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	2.34.6.　車両安定性制御装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
2.26.6.（略） （削除）※別添３の別紙の 2.26.5.に移動	2.34.5.（略） 2.34.6.　車両安定性制御装置：有・無 （略）
2.26.7.　前照灯夜間自動点灯機能：有・無 当該並行輸入自動車の前照灯夜間自動点灯機能（前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常に走行用前照灯又はすれ違い用前照灯のいずれかが点灯する機能をいう。）について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.8.（略）	2.34.7.（略）
2.26.9.　昼間走行灯：有・無 当該並行輸入自動車の昼間走行灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.10.　緊急制動表示灯：有・無 当該並行輸入自動車の緊急制動表示灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.11.　盗難発生警報装置：有・無 当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.12.（略）	2.34.8.（略）
2.26.13.　車両接近通報装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両接近通報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.14.（略）	2.34.9.（略）
2.26.15.（略）	2.34.10.（略）
2.26.16.　自動運行装置：有・無 当該並行輸入自動車の自動運行装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）

第１号様式（その１）（別添３関係）

並行輸入自動車届出書 年　月　日 殿	受付番号 受付印

第１号様式（その１）（別添３の 3.1.関係）

新規検査 予備検査 並行輸入自動車届出書 年　月　日 殿	受付番号 受付印

新旧対照表
122 / 135

新

届出者の氏名又は名称
住　　所
連絡先（責任者）
電　話　番　号

書面審査終了時の連絡	
要	不要

車　名		型　式	
車台番号又はシリアル番号			
原動機の型式		総排気量又は定格出力	ﾘｯﾄﾙ kW
種　別	普通・小型・大型特殊		
用　途	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械		
車体の形状			
並行輸入自動車の区分	指定自動車等と関連（指定自動車等の型式：　　）・不明		
保安基準適用年月日	年　月　日（判定資料：　　）		
その他			

（日本産業規格　A 列４番）

第１号様式（その２）（別添３関係）

車台番号又はシリアル番号の打刻等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

原動機打刻番号等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

（日本産業規格　A 列４番）

旧

届出者の氏名又は名称
住　　所
連絡先（責任者）
電　話　番　号
輸入者の氏名又は名称
住　　所

書面審査終了時の連絡	
要	不要

車名及び型式			
車台番号又はシリアル番号			
種　別	普通・小型・大型特殊	車体の形状	
用　途	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械		
並行輸入自動車の区分	指定自動車等と関連		不明
	型式	通称名	
指定自動車等との相違点（指定自動車等と関連の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。）：　有（　）・無（　）			

（日本産業規格　A 列４番）

第１号様式（その２）（別添３の 3.1.関係）

原動機又は電動機の型式		原動機の総排気量又は電動機の定格出力		ﾘｯﾄﾙ kW
車台番号又はシリアル番号の様式の解説 打刻等の位置 拓本貼付（貼付できない場合はその理由を記入する）		原動機打刻番号等の様式の解説 打刻等の位置 拓本貼付（貼付できない場合はその理由を記入する）		
保安基準に適合させるための改善事項等				

排出ガス発散防止装置

一酸化炭素等発散防止装置	種類	三元触媒	酸化触媒	EGR	ｴｱﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾘｰﾄﾞﾊﾞﾙﾌﾞ	O_2ｾﾝｻｰ
	個数						
	製作者名						

新旧対照表
123 / 135

新	旧

旧

	その他						

騒音防止装置

		個数	製作者名	性能確認	消音器の表示
消音器	主			□Ⓔ又はⓔ　□試験成績書 □WVTA ラベル その他（　　）	□Ⓔマーク　□ⓔマーク 標章又は商標（　　） 表示位置： □表示なし（純正品から変更なし）
	副			□Ⓔ又はⓔ　□試験成績書 □WVTA ラベル その他（　　）	□Ⓔマーク　□ⓔマーク 標章又は商標（　　） 表示位置： □表示なし（純正品から変更なし）

自動運行装置

自動運行装置；有・無	有	無

（日本産業規格　A 列 4 番）

第 2 号様式（別添 3 関係）

車両諸元概要表

（略）
（削除）
（削除）
（削除）
（略）
（削除）
（削除）
（略）

原動機及び動力伝達装置

（略）
（削除）
（略）
（削除）
（略）
（削除）

燃料装置

（略）

旧

第 2 号様式（別添 3 の 3.1. 関係）

車両諸元概要表

（略）		
特殊用途の目的		
特殊用途の特殊構造		
荷台の内側の寸法	長さ	cm
	幅	cm
	高さ	cm
（略）		
最大安定傾斜角度	左	度
	右	度
最高速度		km/h
（略）		

原動機又は電動機及び動力伝達装置

（略）	
最大トルク	N･m（kg･m）/min-1（rpm）
（略）	
過回転防止装置：有・無	有：作動回転数（　　rpm）　無
（略）	
減速機、分配機及び変向機の減速比	

燃料装置

（略）

新

電気装置

（略）

走行装置

（略）		
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWL マーク　JWL-T マーク　自動車製作者マーク SAE マーク　DOT マーク　その他（　　）
	後輪	JWL マーク　JWL-T マーク　自動車製作者マーク SAE マーク　DOT マーク　その他（　　）

（削除）

施錠装置

形式	ステアリングロック　ミッションロック　その他（　）
（削除）	
（削除）	

制動装置：主ブレーキ

（略）

制動装置：駐車ブレーキ

（略）

制動装置：非常ブレーキ

（略）

制動装置：分離ブレーキ

（略）

緩衝装置

ばね形式	（削除）	
	前輪	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）
	（削除）	
	後輪	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）

（削除）

（削除）

旧

電気装置

（略）

走行装置

（略）		
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWL マーク　JWL-T マーク　自動車製作者マーク SAE マーク　その他（　　）
	後輪	JWL マーク　JWL-T マーク　自動車製作者マーク SAE マーク　その他（　　）

かじ取装置

ハンドル：位置	右側　左側　中央

盗難防止装置

施錠装置：形式	ステアリングロック　ミッションロック　その他（　）
イモビライザ：有・無	有　無
盗難発生警報装置：有・無	有　無

制動装置：主ブレーキ

（略）

制動装置：駐車ブレーキ

（略）

制動装置：非常ブレーキ

（略）

制動装置：分離ブレーキ

（略）

緩衝装置

前輪	懸架方式	車軸　ウィッシュボーン　ストラット　その他（　　）
	ばね形式	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）
後輪	懸架方式	車軸　ウィッシュボーン　ストラット　その他（　　）
	ばね形式	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）

車枠

形式	梯子型　背骨型　モノコック　その他（　　）

連結装置

連結器形式	第 5 輪　ピッチポール　その他（　　）
前まわり半径	m

新	旧
	後まわり半径　m

乗車装置

（削除）		
（略）		
頭部後傾抑止装置	（削除）	
	（略）	
（略）		

（削除）

排出ガス発散防止装置
（略）

灯火装置等

走行用前照灯：個数及び色		個　色
すれ違い用前照灯：個数及び色		個　色
車幅灯：個数及び色		個　色
側方灯：個数及び色		個　色
側方反射器：個数及び色		個　色
番号灯：個数及び色		個　色
尾灯：個数及び色		個　色
制動灯：個数及び色		個　色
補助制動灯：個数及び色		個　色
後退灯：個数及び色		個　色
方向指示器：個数及び色	前面	個　色
	後面	個　色
	側面	個　色
非常点滅表示灯：個数及び色	前面	個　色
	後面	個　色
	側面	個　色
前部反射器：個数及び色		個　色
後部反射器：個数及び色		個　色
大型後部反射器：個数		個

乗車装置

座席	形式	前　中　後
	個数	前　個　中　個　後　個
（略）		
頭部後傾抑止装置	形式	一体式　差し込み式　その他（　）
	（略）	
（略）		

ガラス

前面ガラスの種類	合わせガラス　強化ガラス　その他（　）
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス　強化ガラス　その他（　）
窓ガラスに付された記号	前面：　側面：　後面：

排出ガス発散防止装置
（略）

灯火装置等

走行用前照灯：個数及び性能		個　色		W
すれ違い用前照灯：個数及び性能		個　色		W
車幅灯：個数及び性能		個　色	cm2	W
側方灯：個数及び性能	前部	個　色	cm2	W
	中央部	個　色	cm2	W
	後部	個　色	cm2	W
側方反射器：個数及び性能	前部	個　色	cm2	
	中央部	個　色	cm2	
	後部	個　色	cm2	
番号灯：個数及び性能		個　色		W
尾灯：個数及び性能		個　色	cm2	W
制動灯：個数及び性能		個　色	cm2	W
補助制動灯：個数及び性能		個　色		W
後退灯：個数及び性能		個　色	cm2	W
方向指示器：個数及び性能	前面	個　色	cm2	W
	後面	個　色	cm2	W
	側面	個　色	cm2	W
非常点滅表示灯：個数及び性能	前面	個　色	cm2	W
	後面	個　色	cm2	W
	側面	個　色	cm2	W
前部反射器：個数及び性能		個　色	cm2	
後部反射器：個数及び性能		個　色	cm2	
大型後部反射器：個数及び性能		個	反射部の色・合計面積	色　cm2

新旧対照表
126 / 135

新	旧
	蛍光部の色・合計面積　色　cm2
	反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計　mm
	一片の長さ　mm　幅　mm
	黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅　角度　°　幅　mm
	※光源がLEDの場合にはワット数に代えてLEDと記載すること。

視野確保装置
（略）

内圧容器

容量	ℓ
最高使用圧力	kPa

その他の装置の装備状況
（削除）
（削除）

分離時の安全装置：有・無	（略）
過回転防止装置：有・無	有：作動回転数（　rpm）　無
タイヤ空気圧監視装置：有・無	（略）
イモビライザ：有・無	有　無
車両安定性制御装置：有・無	有　無
衝突被害軽減制動制御装置：有・無	（略）
（削除）	
前照灯夜間自動点灯機能：有・無	有　無
配光可変型前照灯：有・無	（略）
昼間走行灯：有・無	有　無
緊急制動表示灯：有・無	有　無
盗難発生警報装置：有・無	有　無
車線逸脱警報装置：有・無	（略）
車両接近通報装置：有・無	有　無
事故自動緊急通報装置：有・無	（略）
側方衝突警報装置：有・無	（略）
自動運行装置：有・無	有　無

第３号様式（別添３関係）
並行輸入自動車届出書及び添付資料の取下願出書
（略）

視野確保装置
（略）

（新設）

その他

内圧容器：容量	ℓ
内圧容器：最高使用圧力	kPa
分離時の安全装置：有・無	（略）
（新設）	（新設）
タイヤ空気圧監視装置：有・無	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	
衝突被害軽減制動制御装置：有・無	（略）
車両安定性制御装置：有・無	有　無
（新設）	（新設）
配光可変型前照灯：有・無	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
車線逸脱警報装置：有・無	（略）
（新設）	（新設）
事故自動緊急通報装置：有・無	（略）
側方衝突警報装置：有・無	（略）
（新設）	（新設）

第３号様式（別添３の４.３.（１）関係）
並行輸入自動車届出書及び添付資料の取下願出書
（略）

新旧対照表
127 / 135

新	旧
（削除）	第４号様式（別添３の 6.2.11.関係） 総排気量計算書 算出規定：　①　円周率（π）：3.14 ②　内径及び行程については、単位を mm とし、小数第１位（小数第２位切り捨て）までの値 ③　インチから mm の換算については、インチ×25.4 で換算した小数第１位（小数第２位切り捨て）までの値 ④　総排気量は、単位を ℓ とし、小数第２位（小数第３位切り捨て）までとする。 内径　D　mm 行程　L　mm 気筒数　N 円周率　π　3.14 算出式 $総排気量 V = \frac{D^2 \times L \times N \times \pi}{4} \times 10^{-6}$ $= \frac{(\quad D \quad)^2 \times (\quad L \quad) \times (\quad N \quad) \times 3.14}{4} \times 10^{-6}$ $= (\qquad\qquad)\ell$ 総排気量　ℓ
第４号様式（別添３関係） 年　月　日 複数台数届出書 次に掲げる自動車は、同一構造の二輪自動車であり、打刻届出書及び同一構造証明書を添付し、複数台数届出とします。 なお、添付資料中の騒音ラベル、WVTA ラベル、FMVSS ラベル及び CMVSS ラベル（当該届出に活用するものに限る。）は、次に掲げる全ての自動車に同一様式のものが貼付されていることを宣言します。 また、新規検査等を受検する際には、審査終了時に指定された書面を提示します。 車台番号 ※必要に応じ欄を追加すること。	（新設）

新	旧
届出者の氏名又は名称： 第５号様式（別添３関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 同一構造証明書 Certificate of Identical Structure 次に掲げる自動車は、同一構造の自動車として製作したことを証明します。 This certifies that the following motor vehicle have been manufactured as motor vehicle of the same structure. 車台番号 Chassis No. ※必要に応じ欄を追加すること。 Add columns as necessary. 証明者の氏名 Certifier's Name　： 所属 Division　： 職名 Official title　： 電話番号 Phone number　： E メールアドレス E-Mail address　： 自動車製作者の名称 Manufacturer　： 自動車製作者の所在地 Manufacturer's address　： 証明者のサイン Certifier's Signature　：	（新設）
第６号様式（別添３関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 技術基準等適合証明書	第５号様式（別添３の 6.12.1.関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 技術基準等適合証明書

新	旧
Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 車台番号 Chassis No. （略） 証明者の氏名 Certifier's Name : 所属 Division : 職名 Official title : 電話番号 Phone number : E メールアドレス E-Mail address : 自動車製作者の名称 Manufacturer : 自動車製作者の所在地 Manufacturer's address : 証明者のサイン Certifier's Signature : 第７号様式（別添３関係） 年　月　日 技術基準等宣言書 次に掲げる事項について宣言いたします。 1.　適用する並行輸入自動車 車台番号又はシリアル番号： 2.　技術基準等の適合性を証する書面等 1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等と	Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 車名　通称名　車台番号 Make　Sales Name　Chassis No. （略） 証明者の氏名 Name : 所属 Division : 職名 Official title : 電話番号 Phone number : FAX 番号 Fax number : E メール E-Mail : 自動車製作者の名称及び所在地 Designation of Motor Vehicle Manufacturer and Address : 証明者のサイン Signature : 第６号様式（別添３の 6.12.5.関係） 年　月　日 技術基準等宣言書 次に掲げる事項について宣言いたします。 1.　適用する並行輸入自動車及び保安基準適用年月日 車台番号又はシリアル番号：　保安基準適用年月日：　年　月　日 2.　技術基準等の適合性を証する書面等 1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等と

新

し、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 29 条 窓ガラス	□試験成績書　□適合証明書　□Ⓔマーク　□窓ガラス記号 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 43 条の 10 車両後退通報装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□Ⓔマーク □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）

注：表中の略語の説明
・「試験成績書」　：当該並行輸入自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書
（略）　（略）
・「窓ガラス記号」　：細目告示第 117 条第８項の表で定める記号を撮影した写真
・「非破壊」　：保安基準第１条の３ただし書きを適用するもの

3.　技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
(1) （略）
(2) 1.に示す自動車は、2.に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。
(3) 届出者及び新規検査等の受検者が異なる場合にあっては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名又は名称：

第８号様式（別添３関係）
年　月　日
ラベル貼付者確認書

次に掲げる事項について宣言いたします。
1.ラベルにより判定する事項

旧

し、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 29 条 窓ガラス	□試験成績書　□適合証明書　□Ⓔマーク　□細目告示で規定する記号 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	□試験成績書 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

注：表中の略語の説明
・「試験成績書」　：当該自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書
（略）　（略）
・「細目告示で規定する記号」　：細目告示第 117 条第８項の表で定める記号を撮影した写真
・「非破壊」　：同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難な装置

3.　技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
(1) （略）
(2) 今般、検査を申請する 1.に示す自動車は、2.に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。
(3) 届出者及び新規検査等の申請者が異なる場合にあっては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名　：

第７号様式（別添３の 6.12.関係）
年　月　日
ラベル貼付者確認書

次に掲げる事項について宣言いたします。
1.ラベルにより判定する事項

新

□車名　□保安基準適用年月日　□許容限度　□技術基準等の適合性

2.～4.（略）

上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。

届出者の氏名又は名称：

第９号様式（別添３関係）

年　月　日

座席ベルト非装着時警報装置構造確認書

［保安基準適用年月日が令和２年９月１日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種自動車を含む）］

（略）

上記内容に相違ありません。

確認者の氏名又は名称：

住所　：

電話番号　：

第10号様式（別添３関係）

（略）			
並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査結果について			
（略）			
届　出　者			
車　　名		型　　式	
車台番号又はシリアル番号	※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の３桁目が「9」		
原動機の型式		総排気量又は定格出力	リットル kW
保安基準適用年月日			

現車審査における指示事項

自動車検査証の備考欄入力事項

（注：網羅的に記載するよう留意すること）

旧

□車名　□製作年月日　□許容限度　□技術基準等の適合性

2.～4.（略）

上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。

届出者の氏名　：

第８号様式（別添３の6.16.関係）

年　月　日

座席ベルト非装着時警報装置構造確認書

［保安基準適用年月日が令和２年９月１日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種自動車を含む）］

（略）

上記内容に相違ありません。

氏名又は名称　：

住所　：

電話番号　：

第９号様式（その1）（別添３の7.1.関係）

（略）	
並行輸入自動車届出書の審査結果について	
（略）	
届　出　者	
車　　名	
型　　式	
車台番号又はシリアル番号	※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の３桁目が「9」
原動機型式	
審査結果概要等	第９号様式（その２）による
備　　考	

新

その他

（削除）

第11号様式（別添３関係）

補正指示記録表

（略）

第12号様式（別添３関係）

年　月　日

殿

独立行政法人自動車技術総合機構
検査部

並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ

複数台数届出があった 1.の並行輸入自動車に係る事前審査管理番号をお知らせいたします。

なお、新規検査等の受検に際しては、本書面及び2.に記載した書面の原本を提示していただきますようお願いいたします。

旧

第９号様式（その２）（別添３の7.1.関係）

受付番号		決裁　年　月　日
届出者		
車名	型式	原動機型式

現車審査における指示事項

自動車検査証の備考欄入力事項

（注：網羅的に記載するよう留意すること）

その他

検査終了後の処理事項

職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車　　台			年　月　日
原　動　機			

第10号様式（別添３の6.関係）

補正指示記録表

（略）

（新設）

新	旧
また、この事前審査管理番号を活用して新規検査等を受検することができるのは、以下の有効期限までとします。 並行輸入自動車事前審査管理番号：　　有効期限：　　年　　月　　日 1.　自動車 車名：　　型式： 車台番号 ※必要に応じ欄を追加すること。 2.　現車審査時に提示を要する書面　※届出の内容に応じて確認が必要なものを記載すること。	
別添 4（4-15 関係） **改造自動車審査要領** 1.　目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の改造内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.～3.（略） 4.　届出書等 4.1.（略） 4.2.　届出書等の提出方法 （1）本則 4-15（2）で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ①　別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。 ア～オ（略） ②（略） ③　①と②が混在する届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。 （2）～（4）（略） 5.（略） 6.　書面審査の審査日数 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。	**別添 4（4-15 関係）** **改造自動車審査要領** 1.　目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更の申請を行おうとする者又は改造施工者から、当該自動車の構造・装置の改造内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.～3.（略） 4.　届出書等 4.1.（略） 4.2.　届出書等の提出方法 （1）本則 4-15（2）で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ①　別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部とする。 ア～オ（略） ②（略） ③　①と②が混在する届出書等については、地方検査部とする。 （2）～（4）（略） 5.（略） 6.　書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

新	旧
ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 7.～11.（略） 別表第 1～別表第 4（略） 第 1 号様式～第 7 号様式（略） **別添 5～別添 14**（略） **別添 15（7-119 関係）** **ワンマンバスの構造要件** **（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用）** 1.～2.（略） 3.　構造要件 3.1.～3.4.（略） 3.5.　後扉附近の旅客を確認する装置 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス（乗車定員 29 人以下のワンマンバスであって立席定員のないものを除く。）の後扉には、後扉附近の旅客を運転者が運転者席において確認できるように、(1) に掲げる直接確認方式の装置及び (2) に掲げる間接確認方式の装置を備えること。 ただし、乗車定員 30 人以上のワンマンバスであって後乗り前降り方式のもの及び乗降のはげしくない路線において使用するワンマンバスにあっては、(2) に掲げる間接確認方式の装置を省略することができる。 （1）～（2）（略） 3.6.～3.10.（略） ■一括改正事項 ・「WVTA ラベル又はプレート」を「WVTA ラベル」に変更する（166 箇所）	ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 7.～11.（略） 別表第 1～別表第 4（略） 第 1 号様式～第 7 号様式（略） **別添 5～別添 14**（略） **別添 15（7-119 関係）** **ワンマンバスの構造要件** **（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用）** 1.～2.（略） 3.　構造要件 3.1.～3.4.（略） 3.5.　後扉附近の旅客を確認する装置 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス（乗車定員 29 人以下のワンマンバスであって立席定員のないものを除く。）の後扉には、後扉附近の旅客を運転者が運転者席において確認できるように、(1) に掲げる直接確認方式の装置及び (2) に掲げる間接確認方式の装置を備えること。 ただし、乗車定員 30 人以上のワンマンバスであって後乗り前降り方式のもの及び乗降のはげしくない路線において使用するワンマンバスにあっては、3.5.1.2. に掲げる間接確認方式の装置を省略することができる。 （1）～（2）（略） 3.6.～3.10.（略）

附則（令和 7 年 3 月 13 日規程第 29 号）

1.　この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の複数台数届出に係る規定については、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

2.　様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 16 とすることができる。

3.　令和 7 年 9 月 30 日以前に審査する自動車及び令和 7 年 9 月 30 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、4-13 及び別添 2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の 4-13 及び別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。
また、第 6-2 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第 6-2 号様式とすることができる。

4.　令和 7 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。

OBD検査対象車の受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

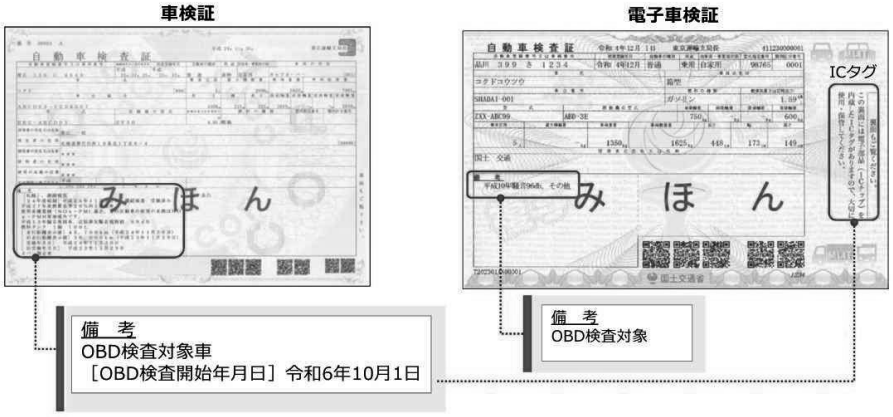

2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。

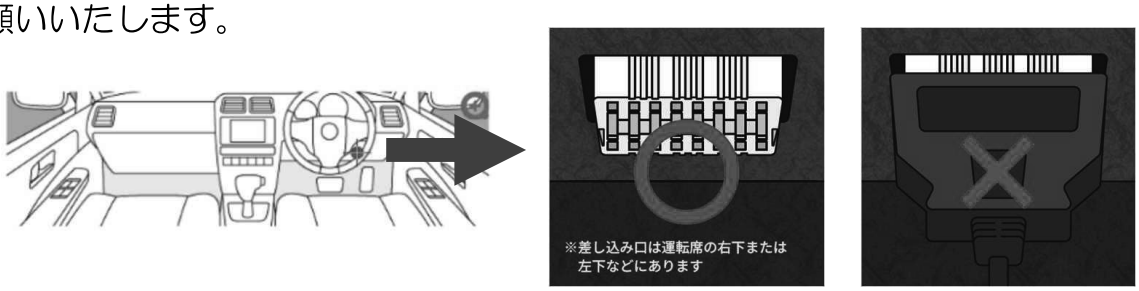

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年4月21日(月)よりオンライン届出システムにて新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

現在、並行輸入自動車事前書面審査に対応しているオンライン届出システムにて、新たに新規検査等届出の対応を開始します。

インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、２４時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

オンライン届出システムへは、以下のURL又は、
機構HPよりログインください。

https://naltecsss.service-now.com/naltec

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構　企画部企画課　（TEL:03-5363-3441）

システムの概要説明は
以下よりご覧下さい。

https://youtu.be/rY3kihzeG4Q
YouTube掲載動画へのリンクです。

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和６年10月28日(月)より並行輸入自動車の事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、２４時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は
以下よりご覧下さい。

https://youtu.be/ytmNFZGVi3o
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。
自動車技術総合機構　企画部企画課　（TEL:03-5363-3441）

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車 (注) 指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置　　：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること

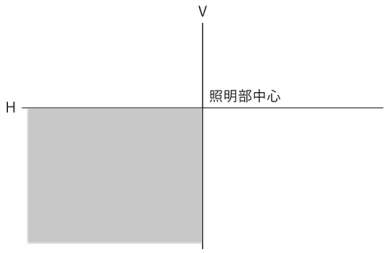

又は

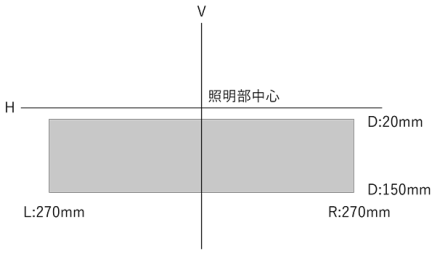

※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC National Agency for Automobile and Land Transport Technology

軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ

令和6年8月

車検時にはヘッドライトテスタを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテスタを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。

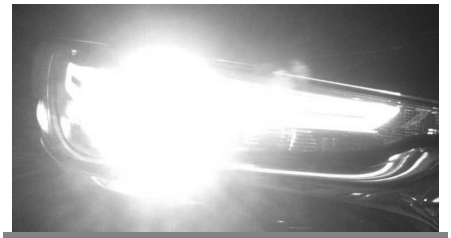

対向車のまぶしいヘッドライト

バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

国土交通省　独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC National Agency for Automobile and Land Transport Technology　軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

ロービームの光度及び向きの

適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

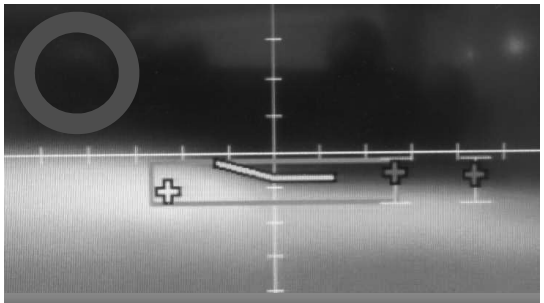

正常な光度と配光

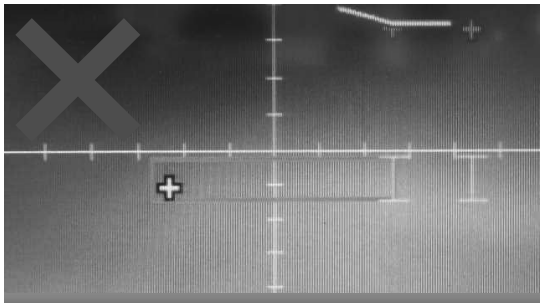

光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。

レンズ面のくもり

内部リフレクタの劣化

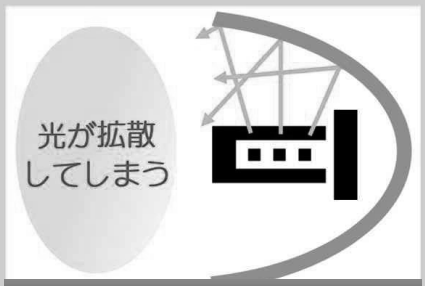

相性の悪いバルブに交換

国土交通省　NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology　軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査実施のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における的確で厳正かつ公正な検査を実施するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
　ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
　イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
　ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
　エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
　オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
　カ 窓ガラスが取外されていない状態
　キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
　ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
　ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
　コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
　サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
　シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
　ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
　セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
　ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
　　(ｱ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
　　(ｲ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
　　(ｳ) (ｱ)又は(ｲ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
　タ OBD検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月

秩序維持のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における秩序を維持するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
　また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課　検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でＯＢＤ検査が実施できない車両について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に対し通知しましたので、ご了知願います。

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部長　殿
軽自動車検査協会検査部長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課　検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でＯＢＤ検査が実施できない車両について（注意喚起）

ＯＢＤ検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（ＲＥＡＤＹの状態））で行うこととされております。

今般、ＯＢＤ検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（ＲＥＡＤＹ　ＯＦＦの状態）となり、ＯＢＤ検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のＯＢＤ検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（ＲＥＡＤＹの状態）を維持し、ＯＢＤ検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課　検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でＯＢＤ検査が実施できない車両について（注意喚起）

ＯＢＤ検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（ＲＥＡＤＹの状態））で行うこととされております。

今般、ＯＢＤ検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（ＲＥＡＤＹ　ＯＦＦの状態）となり、ＯＢＤ検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のＯＢＤ検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（ＲＥＡＤＹの状態）を維持し、ＯＢＤ検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

別紙

運転席のドアを開けた状態でＯＢＤ検査が実施できない車種
（令和６年９月末時点）

１．ＢMW／ＭＩＮＩ

１－１．該当車種

同社製ＯＢＤ検査対象型式のうち電気自動車、ハイブリッド自動車の全て。

１－２．該当車種における仕様

１－１．の車種において、運転席のドアを開けると自動的にエンジン停止（ＲＥＡＤＹ　ＯＦＦ）状態となる。

１－３．該当車種においてＯＢＤ検査を正しく実施する方法

以下のいずれかに示す状態であれば、１－２．の仕様を回避してアイドリング状態（ＲＥＡＤＹの状態）を維持し、ＯＢＤ検査を正しく実施することが可能。

① 運転席のドアを閉めた状態

② 以下の手順を実施した状態

イ） 車室内に有効なリモートコントロールキーがある状態で、運転席のドアを開ける。

ロ） ブレーキを操作しない状態で、スタート／ストップボタンを 0.8 秒以内に３回押し、診断モードにする。

※１ 診断モードに入ると、メーター内に「診断モードが有効です」と短時間表示される。（ハイブリッドモデルでは、エンジン警告灯が点灯する場合がある。）

※２ 診断モードを終了する場合は、スタート／ストップボタンを押す、又は運転席のドアを閉じる。（後者では診断モードが終了しないモデルもある。）

２．メルセデス・ベンツ

２－１．該当車種

同社製ＯＢＤ検査対象型式の全て。

２－２．該当車種における仕様

２－１．の車種において、運転席のシートベルトを非装着状態かつ運転席のドアを開けた状態で３分または２０分（型式・年式によって仕様が異なる）経過すると、自動的にエンジン停止（ＲＥＡＤＹ　ＯＦＦ）状態となる。

※ 当該仕様によりエンジン停止（ＲＥＡＤＹ　ＯＦＦ）状態となる前に、インストルメント・クラスタ上にその旨が表示される。

２－３．該当車種においてＯＢＤ検査を正しく実施する方法

以下に示す状態であれば、２－２．の仕様を回避してアイドリング状態（ＲＥＡＤＹの状態）を維持し、ＯＢＤ検査を正しく実施することが可能。

① 運転席のドアを閉めた状態

② 運転席のシートベルトを締めた状態（着座しているかどうかは問わない）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和７年７月８日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて
～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

１．認証工場の機器要件の見直し
２．指定工場（大型）の最低工員数の緩和
３．自動運転車の検査員要件の強化
４．自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
５．「電子」点検整備記録簿の解禁
６．オンライン研修・講習の解禁
７．スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】　物流・自動車局 自動車整備課　久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424）　直通 03-5253-8599

（別紙）

（概要）自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

（１）見直し概要

１．認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号）に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ及びターニング・ラジアス・ゲージを削除する。

② 比重計を比重計又はバッテリ・テスタに変更する。

③ エンジン・タコテスタをエンジン・タコテスタ又は整備用スキャンツールに変更する。

④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。

⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する（大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。）。

⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ルブリケータについて、普通自動車（大型）、普通自動車（中型）又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限って備えることとする。

２．指定工場（大型）の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「５人以上」から「４人以上」に緩和する。

３．自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」（昭和 37 年運輸省令第 49 号）に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

４．自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」（昭和 26 年運輸省令第 71 号）に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を３分の１短縮する。

② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を２分の１短縮する。

③ 自動車タイヤ整備士等（特殊自動車整備士）の受験資格に係る実務経験期間を３分の１短縮する。

５．「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

６．オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。

② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。

③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

７．スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の５つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（２）今後のスケジュール

公布・施行　令和７年７月８日

※　３．の施行にあっては令和 11 年４月１日

　　７．の施行にあっては令和７年 10 月８日

（参考）各アップデートの解説

国土交通省

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、認証工場の機器要件を見直す

廃止

- タイヤの傾きを測定する機器（3つ）
  → 設置不要とする
  （※現在は、アライメントテスタでの測定又は外注が一般的）
- 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器（3つ）
  → 普通（大型・中型）・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- エンジン、バッテリの機能確認のための機器（3つ）
  → 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- 整備用スキャンツールの設置を必須とする
  （新規認証等から適用）

2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場（大型）の最低工員数を緩和 （5人→4人）

① 省力化設備・機器が導入されていること
② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
③ 工員の処遇が確保されていること
④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場（中型・小型・二輪）の最低工員数（4人）の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための実務経験期間を短縮（座学で補完）

2級自動車整備士　3年 → 2年
3級自動車整備士　1年 → 6月
特殊自動車整備士　2年 → 1年4カ月

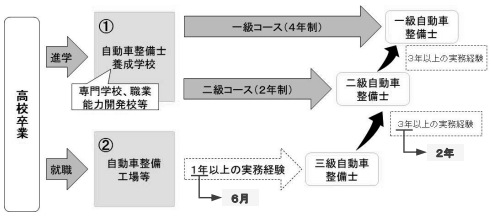

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする
（ただし、求められた場合に速やかに提示できること）

⇒ **整備工場が電子的に発行可能に**

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修（法令）」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、目視に代えて、スキャンツール等による確認でも可とする範囲を拡大する

【今後のスケジュール】　公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日（1．2．4．5．6）　令和7年10月8日（7．）　令和11年4月1日（3．）

1

1. 認証工場の機器要件の見直し

国土交通省

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要（省令）

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※

①トーインゲージ

②キャンバーキャスタゲージ

③ターニングラジアスゲージ

設置を不要とする
※ アライメントテスタによる測定又は外注が一般的

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器

④ホイールプーラ

⑤グリースガン/シャシ・ルブリケータ

⑥ベアリングレース プーラ

普通（大型）・普通（中型）・大特を扱う工場を除き設置を不要とする

整備用スキャンツール等で代替可

⑦比重計

⑧エンジンタコテスタ

⑨タイミングライト

⑦はバッテリテスタ、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする

追加

電子整備に必要

⑩整備用スキャンツール

認証の新規取得時等から義務付け

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日
その他：整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2

2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

国土交通省

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要（通達）

以下の要件を満たす指定工場（大型）の最低工員数を緩和（5人→4人）

① 省力化設備・機器が導入されていること
② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
③ 工員の処遇が確保されていること
④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場（中型・小型・二輪）の最低工員数（4人）については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日

3

3. 自動運転車の検査員要件の強化

国土交通省

背景

- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要（省令）

自動運転車（レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両）の検査を行う自動車検査員は、
現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。

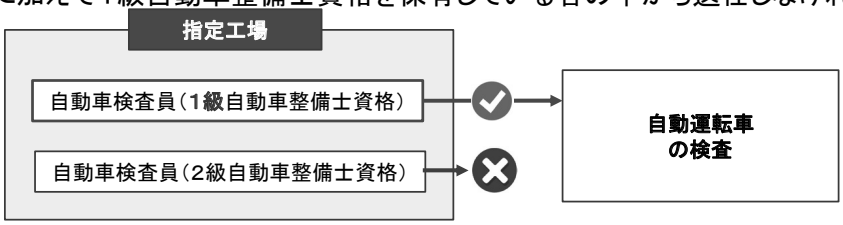

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：令和11年4月1日
その他：施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

国土交通省

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
  ※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
  そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な　実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	2年
3級自動車整備士	1年	→	6月
特殊自動車整備士	2年	→	1年4カ月

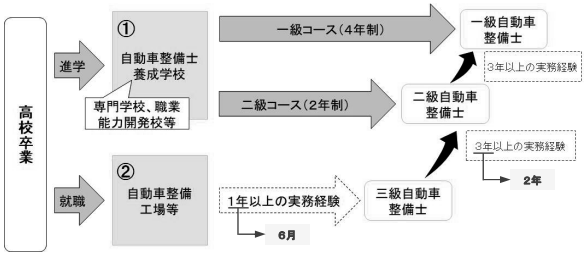

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日

5

5.「電子」点検整備記録簿の解禁

国土交通省

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」（紙）を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要（省令）

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。（紙による保存も引き続き可）

保存方法

- スマートフォン等の保存ファイル
- SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日

6

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

国土交通省

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
（実技講習は、引き続き、対面で実施）

ライブ配信形式

サテライト配信形式

動画配信形式

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：公布の日

7

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

国土交通省

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要（告示）

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】
①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】
②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
③倍力装置（ブレーキ・ブースター）の機能
④二次空気供給装置の機能
⑤排気ガス再循環装置の機能

例：ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

（従来）
ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定

ペダルと床のすき間

（今後）
・スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減（平均）

今後のスケジュール

公　布：令和7年7月8日
施　行：令和7年10月8日

8

国 自 整 第 77 号
令和７年７月８日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、５人以上の工員を必要としているところであるが、現行の要件が規定された平成19年４月と比べると、整備作業の省力化に資する設備や機器の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

また、令和６年６月に閣議決定された「規制改革実施計画について」（令和６年６月21日閣議決定）において、「自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。」とされているところである。

これらを踏まえ、下記の通達について、別添１から３のとおり新旧対照表により改正したので、了知されるとともに遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

記

１．自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
２．「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について
３．電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について　（依命通達）

別紙

国自整第77号の２
令和７年７月８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　会長
一般社団法人日本自動車工業会　会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会　会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会　会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会　会長
一般社団法人日本建設機械工業会　会長
一般社団法人日本産業車両協会　会長
一般社団法人日本農業機械工業会　会長
日本自動車輸入組合　理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会　会長
ＢＳサミット事業協同組合　会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会　会長
全国タイヤ商工協同組合連合会　会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会　会長
全国自動車短期大学協会　会長
全国自動車教育研究会　会長
全国オートバイ協同組合連合会　会長
殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局長
（　公　印　省　略　）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和２年４月１日付け、国自整第 353 号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第 353 号 令和２年４月１日 国自整第 77 号 最終改正　令和７年７月８日	国自整第 353 号 令和２年４月１日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
物流・自動車局長	物流・自動車局長
自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
本文　（略）	本文　（略）
別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領
目次　第１節～第６節（略）	目次　第１節から第６節（略）
第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）	第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9)（略）
(10)「大型車」とは、車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。	（新設）
(11)「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。 ア　電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。） イ　ホイールドーリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。） ウ　増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）	（新設）
(12)「訪問特定整備」とは、実施規程第２条第１号に規定する訪問特定整備をいう。	(10)「訪問特定整備」とは、実施規程第２条第１号に規定する訪問特定整備をいう。
(13)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第２条第２号に規定する限定訪問特定整備をいう。	(11)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第２条第２号に規定する限定訪問特定整備をいう。
(14)「訪問特定整備等」とは、実施規程第３条第１項に規定する訪問特定整備等をいう。	(12)「訪問特定整備等」とは、実施規程第３条第１項に規定する訪問特定整備等をいう。
(15)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第３条第３項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。	(13)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第３条第３項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
(16)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。	(14)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。
(17)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第５条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。	(15)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第５条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
(18)「訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第１項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届	(16)「訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第１項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届

出に係る事業場の従業員をいう。 (19)「準訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第２項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (20)「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第４条第３項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (21)「訪問特定整備士等」とは、実施規程第４条第４項に規定する訪問特定整備士等をいう。 (22)「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第６条に規定する訪問特定整備等教育をいう。 第２節～第６節（略） 附則 １．～７．　（略） 附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～３．（略） 附則　（令和７年３月 31 日　国自整第 232 号） 本改正規定は、令和７年３月 31 日から施行する。ただし、第６節あっては令和７年６月 30 日から施行する。 附則　（令和７年７月８日　国自整第 77 号） １．本改正規定は、令和７年７月８日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。 ２．自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和	出に係る事業場の従業員をいう。 (17)「準訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第２項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (18)「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第４条第３項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (19)「訪問特定整備士等」とは、実施規程第７条第４号に規定する訪問特定整備士等をいう。 (20)「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第６条に規定する訪問特定整備等教育をいう。 第２節～第６節（略） 附則 １．～７．　（略） 附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～３．（略） 附則　（令和７年３月 31 日　国自整第 232 号） 本改正規定は、令和７年３月 31 日から施行する。ただし、第６節あっては令和７年６月 30 日から施行する。 （新設）

７年国土交通省令第 82 号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添６　第２　３(1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキャンツールを除く。 別添１ 目次（略） 第１　目的（略） 第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い １～５（略） ６ 施行規則第３条第８号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第３条第８号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。 (1)　９(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2)　自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね１時間以内の位置にあること。 ７～９（略） 別添２～別添３の３（略） 別添４　整備主任者研修実施要領 目次（略） 第１　目的（略） 第２　研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。	別添１ 目次（略） 第１　目的（略） 第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い １～５（略） ６ 施行規則第３条第８号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第３条第８号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。 (1)　８(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2)　自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね１時間以内の位置にあること。 ７～９（略） 別添２～別添３の３（略） 別添４　整備主任者研修実施要領 目次（略） 第１　目的（略） 第２　研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1　法令研修 ⑴～⑷　（略） ⑸　研修人員 　同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 ⑹～⑻　（略） ⑼　オンラインによる研修の実施 　研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。 2　技術研修 ⑴～⑻　（略） ⑼　オンラインによる研修の実施 　実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。 別添５　自動車検査員研修実施要領 １～５　（略） ６　研修人員 　同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 ７～９　（略）	1　法令研修 ⑴～⑷　（略） ⑸　研修人員 　同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 ⑹～⑻　（略） （新設） 2　技術研修 ⑴～⑻　（略） （新設） 別添５　自動車検査員研修実施要領 １～５　（略） ６　研修人員 　同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 ７～９　（略）

10　オンラインによる研修の実施 　研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第 70 号）に定める事項について留意すること。 別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第１（略） 第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い １～２（略） ３　訪問特定整備の作業場所 　実施規程第２条第１号の「施行規則第 57 条第１号から第５号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 ⑴　分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。 ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～キ　（略） ⑵　電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整	（新設） 別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第１（略） 第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い １～２（略） ３　訪問特定整備の作業場所 　実施規程第２条第１号の「施行規則第 57 条第１号から第５号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 ⑴　分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。 ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～キ　（略） ⑵　電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

備を行う場合にあってはこの限りでない。 ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～ク（略） ４～５（略） ６　実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 ⑴～⑵　（略） ⑶　訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第３（略） 第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２及び実施規程第７条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ	ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～ク（略） ４～５（略） ６　実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 ⑴～⑵　（略） ⑶　訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第３（略） 第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２及び実施規程第７条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 ⑴　分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　当該事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　当該事業場に少なくとも１人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。⑶　イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。 ウ　当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑵　電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、	ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 ⑴　分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　当該事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　当該事業場に少なくとも１人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。 ウ　当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑵　電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ　（略） ⑶　分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙３の２　番号 1-1-2 のただし書きの規定に該当しない場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ　（略） ⑷～⑹　（略） ２～14　（略） 別紙１　（略）	実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ　（略） ⑶　分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ　（略） ⑷～⑹　（略） ２～14　（略） 別紙１　（略）

別紙２　一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項　目	一種整備工場	二種整備工場	備　　考
A	１－１	工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）	１０人以上	４人以上	
	１－２	工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合）	１０人以上	５人以上ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保	

別紙２　一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項　目	一種整備工場	二種整備工場	備　　考
A	１	工員数	１０人以上	４人以上ただし、対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上	
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	

				されているものであって、次に掲げる①又は②を満たす場合には、４人以上 ①工員の処遇が適切に確保されていること ②工員の質が適切に確保されていること	
	2	（略）	（略）	（略）	（略）
	3	（略）	（略）	（略）	（略）
B～G	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	2	（略）	（略）	（略）	（略）
	3	（略）	（略）	（略）	（略）
B～G	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

H	1	電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ	ニ	◇	
	2	ホイールドーリー	ニ	◇	
	3	増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ	ニ	◇	

（注）１．◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
２．○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
３．△印は、保有することが望ましいことを示す。
４．◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が４人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。

別紙２の２～別紙３　（略）

	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	

（注）１．◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
２．○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
３．△印は、保有することが望ましいことを示す。
（新設）

別紙２の２～別紙３　（略）

別紙３の２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

１　工員数、設備の有無等の基準

番号	項　目	審査の基準	備　考
1-1-1	工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）	４人以上	
1-1-2	工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合）	５人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げる①又は②を満たす場合には、４人以上 ①工員の処遇が適切に確保されていること ②工員の質が適切に確保されていること	
1-2 ～ 1-13	（略）	（略）	（略）
1-14	電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ	◇	
1-15	ホイールドーリー	◇	
1-16	増力装置付きシグナル式トルクレンチ 又はトルク設定型インパクトレンチ	◇	

（注）１．◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
２．○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
３．△印は、保有することが望ましいことを示す。
４．◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が４人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す。

別紙３の２　指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

１　工員数、設備の有無等の基準

番号	項　目	審査の基準	備　考
1-1	工員数	４人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上	
（新設）	（新設）	（新設）	
1-2 ～ 1-13	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	

（注）１．◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
２．○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
３．△印は、保有することが望ましいことを示す。
（新設）

２～４（略） 別紙３の３～別紙３の８（略） 別紙４　訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 １（略） ２　自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第３条第２項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。	２～４（略） 別紙３の３～別紙３の８（略） 別紙４　訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 １（略） ２　自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第３条第１項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

別紙５
様式１

様式１

訪問特定整備等の（ 変更 ）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和　　年　　月　　日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第３条の規定により別紙書面を添え届け出ます。
(注)該当しない欄は記載を省略することができる。（全ての欄に記載）
(注)必要に応じて、記載枠を増減・拡大または縮小することができる。（全ての欄に記載）

訪問特定整備の届出	※１	限定訪問特定整備の届出	※２

（注）訪問特定整備のみを行う事業者は※１欄，限定訪問特定整備のみを行う事業者は※２欄，訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※１欄及び※２欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。

１　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報

（ふりがな） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	

２　本届出に係る事業場（３の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

（ふりがな） 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

別紙５
様式

様式１

訪問特定整備等の（ 変更 ）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和　　年　　月　　日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第３条の規定により別紙書面を添え届け出ます。
(注)該当しない欄は記載を省略することができる。（全ての欄に記載）
(注)必要に応じて、記載枠を増減・拡大または縮小することができる。（全ての欄に記載）

訪問特定整備の届出	※１	限定訪問特定整備の届出	※２

（注）訪問特定整備のみを行う事業者は※１欄，限定訪問特定整備のみを行う事業者は※２欄，訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※１欄及び※２欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。

１　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報

（ふりがな） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	

２　本届出に係る事業場（３の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

（ふりがな） 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

3-① 訪問特定整備等管理者の情報

[ふりがな] 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

3-② 訪問特定整備士の情報

[ふりがな] 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めての訪問特定整備等の開始日

開始年月日	令和　年　月　日

3-① 訪問特定整備等管理者の情報

[ふりがな] 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

3-② 訪問特定整備士の情報

[ふりがな] 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

（新設）

4 訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和　年　月　日

様式２

様式２

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年　月　日	① ② ③

様式２

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

3-④　訪問車体・電気装置整備士の情報				
（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験※の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④　訪問車体・電気装置整備士の情報				
（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日
	年　月　日	① ② ③		年　月　日

（新設）

別紙３－１

5-①　訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 （都道府県を跨ぐ場合のみ） ※おおむね１時間以内のこと	

（注）訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

5-②-1　他事業場の情報	
（ふりがな）	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
（ふりがな）	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

（注）訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

別紙３－１

5-①　訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 （都道府県を跨ぐ場合のみ） （新設）	

（新設）

5-②-1　他事業場の情報	
（ふりがな）	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
（ふりがな）	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

（新設）

5-②-2　他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

（注）3日（条件を満たす離島は5日）を超えない期間

5-②-3　他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2　他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

（新設）

5-②-3　他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

様式３－２－１

様式３－２－１

5-①　訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合のみ）※おおむね1時間以内のこと	

（注）訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

5-③-1　屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m²	m	
部品整備作業場			m²	m	
点検作業場	m	m	m²	m	
車両置場	m	m	m²		

（注）訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-③-2　電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m²		
	（　）m	（　）m	（　）m²	（　）m	
車両置場	m	m	m²		

（注）訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式３－２－１

様式３－２－１

5-①　訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合のみ）（新設）	

（新設）

5-③-1　屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m²	m	
部品整備作業場			m²	m	
点検作業場	m	m	m²	m	
車両置場	m	m	m²		

（新設）

5-③-2　電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m²		
	（　）m	（　）m	（　）m²	（　）m	
車両置場	m	m	m²		

（新設）

5-③-3　作業機械等

	名　称		型式・能力　等	数　量	設置又は持参
作業機械	〈略〉				
作業計器	〈略〉				
点検計器及び点検装置	サーキット・テスタ				
	比重計又はバッテリ・テスタ				
	コンプレッション・ゲージ	〈ｶﾞｿﾘﾝ用〉			
		〈ｼﾞｰｾﾞﾙ用〉			
	ハンディ・バキューム・ポンプ				
	エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール				
	タイミング・ライト又は整備用スキャンツール				
	シックネス・ゲージ				
	ダイヤル・ゲージ				
	〈削除〉				
	〈削除〉				
	〈削除〉				
	タイヤ・ゲージ				
	検車装置				
	一酸化炭素測定器				
	炭化水素測定器				
	整備用スキャンツール				
工具	〈略〉				
備考					

（注）訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の全てに必要な、作業機械等を備えていること。

5-③-3　作業機械等

	名　称		型式・能力　等	数　量	設置又は持参
作業機械	〈略〉				
作業計器	〈略〉				
点検計器及び点検装置	サーキット・テスタ				
	比重計				
	コンプレッション・ゲージ	〈ｶﾞｿﾘﾝ用〉			
		〈ｼﾞｰｾﾞﾙ用〉			
	ハンディ・バキューム・ポンプ				
	エンジン・タコ・テスタ				
	タイミング・ライト				
	シックネス・ゲージ				
	ダイヤル・ゲージ				
	トーイン・ゲージ				
	キャンバ・キャスタ・ゲージ				
	ターニング・ラジアス・ゲージ				
	タイヤ・ゲージ				
	検車装置				
	一酸化炭素測定器				
	炭化水素測定器				
	整備用スキャンツール				
工具	〈略〉				
備考					

（新設）

5-③-4　電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5　5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

（注）３日（条件を満たす離島は５日）を超えない期間

5-③-6　5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-4　電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5　5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

（新設）

5-③-6　5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

様式３－２－２

様式３－２－２

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図及び写真

住 所	

〈例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載〉

※写真は別ファイルによる提出でも可

様式３－２－２

様式３－２－２

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住 所	

〈例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載〉

様式４

様式４

（別添６第４ １(6)に該当する場合のみ作成）

6 訪問特定整備等を開始する日の６か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ～ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式４

様式４

6 訪問特定整備等を開始する日の６か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ～ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式５	（新設）
様式５ 訪問特定整備等の廃止届出 令和　　年　　月　　日 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第３条の規定により届け出ます。 １　訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者等の情報 （ふりがな） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称 当該事業者の住所 当該事業者の電話番号 当該事業者の電子メールアドレス 当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス ２　本届出に係る事業場（３の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報 （ふりがな） 事業場の名称 当該事業場の所在地 当該事業場の電話番号 当該事業場の電子メールアドレス 当該事業場の認証番号	
別紙６～別紙７　（略）	別紙６～別紙７　（略）

別添２

「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」
（令和５年８月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改　正　後	改　正　前
別添 自動車整備士技能検定規則の細目 1.　自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。 1.1.～1.3.　（略） 1.4.　検定規則第20条第２項及び第３項に定める受験資格を有することを証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定規則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証明書、その他をいう。 2.～4.　（略） 別紙１　（略） 別紙２　自動車整備士養成施設の指定等の基準 Ⅰ　一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅰ－１　三級自動車整備士の養成課程 Ⅰ－１－１～Ⅰ－１－８　（略） Ⅰ－１－９　オンラインによる教育の実施 教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ	別添 自動車整備士技能検定規則の細目 1.　自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。 1.1.～1.3.　（略） （新設） 2.～4.　（略） 別紙１　（略） 別紙２　自動車整備士養成施設の指定等の基準 Ⅰ　一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅰ－１　三級自動車整備士の養成課程 Ⅰ－１－１～Ⅰ－１－８　（略） （新設）

り教育を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。	
Ⅰ－２　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８及びⅠ－１－９の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅰ－２　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６及びⅠ－１－８の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅰ－２－１～Ⅰ－２－５　（略）	Ⅰ－２－１～Ⅰ－２－５　（略）
Ⅰ－３　一級自動車整備士の養成課程 一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８及びⅠ－１－９の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅰ－３　一級自動車整備士の養成課程 一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６及びⅠ－１－８の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅰ－３－１～Ⅰ－３－５　（略）	Ⅰ－３－１～Ⅰ－３－５　（略）
Ⅰ－４　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－８及びⅠ－１－９の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅰ－４　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５及びⅠ－１－８の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅰ－４－１～Ⅰ－４－６　（略）	Ⅰ－４－１～Ⅰ－４－６　（略）
Ⅱ　二種養成施設の指定基準 二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。	Ⅱ　二種養成施設の指定基準 二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
Ⅱ－１　三級自動車整備士の養成課程 三級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－３からⅠ－１－５まで、Ⅰ－１－７及びⅠ－１－９の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－１　三級自動車整備士の養成課程 三級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－３からⅠ－１－５まで、及びⅠ－１－７の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－１－１～Ⅱ－１－４　（略）	Ⅱ－１－１～Ⅱ－１－４　（略）
Ⅱ－２　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅰ－２－３からⅠ－２－５まで、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－２　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－２－３からⅠ－２－５まで、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－２－１・Ⅱ－２－２　（略）	Ⅱ－２－１・Ⅱ－２－２　（略）
Ⅱ－３　一級自動車整備士の養成課程 一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅰ－３－３、Ⅰ－３－４、Ⅰ－３－５（⑶を除く。）、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－３　一級自動車整備士の養成課程 一級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－３－３、Ⅰ－３－４、Ⅰ－３－５（⑶を除く。）、Ⅱ－１－３及びⅡ－１－４の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－３－１・Ⅱ－３－２　（略）	Ⅱ－３－１・Ⅱ－３－２　（略）
Ⅱ－４　自動車タイヤ整備士の養成課程 自動車タイヤ整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－４　自動車タイヤ整備士の養成課程 自動車タイヤ整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５　（略）	Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５　（略）
Ⅱ－５　自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－５　自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－５－１～Ⅱ－５－５　（略）	Ⅱ－５－１～Ⅱ－５－５　（略）
Ⅱ－６　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－９、Ⅰ－４－６、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅱ－６　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－４－６、Ⅱ－１－４及びⅡ－２－１の規定によるほか、次に規定するところによること。
Ⅱ－６－１～Ⅱ－６－４　（略）	Ⅱ－６－１～Ⅱ－６－４　（略）
Ⅲ　自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合にあたっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。	Ⅲ　自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合にあたっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
Ⅲ－１　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８、Ⅰ－１－９、Ⅰ－２－３及びⅠ－２－４の規定によるほか、次に規定するところによること。	Ⅲ－１　二級自動車整備士の養成課程 二級自動車整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－６、Ⅰ－１－８、Ⅰ－２－３及びⅠ－２－４の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２　（略） Ⅲ－２　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－８、Ⅰ－１－９、Ⅰ－４－３、Ⅰ－４－４及びⅠ－４－５の規定によるほか、次に規定するところによること。 Ⅲ－２－１・Ⅲ－２－２　（略） Ⅳ　自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準 　自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合にあたっては、Ⅰ－１－１及びⅠ－１－３からⅠ－１－９までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 　なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅳ－１　（略） 別表１～別表８　（略）	Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２　（略） Ⅲ－２　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 　自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、Ⅰ－１－５、Ⅰ－１－８、Ⅰ－４－３、Ⅰ－４－４及びⅠ－４－５の規定によるほか、次に規定するところによること。 Ⅲ－２－１・Ⅲ－２－２　（略） Ⅳ　自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準 　自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合にあたっては、Ⅰ－１－１及びⅠ－１－３からⅠ－１－８までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 　なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 Ⅳ－１　（略） 別表１～別表８　（略）

附　則（令和７年７月８日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和７年７月８日から施行する。

別添３

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」
（令和２年２月６日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改　正　後	改　正　前
別紙 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領 １．　（略） ２．電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 ⑴～⑼　（略） ⑽　オンラインによる講習の実施 　実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより講習を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和７年７月８日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。	別紙 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領 １．　（略） ２．電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 ⑴～⑼　（略） （新設）

附　則（令和７年７月８日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和７年７月８日から施行する。

国 自 整 第 70号
令和７年７月８日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について

今般、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の関係省令に基づき定められている自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項を別添のとおり定めたので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

また、本通達の制定に伴い、下記の通達は廃止する。

記

１.新型コロナウイルス対策に係る一種養成施設における対応について（令和２年４月３日付け、国自整第７号）
２．自動車整備士養成施設の養成手法に関する試験的取組について（令和４年３月31日付け、国自整第314号）
３.「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習」、「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」の実施方法について（令和５年５月24日付け、国自整第26号）

別紙

国自整第70号の２
令和７年７月８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　会長
一般社団法人日本自動車工業会　会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会　会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会　会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会　会長
一般社団法人日本建設機械工業会　会長
一般社団法人日本産業車両協会　会長
一般社団法人日本農業機械工業会　会長
日本自動車輸入組合　理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会　会長
ＢＳサミット事業協同組合　会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会　会長
全国タイヤ商工協同組合連合会　会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会　会長
全国自動車短期大学協会　会長
全国自動車教育研究会　会長
全国オートバイ協同組合連合会　会長
殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（　公　印　省　略　）

道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

別添

道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項

１．基本方針

「道路運送車両法施行規則」（昭和26年運輸省令第74号）に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習、「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士養成施設の教育（以下「研修等」という。）について適用する。

２．留意事項

⑴　研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。

⑵　オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

①　対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。

②　受講者のなりすまし等を防止するために個人ＩＤやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。

③　受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。

④　研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。

⑤　その他法令の規定を遵守すること。

３．配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

⑴　サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

⑵　ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

⑶　オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

4．実施方法

「3．配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

⑴　サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

①　本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。

②　別会場には、講師の補助者を配置すること。

③　別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。

④　不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

⑵　ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

①　受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。

②　受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。

③　不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(ｲ) 受講以外の行動をしていた

(ﾛ) 長時間離席していた場合

(ﾊ) 画面を見ていない場合

(ﾆ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱していた場合

(ﾎ) その他受講していると認められない場合

⑶　オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

①　動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。

②　動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。

③　動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。

④　動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。

⑤　講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示される

といった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとすること。

⑥　受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。

⑦　不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(ｲ) 受講以外の行動をしていた場合

(ﾛ) 長時間離席していた場合

(ﾊ) 画面を見ていない場合

(ﾆ) 動画を早送りで再生した場合

(ﾎ) その他受講していると認められない場合

⑧　自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。

国自整第８５号
令和７年７月８日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
（公印省略）

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平成３０年４月１９日付け国自整第２９号）は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第１　用語の定義

１.「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 49 条第１項及び第２項に基づいて自動車（法第 58 条第１項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第 91 条第１項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第 94 条の６第１項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。

２.「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

３.「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。

４.「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。

５.「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。

６.「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）をいう。

７.「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成 17 年政令第８号）をいう。

第２　自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

１．自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（１）点検整備記録簿等※1の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第６条）

（２）点検整備記録簿等※2の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第４条）

① 第２　１.（１）の方法をもって調製するファイルにより保存する方法

② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

（３）点検整備記録簿等※2を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第４条）

（４）第２　１.（３）により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第 10 条の２に定める様式であること。

※１　自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第 48 条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、１.（１）では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。

※２　自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、１.（２）及び（３）では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。

（５）運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

２．自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン

（１）整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。

（２）点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。

（３）整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。

（４）点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

（５）保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

３．自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

（１）整備記録システムの技術面の安全対策

①　次の権限について識別符号（ＩＤ）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。

・　自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）

・　整備主任者に係る権限

・　点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限

②　電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。

③　整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

（２）整備記録システムの運用面の安全対策

①　整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。

・　ＩＤ及びパスワードの付与及び廃止の管理

・　電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

②　整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのＩＤは複数者で共用しないこと、ＩＤを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

（３）整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

４．自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合※3の遵守事項

（１）特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第 11 条第１項）。

（２）第２　４.（１）の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第 11 条第２項）。

（３）特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、（１）のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第 12 条及び政令第２条第１項）。

（４）（３）の承諾が得られなかった場合又は（３）の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第２条第２項）。

（５）特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※３　自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第３　自動車の使用者の遵守事項等

１．自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（１）点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第６条）。

（２）点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第４条）。

①　第３　１.（１）の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

②　点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

（３）点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第４条）。

（４）運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

２．自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るＱ＆Ａ

問１　点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

（答）

○　電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第 54 条第４項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問２　クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第 49 条第１項の「備え置き」に該当するか。

（答）

○　電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第 49 条第１項の「備え置き」に該当する。

問３　点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

（答）

○　電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問４　問１～問３の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

（答）

○　「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。

✓　直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第１項及び第２項並びに自動車点検基準第４条第１項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

✓　直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

✓　直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

○　ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。

✓　点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携行しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

✓　スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

北信技整第　６２号の２
令和７年７月２５日

北陸信越ブロック自動車整備連絡協議会会長　殿

北陸信越運輸局
自動車技術安全部長

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今般、管内において、車検整備を実施した自動車について、試走時に後輪左右がブレーキドラムごと外れ、脱落した車輪により付近にいた人が怪我を負う事故が発生しました。

発生原因として、自動車整備事業者の整備作業の瑕疵が確認されたことから、当該事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、下記に留意し確実な整備を徹底していただきますよう、貴会傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

記

１．自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
２．作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
３．特定整備後の中間検査やできばえ確認を確実に実施すること。
４．記１．～３．について、あらためて自らの事業場での遵守状況を点検するとともに、異動や配置換え等の機会をとらえ定期的に確認を行うこと。

Ⅱ　参考資料

令和6年度　北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要

北陸信越運輸局　自動車技術安全部　整備・保安課

1. 自動車特定整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分等の内容	備考
1	専業	特定整備作業不適切	特定整備作業に重大な瑕疵があった。	自動車特定整備事業の停止　20日	

2. 指定自動車整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	専業	検査の一部を実施せず保安基準適合証に証明、交付	①法令の規定を遵守する体制ではない。 ②故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付した。 ③故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 ⑤自動車検査員は検査の一部を実施せずに適合証に証明した。	保安基準適合証等の交付停止　30日 自動車検査員解任命令	

3. 指定自動車整備事業者に対する文書警告（自動車検査員に対する文書警告含む。）

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	ディーラ	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 （適合証交付時に誤ってリコール作業で入庫していた同型の別車両の車両情報によりOSS申請を行ったもの）	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	
2	専業	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 （中古新規の現車提示時に架装により重量相違）	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	
3	ディーラ	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 （一時抹消後に新規検査で適合証を交付する予定であったが、抹消前に適合証を交付）	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	
4	専業	①保安基準不適合状態で適合証を交付 ②検査員の不正証明行為	①故意以外により保安基準不適合状態（大型後部反射器が4分割のものを2枚のみ取付けしたことにより面積不足）であるにもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	
5	専業	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 （中古新規の現車提示時に架装により重量相違）	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	

4. その他

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	ディーラ	適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	令和5年12月の法令改正以降に、ガス容器等再試験結果証明書を検査員以外の者が証明証に証明した。	口頭注意	法令改正以前の高圧ガス再検査の有資格者が証明しており、検査作業も自動車検査員立会いのうえ実施していたため、口頭注意とした。

官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（国土交通八二）　一
〔法規的告示〕
○自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（国土交通五一五）　二
○気象庁船舶気象無線通報規則の一部を改正する告示（気象庁四）　八
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一七七～一八三）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一八四～一八六）　三五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一八七～一八九）　三六
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（国土交通五一六）　三八
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十五年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　三〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四八
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○国土交通省令第八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第五項、第八十条第一項第一号、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第一条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（二級の受験資格） **第十八条**　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者 一の二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの イ～リ　（略） 一の三　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの 二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの イ・ロ　（略） 三　二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者 四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの 四の二　次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの イ・ロ　（略） 四の三～八　（略） ２　二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者 二　前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの 二の二　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの 三　前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの 四・五　（略）	（二級の受験資格） **第十八条**　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者 一の二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの イ～リ　（略） 一の三　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの 二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの イ・ロ　（略） 三　二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者 四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの 四の二　次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有するもの イ・ロ　（略） 四の三～八　（略） ２　二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者 二　前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの 二の二　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの 三　前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの 四・五　（略）

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二　次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し三月以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

三～五　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

四～六　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改　正　後

別表第五（第五十七条関係）

対象とする整備の種類 ＼ 対象とする装置の種類	分解整備										電子制御装置整備	自動運行装置
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置				
作業機械等												
（略）												

改　正　前

別表第五（第五十七条関係）

対象とする整備の種類 ＼ 対象とする装置の種類	分解整備										電子制御装置整備	自動運行装置
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置				
作業機械等												
（略）												

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し一年以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二　次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

三～五　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

三　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

四～六　（略）

点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○			1　普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第９号及び第13号に掲げるものを、カタピラを有しない大型特殊自動車であるものにあつては第13号に掲げるものを除く。 2　小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第10号及び第13号に掲げるものを除く。
	(2) 比重計又はバッテリ・テスタ	○									
	(3) コンプレッション・ゲージ	○									
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○					
	(5) エンジン・タコテスタ又は整備用スキャンツール	○	○		○						
	(6) タイミング・ライト又は整備用スキャンツール	○									
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○			
	(8) ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○				
	(9) タイヤ・ゲージ			○							
	(10) 検車装置	○	○	○	○	○	○				
	(11) 一酸化炭素測定器	○									
	(12) 炭化水素測定器	○									
	(13) 整備用スキャンツール	○	○		○	○	○		○	○	

点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○			1　普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第９号から第12号までに掲げるものを除く。 2　小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第９号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第９号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。
	(2) 比重計	○									
	(3) コンプレッション・ゲージ	○									
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○					
	(5) エンジン・タコテスタ	○	○		○						
	(6) タイミング・ライト	○									
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○			
	(8) ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○				
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○				
	(10) キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○				
	(11) ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○				
	(12) タイヤ・ゲージ			○							
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○				
	(14) 一酸化炭素測定器	○									
	(15) 炭化水素測定器	○									
	(16) 整備用スキャンツール								○	○	

											3　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては第６号、第11号及び第12号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては第３号、第６号、第11号及び第12号に掲げるものを除く。
工具	⑴　ホイール・プーラ			○		○					1　普通自動車特定整備事業で対象とする自動車が車両総重量が８トン未満のもの、最大積載量が２トン以下であるもの及び乗車定員が10人以下であるもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、第１号から第３号までに掲げるものを除く。 2　小型自動車特定整備事業又は軽自動車特定整備事業にあつては、第１号から第３号までに掲げるものを除く。
	⑵　ベアリング・レース・プーラ		○	○		○					
	⑶　グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○			
	⑷　部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備考

（略）

											3　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第６号、第14及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第３号、第６号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
工具	⑴　ホイール・プーラ			○		○					小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号及び第２号に掲げるものを除く。
	⑵　ベアリング・レース・プーラ		○	○		○					
	⑶　グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○			
	⑷　部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備考

（略）

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略） ２　前項の規定によるほか、自動運行装置を備える自動車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う自動車検査員にあつては、検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者でなければならない。 （自動車検査員の証明） **第七条**　（略） ２　自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第二号、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。	（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略） （新設） （自動車検査員の証明） **第七条**　（略） ２　自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） （略） 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号） 第四十九条第一項及び第三項、第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。） （略）	別表第一（第三条及び第四条関係） （略） 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号） 第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。） （略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
道路運送車両法	第四十九条第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
道路運送車両法	第九十一条第二項
気象業務法	第三十二条の十第二項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
道路運送車両法	第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
気象業務法	第三十二条の十第二項
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中指定自動車整備事業規則第四条の改正規定（第一項第一号の改正規定を除く。）は、令和十一年四月一日から施行する。

（道路運送車両法施行規則の一部改正に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に道路運送車両法（以下「法」という。）の規定による認証を受けて自動車特定整備事業を経営している者及び法の規定により自動車特定整備事業の認証の申請をしている者に係る法第八十条第一項第一号の規定による基準については、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則別表第五（点検計器及び点検装置の欄第十三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、この省令の施行後最初に事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の際現に自動運行装置を備える自動車（以下この条において「自動運転車」という。）を対象とする法第九十四条の二第一項の指定自動車整備事業を行っている同項に規定する指定自動車整備事業者は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して四年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第四条第二項に該当しない者を自動運転車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う法第九十四条の四第一項の自動車検査員に選任することができる。

（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）の一部を次のように改める。

第二条のうち、自動整備士技能検定規則第十八条から第十九条の二までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（二級の受験資格） **第十八条**　二級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者	（二級の受験資格） **第十八条**　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

一の二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ～ヘ　（略）

ト　一種養成施設の三級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

チ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者

リ　国土交通大臣が、三級自動車整備士（総合）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

一の三　自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

一の四　（略）

二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ　（略）

（削る）

三　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四　二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

（削る）

五　（略）

六　一種養成施設の二級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

七　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

八　（略）

一の二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ～ヘ　（略）

ト　一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ　国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（新設）

一の三　（略）

二　次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ　（略）

三　二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

（新設）

四の二　次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの

イ　第二号イ又はロに掲げる者

ロ　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

四の三　第一号の二八又はニに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの

五　（略）

六　一種養成施設の二級の課程を修了した者

七　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

八　（略）

２　二級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二　次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ　前項第一号の二イからヘまでに掲げる者

ロ　一種養成施設の三級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者

ハ　自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者

ニ　国土交通大臣が、三級自動車整備士（二輪）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

三　前項第二号イ又はロに掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

五　一種養成施設の二級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者

六　自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

七　前項（第一号の三及び第四号を除く。）に規定する受験資格を有する者

八　国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（三級の受験資格）

第十九条　三級自動車整備士（総合）又は三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二・三　（略）

（削る）

（削る）

２　二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二　前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三　前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四　前項第五号から第七号までに掲げる者

五　国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二・三　（略）

四　自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

五　自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ　第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者

ロ　前条第二号ハに掲げる者

ハ　職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

三～六　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

（新設）

（新設）

（新設）

三～六　（略）

第四条のうち、指定自動車整備事業規則第四条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者 イ　ロ以外の事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者（自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。）として一年以上（検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの ロ　対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上（検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略）	（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略）

附則第八条の表第五十七条第七号イ(3)及び(4)の項、第五十七条第七号ハ(2)の項、第六十二条の二の二第一項第七号イ(3)及び(4)の項及び第六十二条の二の二第一項第七号ハ(2)の項中「若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者」を「、検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者（電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。）」に改める。

法規的告示

○国土交通省告示第五百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

2　日常点検の実施の方法

（略）

日常点検の実施方法

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
（略）		（略）	（略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○　トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 ○　ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

2　日常点検の実施の方法

（略）

日常点検の実施方法

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
（略）		（略）	（略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○　トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

車の周りからの点検	（略）	（略）	（略）
	タイヤ	（略）	（略）
		□取付けの状態	○　ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・　ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・　ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕はないか。 ・　ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○　ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ＩＳＯ方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

㈱１～４　（略）

３　定期点検の実施の方法

（略）

車の周りからの点検	（略）	（略）	（略）
	タイヤ	（略）	（略）
		□取付けの状態	○　ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・　ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・　ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕はないか。 ・　ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○　ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ＩＳＯ方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

㈱１～４　（略）

３　定期点検の実施の方法

（略）

定期点検の実施方法

(1)　四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点検時期（年又は月ごと）					点検の実施方法
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
（略）	（略）	（略）	（略）					（略）
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月		（遊びの点検） ○　エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 （踏み込んだ時の床板とのすき間の点検） ○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○　ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		（略）	（略）					（略）
	（略）	（略）	（略）					（略）

定期点検の実施方法

(1)　四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点検時期（年又は月ごと）					点検の実施方法
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
（略）	（略）	（略）	（略）					（略）
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月		○　エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
		（略）	（略）					（略）
	（略）	（略）	（略）					（略）

倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	
（略）	機能
（略）	12月
	12月
	12月
（略）	＜真空又は空気倍力式＞ ○　エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○　エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○　必要がある場合には次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ピストン・カップ、ダイヤフラム、ゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。

倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	
（略）	機能
（略）	12月
	12月
	12月
（略）	＜真空又は空気倍力式＞ ○　エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○　エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○　必要がある場合には次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ピストン・カップ、ダイヤフラム、ゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。

									＜空気油圧複合式＞ ○　エア・タンク内圧力が規定値の状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検します。 ○　必要がある場合には次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。 ＜電動倍力式＞ 「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。
	（略）	（略）	（略）						（略）
（略）	（略）	（略）	（略）						（略）

									＜空気油圧複合式＞ ○　エア・タンク内圧力が規定値の状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検します。 ○　必要がある場合には次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・　圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。
	（略）	（略）	（略）						（略）
（略）	（略）	（略）	（略）						（略）

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	（略）	（略）	（略）					（略）
	一酸化炭素等発散防止装置	（略）	（略）					（略）
		二次空気供給装置の機能	２年	12月	12月	12月		○　二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。） ○　Ｊ－ＯＢＤⅡ又はＷＬＴＰ－ＯＢＤが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		排気ガス再循環装置の機能	２年	12月	12月	12月		○　エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。） ○　Ｊ－ＯＢＤⅡ又はＷＬＴＰ－ＯＢＤが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		（略）	（略）					（略）

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	（略）	（略）	（略）					（略）
	一酸化炭素等発散防止装置	（略）	（略）					（略）
		二次空気供給装置の機能	２年	12月	12月	12月		○　二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）
		排気ガス再循環装置の機能	２年	12月	12月	12月		○　エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）
		（略）	（略）					（略）

（略）	（略）	（略）					（略）
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	１年	６月	６月	３月		（略）
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	２年	12月	12月	12月		（略）
	（略）	（略）					（略）
（略）	（略）	（略）					（略）

⑵　二輪自動車

点検箇所		点検項目	点検時期（年又は月ごと）		点検の実施方法
			自家用乗用など	自家用貨物など	
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）
ばい煙、悪臭のあるガス、	（略）	（略）	（略）		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	２年	１年	○　二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）

（略）	（略）	（略）					（略）
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	１年	６月		３月		（略）
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	２年	12月		12月		（略）
	（略）	（略）					（略）
（略）	（略）	（略）					（略）

⑵　二輪自動車

点検箇所		点検項目	点検時期（年又は月ごと）		点検の実施方法
			自家用乗用など	自家用貨物など	
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）
ばい煙、悪臭のあるガス、	（略）	（略）	（略）		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	２年	１年	○　二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 （ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）

有害なガス等の発散防止装置			
（略）	（略）	（略）	（略）
			○　Ｊ－ＯＢＤⅡが装着されている自動車にあっては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
（略）	（略）	（略）	（略）

有害なガス等の発散防止装置			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年十月八日から施行する。

○気象庁告示第四号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、気象庁船舶気象無線通報規則（昭和三十五年気象庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月八日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第二条　船舶通報は、高機能グループ呼出しにより行うものとし、衛星通信システム、電波の型式及び周波数の帯域は、次の表のとおりとする。 衛星通信システム　電波の型式　周波数の帯域 インマルサット　Ｇ１Ｄ　1530―1545MHz イリジウム　Ｑ７Ｗ　1618.25―1626.5MHz	**第二条**　船舶通報は、インマルサット高機能グループ呼び出しにより行うものとし、電波の型式及び周波数の帯域は、次のとおりとする。 電波の型式　周波数の帯域 Ｇ１Ｄ　1530―1545MHz

附　則

1　この告示は、令和七年七月二十四日から施行する。

2　改正後の規定は、施行日の九時以降に行う通報について適用し、同日九時前に行う通報については、なお従前の例による。

（大型トラック・バス）

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！

©くまみね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に
伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブ は使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで
締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【 ホイールボルト、ナットの点検要領 】

●著しい錆の発生がないか点検します。
●亀裂や損傷がないか点検します。
●ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
●ボルトが伸びていないか点検します。

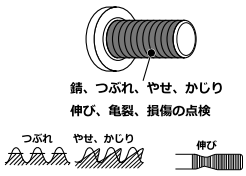

【著しい錆の例】

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットを
ボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。
異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損して
いた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

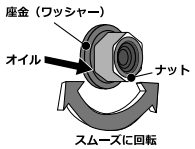

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、
スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

◀ホイールナットとワッシャーに変形が
見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着した
ゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。▶

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に
伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

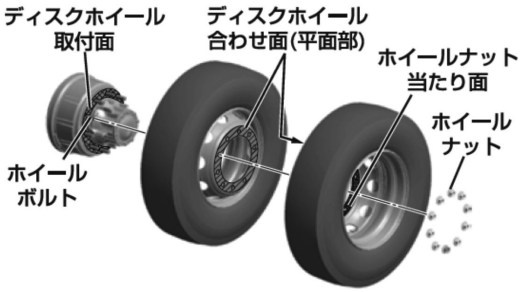

【 ハブの点検要領 】

●ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、
ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【 ディスクホイールの点検要領 】

●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり
面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
●溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり
面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う
著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。
※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わ
ないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。

【著しい錆の例】

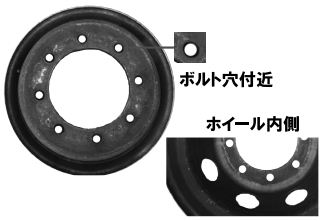

ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、こちらから！

一般社団法人 日本自動車工業会　いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

国土交通省

解説編

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。

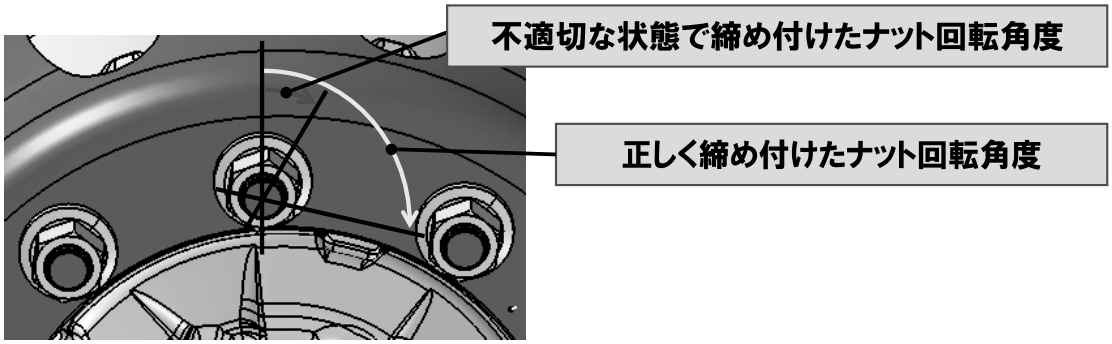

ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

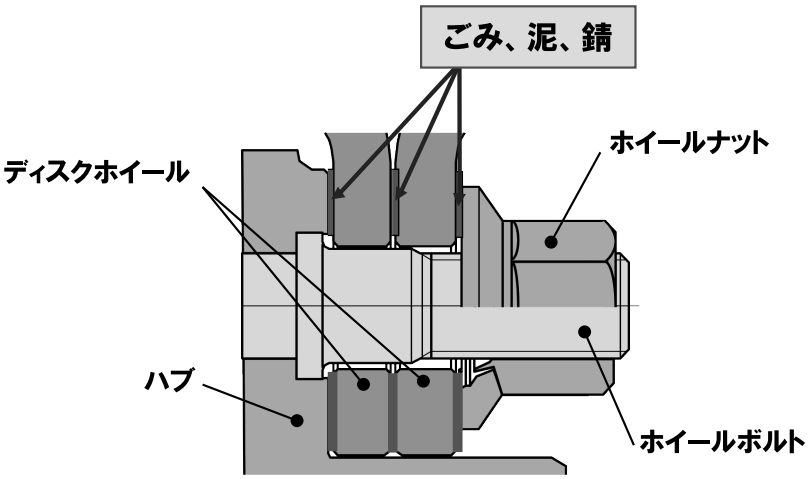

Ⅲ　統計資料

1　管内自動車保有車両数の推移（過去5年）

北陸信越運輸局

支局等		車種＼年度	2	3	4	5	6
新潟	新潟	登録車	588,817	584,161	579,474	574,587	570,759
		小型二輪	18,115	18,725	19,254	19,490	19,732
		軽自動車	489,473	489,982	493,800	496,313	497,734
		計	1,096,405	1,092,868	1,092,528	1,090,390	1,088,225
		対前年比	100.0%	99.7%	100.0%	99.8%	99.8%
	長岡	登録車	360,961	357,329	354,495	352,198	349,458
		小型二輪	12,304	12,667	13,137	13,408	13,434
		軽自動車	340,538	341,280	343,139	343,330	343,461
		計	713,803	711,276	710,771	708,936	706,353
		対前年比	99.7%	99.6%	99.9%	99.7%	99.6%
	小計	登録車	949,778	941,490	933,969	926,785	920,217
		小型二輪	30,419	31,392	32,391	32,898	33,166
		軽自動車	830,011	831,262	836,939	839,643	841,195
		計	1,810,208	1,804,144	1,803,299	1,799,326	1,794,578
		対前年比	99.8%	99.7%	100.0%	99.8%	99.7%
長野	長野	登録車	470,411	468,272	467,200	466,301	465,454
		小型二輪	17,373	17,849	18,561	18,942	19,275
		軽自動車	438,922	440,405	444,941	446,747	448,158
		計	926,706	926,526	930,702	931,990	932,887
		対前年比	100.3%	100.0%	100.5%	100.1%	100.1%
	松本	登録車	485,511	482,308	480,311	478,785	477,677
		小型二輪	17,344	17,931	18,541	18,986	19,254
		軽自動車	446,417	449,219	453,494	456,443	458,381
		計	949,272	949,458	952,346	954,214	955,312
		対前年比	100.1%	100.0%	100.3%	100.2%	100.1%
	小計	登録車	955,922	950,580	947,511	945,086	943,131
		小型二輪	34,717	35,780	37,102	37,928	38,529
		軽自動車	885,339	889,624	898,435	903,190	906,539
		計	1,875,978	1,875,984	1,883,048	1,886,204	1,888,199
		対前年比	100.2%	100.0%	100.4%	100.2%	100.1%
富山		登録車	508,754	505,475	503,040	500,163	497,396
		小型二輪	12,819	13,315	13,864	14,238	14,495
		軽自動車	369,817	371,144	373,840	375,617	376,983
		計	891,390	889,934	890,744	890,018	888,874
		対前年比	100.0%	99.8%	100.1%	99.9%	99.9%
石川		登録車	536,175	534,658	533,477	531,572	531,504
		小型二輪	12,711	13,263	13,764	14,191	14,496
		軽自動車	358,064	359,622	362,712	365,271	367,617
		計	906,950	907,543	909,953	911,034	913,617
		対前年比	100.0%	100.1%	100.3%	100.1%	100.3%
管内合計		登録車	2,950,629	2,932,203	2,917,997	2,903,606	2,892,248
		小型二輪	90,666	93,750	97,121	99,255	100,686
		軽自動車	2,443,231	2,451,652	2,471,926	2,483,721	2,492,334
		計	5,484,526	5,477,605	5,487,044	5,486,582	5,485,268
		対前年比	100.0%	99.9%	100.2%	100.0%	100.0%

２　管内継続検査件数の推移（過去５年）

北陸信越運輸局

県		区分・年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新潟	新潟	持込件数	76.0	73.1	76.8	74.5	76.0
		指定整備	194.1	191.3	188.2	184.0	182.0
		新潟計	270.1	264.4	265.0	258.5	258.0
		対前年比	100.8	97.9	100.2	97.5	99.8
	長岡	持込件数	42.4	41.4	42.8	41.5	42.5
		指定整備	142.0	142.5	149.0	144.5	144.3
		長岡計	184.4	183.9	191.8	186.0	186.8
		対前年比	104.7	99.7	104.3	97.0	100.4
	県計	持込件数	118.4	114.5	119.6	116.0	118.5
		指定整備	336.1	333.8	337.2	328.5	326.3
		計	454.5	448.3	456.8	444.5	444.8
		対前年比	102.4	98.6	101.9	97.3	100.1
長野	長野	持込件数	58.0	56.1	58.7	58.8	60.7
		指定整備	160.1	157.4	162.9	157.4	159.5
		長野計	218.1	213.5	221.6	216.2	220.2
		対前年比	102.4	97.9	103.8	97.6	101.9
	松本	持込件数	48.7	48.5	50.6	49.8	52.6
		指定整備	172.4	168.5	172.9	166.6	167.3
		松本計	221.1	217.0	223.5	216.4	219.9
		対前年比	103.1	98.1	103.0	96.8	101.6
	県計	持込件数	106.7	104.6	109.3	108.6	113.3
		指定整備	332.5	325.9	335.8	324.0	326.8
		計	439.2	430.5	445.1	432.6	440.1
		対前年比	102.8	98.0	103.4	97.2	101.7
富山		持込件数	44.6	42.8	43.6	42.0	43.2
		指定整備	194.0	191.8	196.7	191.9	192.4
		富山計	238.6	234.6	240.3	233.9	235.6
		対前年比	102.8	98.3	102.4	97.3	100.7
石川		持込件数	53.0	50.8	52.8	51.0	52.2
		指定整備	196.2	194.6	200.3	192.9	197.8
		石川計	249.2	245.4	253.1	243.9	250.0
		対前年比	104.0	98.5	103.1	96.4	102.5
合計		持込件数	322.7	312.7	325.3	317.6	327.2
		指定整備	1,058.8	1,046.1	1,070.0	1,037.3	1,043.3
		計	1,381.5	1,358.8	1,395.3	1,354.9	1,370.5
		対前年比	102.9	98.4	102.7	97.1	101.2

（注）　１．軽自動車を除く。
　　２．検査業務量の単位は千単位で示す。

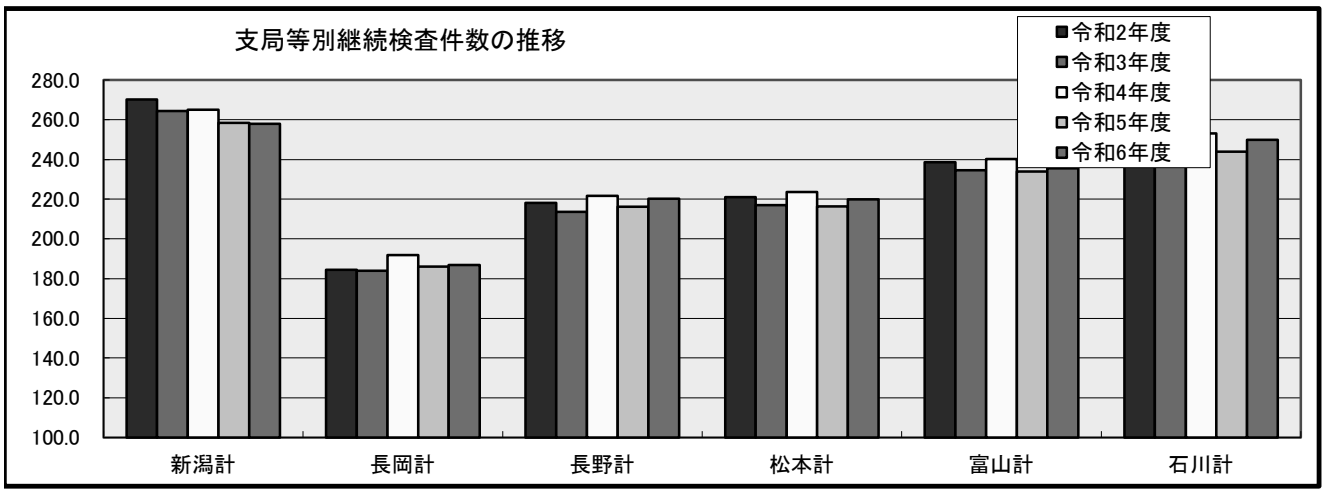

３ 管内ユーザー車検受検件数の推移（過去5年）

単位は百単位で示す。

支局等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（対前年比）
新 潟	135	130	135	137	144	105.1%
長 岡	46	42	44	45	49	108.9%
長 野	99	95	102	107	111	103.7%
松 本	122	116	118	120	125	104.2%
富 山	93	92	100	101	108	106.9%
石 川	96	91	97	100	103	103.0%
合 計	591	566	596	610	640	104.9%

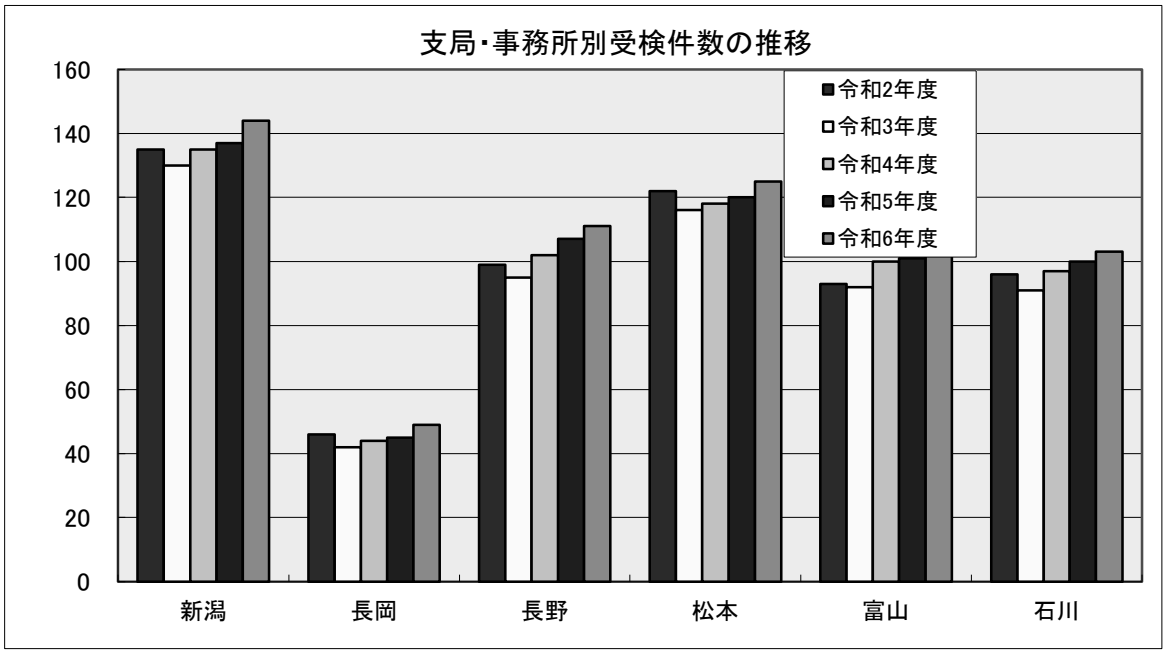

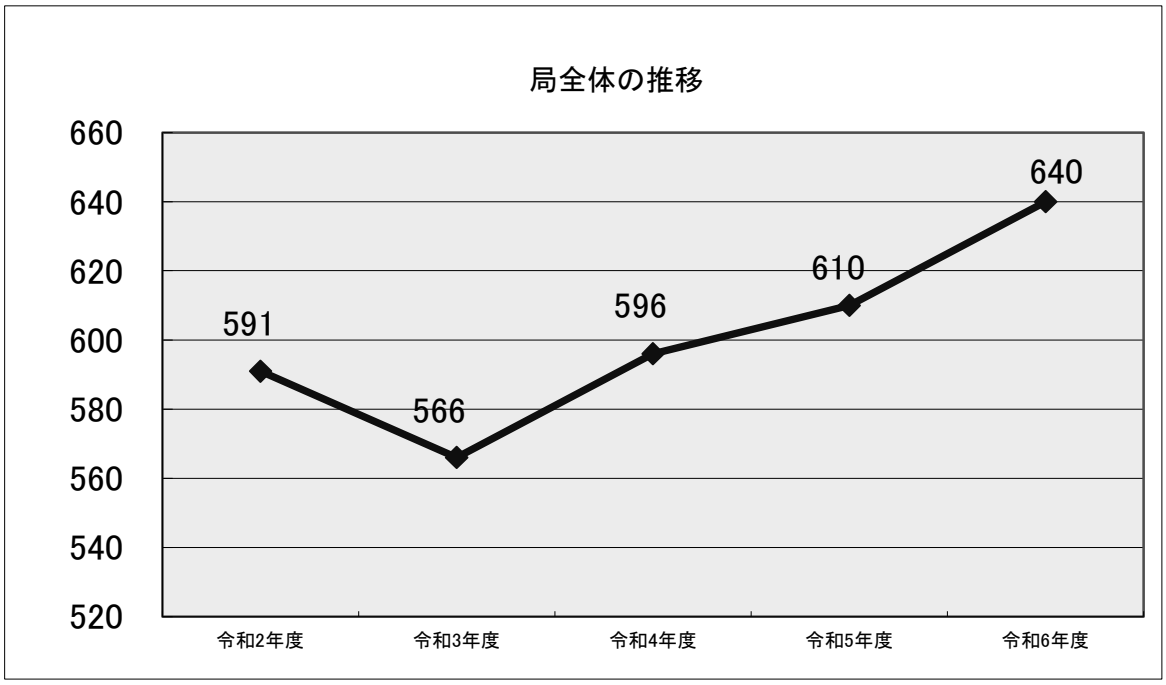

4　管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）

県 別	項目＼年度	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
新潟	認 証 工 場 数	2,108	2,115	2,107	2,095	2,085	2,072	2,088	2,087	2,088	2,098
	指 定 工 場 数	606	613	613	614	614	609	611	608	603	601
	指定整備率 （登）	73.3	73.8	73.8	73.9	74.0	74.1	73.9	73.8	73.9	73.4
	指定整備率 （軽）	68.8	69.8	70.3	70.3	70.9	71.0	71.1	71.5	71.1	71.4
長野	認 証 工 場 数	2,092	2,087	2,085	2,082	2,085	2,084	2,079	2,085	2,117	2,125
	指 定 工 場 数	532	538	552	553	554	551	542	545	544	541
	指定整備率 （登）	75.3	76.0	75.2	76.3	75.9	75.9	75.7	75.4	74.9	74.3
	指定整備率 （軽）	68.9	69.7	70.3	70.5	70.3	70.3	70.1	70.1	70.0	69.7
富山	認 証 工 場 数	1,017	1,019	1,023	1,019	1,018	1,003	1,019	1,026	1,027	1,030
	指 定 工 場 数	411	412	412	412	411	411	412	415	411	412
	指定整備率 （登）	80.7	81.6	81.7	81.4	81.6	81.7	81.3	81.9	82.0	81.7
	指定整備率 （軽）	73.6	75.3	75.8	75.9	75.8	75.8	76.4	77.2	77.4	77.7
石川	認 証 工 場 数	1,109	1,117	1,116	1,115	1,114	1,118	1,119	1,124	1,132	1,125
	指 定 工 場 数	397	399	405	406	410	409	403	407	407	401
	指定整備率 （登）	76.5	77.1	77.1	77.7	78.4	78.5	78.7	79.1	79.1	79.1
	指定整備率 （軽）	69.2	70.1	70.8	71.3	72.5	73.2	73.5	74.1	74.3	74.5
局 計	認 証 工 場 数	6,326	6,338	6,331	6,311	6,302	6,277	6,305	6,322	6,364	6,378
	指 定 工 場 数	1,946	1,962	1,982	1,985	1,989	1,980	1,968	1,975	1,965	1,955

（注）1．認証工場数には、指定工場を含んでいる。
　　2．指定整備率は、継続検査における指定整備取扱い件数の割合を示す。
　　3．指定整備率（登）は登録車の指定整備率を示し、指定整備率(軽）は軽自動車の指定整備率を示す。

5　管内認証・指定工場の実態（令和6年度末）

項目＼支局別	認証	整備主任者選任数	指定	検査員選任数	集約化（指定工場）		
	工場数		工場数		協業組合	協同組合	企業組合
新　　潟	2,098	5,344	601	2,139	17	0	0
長　　野	2,125	5,188	541	1,983	21	4	0
富　　山	1,030	2,740	412	1,408	2	0	0
石　　川	1,125	2,507	401	1,249	5	1	0
運 輸 局 計	6,378	15,779	1,955	6,779	45	5	0

Ⅳ　その他資料（連絡先等一覧）

１　北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所

名称及び所在地	郵便番号	部署名	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸信越運輸局自動車技術安全部 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎２号館	950-8537	管理課 整備・保安課 技術課 不正改造車・黒煙 110 番 自動車の検査・整備 110 番 （自動車の不具合情報の受付）	（共通） 025-285-9155 025-285-9165	025-285-9175
新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島 14-26	950-0961	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	025-285-3123 025-285-3124 050-5540-2040 025-285-3125	025-285-0473
長岡自動車検査登録事務所 長岡市摂田屋町字外川 2643-1	940-1104	検査・登録 （テレホンサービス）	050-5540-2041	0258-22-3487
長野運輸支局 長野市西和田 1-35-4	381-8503	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	026-243-4384 026-243-4603 050-5540-2042 026-243-5525	026-259-4508
松本自動車検査登録事務所 松本市平田東 2-5-10	399-0014	検査・登録 （テレホンサービス）	050-5540-2043	0263-86-4751
富山運輸支局 富山市新庄町馬場 82	930-0992	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	076-423-0894 076-423-0893 050-5540-2044 076-423-0892	076-423-5509
石川運輸支局 金沢市直江東 1-1	920-8213	代表 検査・登録 （テレホンサービス）	076-208-6000 050-5540-2045	076-208-6002

２　独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所

名称	所在地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸信越検査部	新潟市中央区東出来島 14-26	950-0961	025-282-2588	025-283-5558
長岡事務所	長岡市摂田屋町字外川 2643-1	940-1104	0258-22-3382	0258-22-3487
長野事務所	長野市西和田 1-35-4	381-0037	026-243-5542	026-244-1462
松本事務所	松本市平田東 2-5-10	399-0014	0263-58-0520	0263-86-4751
富山事務所	富山市新庄町馬場 82	930-0992	076-491-6637	076-423-5509
石川事務所	金沢市直江東 1-1	920-8213	076-290-7001	076-290-7010

３　軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所

名　　称	所　　在　　地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟主管事務所	新潟市江南区亀田早通字川根2940	950-0145	050-3816-1850 （コールセンター）	025-288-1726
長岡支所	長岡市平島1-3	940-1163	050-3816-1851 （コールセンター）	0258-86-6874
長野事務所	長野市西和田1-38-1	381-0037	050-3816-1854 （コールセンター）	026-239-7074
松本支所	松本市平田東2-1-11	399-0014	050-3816-1855 （コールセンター）	0263-85-3105
富山事務所	富山市新庄町字馬場1-4	930-0992	050-3816-1852 （コールセンター）	076-423-8462
石川事務所	金沢市直江東2-123-1	920-8213	050-3816-1853 （コールセンター）	076-208-5534

４　自動車整備振興会

名　　称	所　　在　　地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟県自動車整備振興会	新潟市中央区東出来島12-6	950-0961	025-285-2301	025-285-2008
佐渡分室	佐渡市八幡2075の1	952-1311	0259-52-3061	0259-67-7677
長岡支所	長岡市摂田屋町字外川2697	940-1104	0258-22-1112	0258-22-1111
上越分室	上越市三ツ屋町45-4	942-0042	025-543-3224	0255-43-8985
長野県自動車整備振興会	長野市西和田1-35-2	381-8510	026-243-4839	026-243-9810
松本分室	松本市平田東2-4-1	399-0014	0263-58-3734	0263-86-5535
富山県自動車整備振興会	富山市新庄町馬場24-2	930-0992	076-425-0882	076-424-6215
石川県自動車整備振興会	金沢市直江東1-2	920-8213	076-239-4001	076-239-4004

５　管内出張検査場

検査場名	所　　在　　地	維持団体等	郵便番号	電話番号
佐　渡	佐渡市八幡2075の1	新潟県自動車整備振興会	952-1311	0259-52-3061
村　上	村上市緑町4-2-81	下越自動車整備事業協同組合	958-0033	0254-52-3773
上　越	上越市三ツ屋45-4	新潟県自動車整備振興会	942-0042	0255-43-3224
佐　久	佐久市大字中込3387-1	佐久自動車協会	385-0051	0267-67-4676
上　田	上田市大字住吉諏訪田65	上田自動車協会	386-0002	0268-22-3310
伊　那	伊那市大字伊那部6002-1	上伊那自動車検査場維持会	396-0011	0265-72-3511
飯　田	飯田市鼎切石5122	飯田自動車協会	395-0807	0265-23-5896
七　尾	七尾市白馬町ヨ部4-1	七鹿自動車整備組合	926-0828	0767-57-2110

MEMO